

明代女真史の研究

河内良弘

目次

序章

前編 明代女真の対外関係と貿易

第一章 明代女真をめぐる国際環境

第一節 大明帝国の成立

第二節 女真諸衛の成立と朝貢貿易

一 洪武帝の遼東平定

二 永樂帝の女真諸衛冊封

第三節 朝鮮王国の成立

第四節 女真人の朝鮮入京

一 女真人の朝鮮入京

二 賜宴および饋餉

三 回賜

四 例賜・常賜と別賜・加賜

五 授官

六 官教と印信

七 祿俸

八 結語

第二章 建州左衛の對外關係

第一節 朝鮮との關係の發端

第二節 童猛哥帖木兒

第三節 十處人員の朝鮮歸屬

第四節 吾吾會建州衛の成立

第五節 服屬關係の解消

第六節 吾吾會建州衛の移住

第七節 朝鮮との修交の成立とその特色

第八節 「借地」に恢復の事業

第九節 斡木河にツリマの明國の見解

第十節 建州左衛の立場

第十一節 建州左衛の遼東移住

第三章 建州衛の對外關係

第一節 建州衛について

第二節 朝鮮の第一次建州出兵

第三節 建州衛と朝鮮との和親

第四節 朝鮮の第二次建州出兵

第四章 李朝初期の女真人侍衛

第一節 侍衛の職掌

第二節 下層階級出身の侍衛

第三節 上層階級出身の侍衛

一 童猛哥帖木兒の殘した侍衛

二 人質とての侍衛

三 侍衛の帰還

四 人質の慣習

第四節 結語

第五章 海西女直の對外貿易について

第一項 兀者衛について

第一節 海西女直について

第二節 兀者衛について

第三節 兀者衛の位置

第四節 土産・牧畜

第五節 婚姻

第六節 樹上葬

第七節 家屋と農耕

第二項 忽刺温兀狄哈の朝鮮貿易

第一節 忽刺温兀狄哈と朝鮮との接觸

一 閔延の役

二 閩延の役に関する証言

三 明国使節の忽刺温派遣

四 嘔罕河衛頭目 沙隆哈

第二節 忽刺温兀狄哈の來朝

一 毛多赤の忽刺温派遣

二 嘔罕河衛と肥河衛

三 忽刺温兀狄哈朝鮮來寇の背景

四 忽刺温人來朝の盛況

第三節 朝鮮貿易の目的

第四節 朝鮮貿易の終焉

第六章 景泰・天順年間（朝鮮世祖時代）の
女真の対外関係

第一項 世祖時代の女真と明国と朝鮮

第一節 字小之義

第二節 字小主義の挫折

後編 貿易の發展と新勢力の抬頭

第七章 明代東北アジアの貂皮貿易

第一節 女真と明国・朝鮮との馬貿易

第二節 遼東における貂皮貿易の發展

第三節 朝鮮における貂皮貿易の發展

- 一 貂皮の貢納
- 二 成宗時代
- 三 燕山君—中宗時代
- 四 明宗時代
- 第四節 滿浦鎮交易
- 第五節 女真農業の發展
- 一 耕牛の輸入
- 二 農具の輸入
- 三 農業生産力の向上
- 第六節 貂皮の産地

第七節 女真商人の成長

第八章 建州女直の農業につつま

第一項 狩獵と農業につつま

第一節 狩獵につつま

第二節 建州女直の農業

第三節 朝鮮軍の農作妨害

第四節 飢饉と食糧請願

第五節 結語

第二項 移動と農業につつま

第一節 移住と季節

第二節 移住と自然的條件

第三節 結語

第三項 建州女直の奴婢について

第一節 開原被虜に関する諸説

第二節 證言の矛盾

第三節 開原事變の性格とその限界

第四節 開原被虜と建州左衛

第五節 買得奴婢と開原被虜

第六節 楊里人

第七節 楊木峇兀集團の解體

第九章 鴨綠江流域における女真村落の發展

—— 温下衛について ——

第一節 温下衛の出現と發展

第二節 温下衛の出自

第三節 温下衛の拡大

第四節 移住の原因と衛名の由來

第十章 狩獵地域の拡大と朝鮮の出兵

第一項 朝鮮の東京城出兵

第一節 東京城

第二節 造山事件

第三節 出兵の準備

第四節 東京城出兵

第五節 結語

第二項 朝鮮の閩延・茂昌出兵と女真村落
の拡大

第一節 閩延・茂昌への女真人の入居

第二節 出兵の準備

第三節 第一次閔延出兵と三屯驅逐

第四節 第二次閔延出兵と冤氣所感

第五節 茂昌驅逐

第六節 沈思遜の遭難

第七節 中宗時代の朝鮮と建州女直との

關係

第八節 咸鏡道地方の疲弊

第九節 莽哈

第三項 朝鮮の草串出兵

第一節 平安道地方

第二節 咸鏡道地方

第三節 西水羅事件

第十一章 建州女直の衰頹

第一節 成化三年の役

第二節 成化十五年の役

第三節 朝鮮との修交と來寇事變の發生

第四節 童清礼の第一次建州女直派遣

第五節 童清礼の第二次建州女直派遣

第六節 結語

第十二章 建州三衛の消滅と新勢力の抬頭

第一節 建州三衛の消滅

第二節 授官規程の改訂

第三節 新興勢力の抬頭

第四節 貿易の發展と新興勢力

明代女真史の研究

序 章

本稿は明代初期から明末の奴兒哈赤の抬頭までの女真の歴史を考究したものである。行論の都合上、本稿でとりあげる時期を二分し、明初から天順年間、すなわち朝鮮では國初から世祖朝に到る時期を前期として前編に收め、それ以後を後期として後編に收めた。そしてこの序章にお

りては各章の要旨を簡単に記し、明末に到るまでの女真民族の発展の歩みを概観するにとした。

前編 明代女真の対外関係と貿易

第一章 明代女真とめぐる国際環境

本章は前編の總論であつて、明代初期の女真と明国・朝鮮との外交および貿易関係の概略を述べた。すなわち明の太祖は外国貿易に

消極的であつたが、成祖永樂帝は對外政策に意欲を燃やし、鄭和に「遠征」をおこなわせ日本國に朝貢をうながし、チベットに遣使し、安南に干涉するなどしたため、諸國との貿易が活潑となり、通商圏が拡大した。女真に對しても各地に招撫使を送り服屬をうながしたので、これに応じ女真人が來朝し、永樂七年、奴兒干都司が開設され、來朝女真人に官が授けられ、明末に到るまで總計三八四の衛が開設された。女真諸衛は毎年定められた回數の

朝貢が義務づけられ、また正統四年には開原
 互市場が、天順八年七月には撫順馬市が開設
 され、私貿易も順調に發展した。この頃の女
 真貿易の主な商品は馬であつて、遼東での馬
 貿易が女真の富源となつていた。しかし馬の
 増産と収益には限界があつたし、馬以外には
 明国の需要を特に刺戟する商品も未発見であ
 ったから、貿易は全体としては盛況ではなか
 った。

朝鮮半島では高麗末期、明国との対応をめぐ

ぐり、重臣等に暗闘があったが、一三九二年、李成桂が即位し国王となり、国号も朝鮮と定まった。朝鮮国王の誥命印章の受領問題も成祖永樂帝が朝鮮太宗に傳達するに及び解決した。歴代の国王は日本に對しては友好的な隣外交の発展につとめたが、一かゝ女真に對しては外表と稱し、禽獸と稱して蔑視し、懷柔もあるが武斷的出兵もあるという政策がつづき、女真人との對等の善隣友好關係は成立しなかつた。

朝鮮の開国以後、女真人は王京に來朝した。朝鮮國は女真人に回賜を與え授官し、官教や印章を與え賜宴饋餉したりしたが、接待の体例は明國のそれに準じたものであつて、朝鮮と女真との關係を、明國と女真とのそれになぞらえて、宗主國と朝貢國との關係に保とうとするものであつた。女真人は授職や賜宴は、どうでもよく、貿易の利を得るための來朝であつたが、朝貢形式になりければ入國の機会も公式貿易の機会も得られなかつたから、

臣従もやむを得ないことであつた。しかしこの頃、有力な商品は現れず、貿易に活況はなかつた。明代前期には女真を対等の立場で善隣友好の外交関係を結ぶ国はなく、貿易も未発達で、女真人には苦難の年月がつづいた。

第二章 建州左衛の対外関係

第二章以下は各論であつて、建州左衛、建州衛、海西女直の対外関係およびその他の問題について論じた。

建州左衛の童猛哥帖木兒は一族とともに高麗辛禡十一年（一三八五）頃、朝鮮東北境に来住し、太祖四年にはじめて来朝し、上萬戸を授けられ、朝鮮との間に服属関係が生じた。かかるに永樂二年十二月、永樂帝は吾音会の童猛哥帖木兒に招撫使を送り、明国への帰属をうながした。すでに朝鮮に帰属していた童猛哥帖木兒は、はじめこの招撫に応じなかったが、永樂三年、明国に入朝し建州衛指揮使に任ぜられ、明国への帰属が確定し、朝鮮との

服属関係は解消した。このため朝鮮国は慶源
 の交易場を女真に封じて閉鎖し、太宗七年（
 永樂五）には朝鮮国人が青州以北へ無断往来
 することを禁止した。これは明国の海禁と同
 様の措置であつて、青州を境界として内外を分
 かつ措置であつた。この措置は女真人の生活
 に不利であつたので、彼等は朝鮮国との貿易
 の再開を期待し、朝鮮に使人と礼物を送つた。
 交易が途絶したため、辺境では騷擾事件が發
 生し、童猛哥帖木兒は朝鮮との交流に秩序を

たてようと努力して失敗し、鳳州に移住した。交易路の開かぬことが女真人には死活の間題であつたから、現地に留まることがむづかしくなつたためであらう。

しかし建州左衛は永樂二十一年、鳳州地方の君安が悪化したため阿木河（吾音会）に移住した。童猛哥帖木兒は子息の權豆を朝鮮に遣り、服属の態度を明らかにした。服属の立場を明らかに示さぬは公的な交易は開かぬな状況であつたからやむを得なかつたと思わ

れる。しかし朝鮮国は、女真人を明国から冊封を受け、た外臣として、女真人と封等ではないにせよ、立前として、は彼等と同次元の立場に立とうとした。従つて公的な貿易はおこなわれな

りていない。章猛哥帖木兒が世宗十五年死亡すると、朝鮮国は幹木河（吾音会）地方が建州左衛が借りていた土地であつたとして、借地板復をはかつた。明国が三の見解を認めただので、明国の臣下が他の冊封国に居住するといふ異常な事

態が生じた。建州左衛は朝鮮との公的な外交交渉を明国から禁じられ、貿易の路も閉ざされ、他国に寄留する外人として不安定な立場に立たされた。そのうえ北からは兀狄哈の來襲もあり、こうした閉鎖的環境から活路を見出すため、正統五年（世宗二十）六月、彼等は遼東へ移住して行った。

第三章

建州衛をめぐる国際環境

建州衛は永樂二十二年（世宗六）鳳州地方

の治安が悪化していったため、婆猪江流域に移
 住した。明国、朝鮮双方との貿易の開かぬに
 ことを期待しての二と思われ。一かゝるに
 宣徳八（世宗十五）年四月、朝鮮軍の攻撃を
 受けた。明国は建州衛に援軍も送らず朝鮮国
 に詰問使も送らなかつた。戦後建州衛は朝鮮に侍
 衛を送り人質としようとし、また毎年朝鮮に
 遣使賀礼するようになった。明国に所属する
 衛所への攻撃は、とりもなおさず明国への攻
 撃であるはずであるが、実際には女真衛が他

國の攻撃を受けても明國は保護を與えなかつたから、建州衛としては外國と独自の外交關係を樹立し、國際關係を調節するほかになつたのである。

正統二（世宗十九）年九月、建州衛はまた朝鮮軍の襲撃を受けたが、明國は報復を禁止し、法度の遵守を求めるとのみで、保護は與えなかつた。朝鮮との關係が悪化し貿易の正常化も期待できず、明國の保護も得られないので、正統三（世宗二十一）年、建州衛は渾河流域

に移住した。かように明代前期の建州衛にあつては、外国の圧力がありながら明国の保護は得られず、政治的にも外交的にも不安定な立場に立たされており、一方で軍備をととのえつつ一方では隣国と善隣友好の関係を結び貿易関係を維持するほかなかつた。しかし政情不安がつづいたので貿易路は途絶えがちであり、馬以外には有力な商品もなく、住民の生活も不安定であつた。

第四章 李朝初期の女真人侍衛

先の二章において述べたことは、建州左衛および建州衛が朝鮮国に對し従属的態度をとつたことを述べたが、次に建州女真人が朝鮮国に人質として侍衛を送つてきたことから、このことの傍證を得たいと思う。

朝鮮太宗朝から朝鮮の宮廷に女真人侍衛が現われるが、これは朝鮮国が女真人の民族的特技とする武藝に着目し、これを高く評価して採用したものではない。これは朝鮮国に對

女真霸權政策の一環としてなされたものであ
 って、その目的の一は、流亡し家産を失い親
 類縁者なく朝鮮に帰化する女真人に封し、侍
 衛の職と生活必需品を提供することによって
 社会不安解消の一助とし、北辺の紛争を未然
 に防ごうとするものであり、目的の二は、女
 真人が奥地に移住し一大集団を形成し、北辺
 での脅威となることを恐れ、朝鮮国が、この
 ことを防ぐため女真の有力な首長の子弟を宮
 中に送り、侍衛に登用し、人質とするため

であつた。他国へ恭順のしるしとして、子弟を侍衛として送り人質とすることは、^{李氏}朝鮮国の慣例にはなく、女真人が旧慣にのつとり自主的に送つたものである。

女真人が朝鮮国に送つた人質は、対等国間の友好の證というよりは、むしろ朝鮮国を目前の國とした服属のしるしであつたと思われ
る。すなわち明代初期の建州女直は朝鮮国に對し敵国抗社の對等の立場をとらず、服属者としてその禮をとつていた。こうした禮をとら

なければ正式の国交は開かれず、従つて貿易の機会も開かれなかつたから致し方なかつたのである。

第五章 海西女直の対外貿易について

本章では海西女直の対外貿易、主として朝鮮との貿易について論じたい。このため本章を二項に分け、まず第一項では海西女直がどのような部族であつたかについて、例を元者衛にとり考察し、第二項では明代前期における

る海西女直の対外貿易、特に朝鮮貿易について論じた。

第一項 兀者衛について

兀者衛は、明代の松花江流域に住んだ海西女直の一村落である。兀者衛に関する記録は、今日ではほとんど遺存しないが、朝鮮世宗二十一年（一四三九）正月、都兎也といふ兀者衛人が朝鮮に来朝し、そのさいの発言が『李朝世宗実録』に記されている。本論稿は都兎也の発言に即し、兀者衛の位置、生活様

式につき考究したものである。第一・二節では明代海西女直の範圍と兀者衛人朝鮮來朝の經過を論じ、第三節では兀者衛の位置が賓州すなわち今日の吉林省靠山屯地方に在ったこと、第四節以下では兀者衛の土産、牧畜、婚姻、結納、婚期、逆縁結婚、樹上葬の系譜等について考察した。

第三項 忽刺温兀狄哈の朝鮮貿易

明の宣徳七（朝鮮世宗十四、一四三二）年

タタールに生活圏をおひやかされた忽刺温兀
 狄哈すなりち海西女直の一部は朝鮮北境に侵
 入するようになった。忽刺温兀狄哈を招撫す
 るため、世宗十八年（一四三六）毛多赤とい
 う女真人が朝鮮国からの贈物を持ち、遠く忽
 刺温地方を旅行した。その答礼として世宗十
 九年、肥河衛、嘔罕河衛の使者がはじめて朝
 鮮に入国し、その後世宗二十五年に到るまで
 の七年間、忽刺温兀狄哈と朝鮮国との間に貿
 易関係が継続した。本章の第一節では、忽刺

温兀狄哈と朝鮮国との接觸の發端となつた閔
 延事件につりて述べ、第二節では毛多赤の訪
 向にうながさし肥河衛、嘔罕河衛人が來朝す
 るに到つた事情およびその後の忽刺温人來朝
 の盛況につりて述べ、第三節以下では、忽刺
 温人來朝の目的は貿易にあつたが、貿易の恒
 常化をうながすような商品もなりました。忽刺温人
 は朝鮮貿易に興味を失ひ、貿易関係が急速に
 終焉にむかつたことを述べた。葛林衛の地令
 哈は兀將哈指揮の開路を聞き、帰順せんと

欲し——來朝——と言つてゐるが（日李朝世宗
實錄 卷八六、二十一年七月丁未朔）、歸順といふ形式
をとらなければ貿易のおこなえぬ時代であつ
たことがここでも示されている。

第六章 景泰・天順年間（朝鮮世祖時代）
の女真の対外関係

朝鮮の世祖（在位一四五五—一四六八）は
儒教的徳治思想に心酔し、「字小之義」を稱え、
女真人を臣下とし、膝下に従えることを理想と

一、積極的に女真人の来朝をうながした。このため世祖政權の下では女真人の来朝者が増加し、貿易の活発化をうながす政治的環境がととのいつつあつた。しかし世祖五年（天順三）建州諸衛と朝鮮との交通が明国の知る所となり、建州衛の李滿住は「朝鮮の招待に応じて明国に叛き朝鮮に帰順した」として明国に注意され、朝鮮国は女真と往来し女真人に官職を授けたことが「朝廷とはりあうもの」として比責された。このため女真と朝鮮

との交通は再び途絶えた。

女真と朝鮮との間に外交関係が 開か

れるのは、女真が朝鮮を君主と仰ぎ事大の礼
をつくりた場合に限られるのであって、両者が対

等の立場に立ち公然と貿易関係を維持するこ

とは考えられなかった。たとえ幸に女真が朝鮮に礼
を尽し外交関係が開かれたとしても、明国の
強い批判を避けることはできない。 明代

を通じて女真人が公然と朝鮮と貿易をいとな
む政治的環境は存在し得なかった。

後編 貿易の発展と新勢力の抬頭

第七章 明代東北アジアの貂皮貿易

明初以來天順年間に到るまでの女真から明國への主要な貢物は馬であつたが、成化年間に入り、貂皮が重要な貿易商品として登場した。そして貂皮貿易は明國の需要の増加にうながされ、明末に到るまで継続された。

朝鮮にあつても成宗年間に降、貂皮が朝野にひろく用ゐられることに婦女子肉に流行した。貂皮の需要を支える

ため朝鮮商人の活躍があり、交易はおのずと
さかんとなつた。そのうえ朝鮮北辺の人民に
は貂皮の貢納が課されていたので、貢納の納
入を強いられた北辺居民は、農具や耕牛を売
つて貂皮を購入し、辺將の誅求に迫られて納入
した。このことは貂皮貿易の繁栄の因をなす
とともに北辺農民の疲弊の根源をなした。

女真人等が貂皮貿易の全期間を通じて朝鮮か
ら意欲的に輸入した商品は、主に鐵製農具と
耕牛であつた。これ等の物を輸入したのは農

耕の可能な南方ツングース族へ建州女直・海西女直）であつて、十五六世紀の東北アジアの貂皮貿易の展開は、海西女直や建州女直等の社会を、より充實した農耕社会に転回せしめる役目を果した。

貂皮の主産地はシベリアの森林地帯であつて、貂皮の流行がおこるとシベリアから消費地にかけて長い交易ルートが成立し、交易路上の各地に女真商人が成長した。商人等は交易ルート上に居を構え、北アジアから来る毛

皮を仲継し明国や朝鮮に送るのみで莫大な利
 潤を得た。そして嘗ての部族の下級成員であ
 った者が長年の間に富を蓄え、嘗ての部族長
 を凌駕する勢力にのり上る者もいた。明末の
 烏拉国、哈達国、葉赫国の首長や建州女直の
 王杲、奴兒哈赤等は、貿易によつて富と力を
 得た政高であつて、明末にはこゝろした新興豪
 族等によつて政治的秩序の再編成がおこりな
 りたと思われらる。

第八章 建州女直の農業につりて
 前章において述べた如くは十五六世紀の東北
 アジアの貂皮貿易の展開が、海西女直や建州
 女直の社会を充実した農耕社会に転回せしめ
 る役割を演じたと言いた。如くは建州女
 直や海西女直の主要産業は農業であつたと思
 っている。このため本章では建州女直の農業
 を論じ、本章を三項に分け、オ一項では狩獵
 と農業につりて論じ、オニ項では移動と農業
 につりて、オ三項では奴婢につりて論じた。

第一項 狩獵と農業にツいて

明代の建州女直が狩獵や漁撈に従事して、いたことを示す史料は多い。——か——同時に農耕をおこなつていたことを示す史料も多い。建州女直では戦乱や移住で離農——農業の收穫の得られなかつた直後に飢饉が発生すること、また朝鮮軍が建州衛を攻撃する目的が、人畜殺傷にあつたほか、農耕妨害にもあつて、農作を妨害すれば建州衛は遠遁または帰順するものと考えられていたこと、建州女直では新

移住地での開墾がすすみ、收穫が得られると
 飢饉が終熄する事などにより、建州女直の
 主要産業は農業であつたと考えたい。明代女
 直は原始的な採取狩獵經濟の發展段階にあつ
 たのではなく、すでに發達した農耕^{社會の}段階にあつ
 た。従つてその狩獵活動は原始的採取經濟の
 一環ではなく商業的狩獵であつて、毛皮動
 物を商品化するための活動であつた。建州女
 直人を獵師と稱する事はできても狩獵民と
 言うのは当らない。

第二項 移動と農業につりて

先の項でわたくしは建州女直の主産業が狩獵ではなく農業であることを説いた。二の章では建州女直の移住と農業との関連を考察し、先の管見を補足説明したい。

建州女直は永樂八年から正統五年頃に至る約三十年間に九回の移動をおこなっている。移住はすべて外部の圧力により餘儀なくされたものである。外圧がゆるやかに移住の準備をなす餘裕のある時は、三四月に移住がなさ

此、外敵の急襲を受けた際には、移住時期は
 不規則となる。移住の時期が通常三四月頃
 なるのは、この時期が種播期であつて、新移
 住地で新穀を得るために、この時期に移住地
 に到着しなけければならなかつたからである。
 この二つを見ても、建州女直の主要産業は狩獵
 ではなく農業であつたと考えられる。

第三項 建州女直の奴婢について

先の項で述べた如くは建州女直の主要な産業が農業であることを論じた。この項では建州女直の農耕に従事した人びとが奴婢であったかどうかについて論じたい。述べた如くは建州女直の農土を耕作したのは建州女直人自身であつたと思ふが、しかしそうではなく外部から購入し或は掠奪して得た奴婢であつたとなす説も世におこなわれている。この故にこの項ではさうした奴婢耕作説に検討を加えるこ

とと—た。

永樂二十一年、建州左衛の童猛哥帖木兒が朝鮮東北境の会寧に移住して以後、多くの漢人被擄しが朝鮮國に逃亡し、朝鮮國の保護のもとに明國に護送された。その數は千數百名に上る。この故にこれ以後の女真社會の下級勞働者は大抵漢人となつたとの説がおこなわれ、ほとんど定説化している。

この漢人被擄について朝鮮國は「被擄逃來漢人」と規定しているが、明國は「漫散へ逃

亡)官軍にまたは逃叛と呼んでゐる。漢人被
 擄を率いて来たのは楊木答元とよばれる人物
 であるが、彼はもと開原靖安堡の一屯堡の千
 戸長で、その軍団数は三四百騎であつた。彼
 は永樂二十一年頃開原で守備官軍と争つた。こ
 ゝ、朝鮮東北境に逃亡したものであつて、率
 いて来た集団成員も奴隸ではなく自由人であ
 り、童猛哥帖木兒とも関係がない。楊木答元の
 集団は朝鮮東北境に到着後飢饉にあひ窮乏し
 集団は解体し朝鮮に逃亡した。逃亡者等は身

分をいつわり掠奪された唐人と自稱したので朝鮮國は事大の誠を示すため、彼等を明國に護送した。その結果逃亡奴隸が増加したかの如き評價を得るに到つた。従つて十五世紀前半期の建州女直社会における奴隸數の過大な評價は疑問であり、この頃、奴隸制的生産の爲の劃期的契機の存した蓋然性は無い。建州女直の農地を耕したのは主に建州女直人自身であつたと推定される。

第九章 鴨緑江流域における女真村落の発展

—— 温下衛について ——

天順年間(朝鮮世祖中期)から成化十九年(成宗十四)頃に到る時期に始まり、鴨緑江上流地方に温下衛と呼ばれる女真村落が形成され、これ以後この地域での女真村落が増加した。温下衛を構成したのは朝鮮の慶興付近に住んでいた骨着兀狄哈の一部で、彼等は世祖末年から成宗初年にかけて満浦鎮対岸地域に移住し、のち梁木坪・小南里口子に移住し、中宗年間に入り閔延・茂昌地方にも移住するようになった。

その後も咸鏡道地方からの移住民が増えつづ
 け、明末の温下衛は西は滿浦鎮付近の梨坡部
 落から東は平安・咸鏡南道の境界付近の古末
 介部落にまで分布するようになった。彼等の
 移住の原因は毛皮貿易と関係が深いと考えら
 れる。世祖末年から成宗年間にかけて毛皮貿
 易がさかんとなると、狩獵地をめぐつて紛争
 がおき、弱少を骨着元狄哈の一部は狩獵地か
 ら締出され鴨綠江沿辺に移住した。この地方
 は黄貂・狐・鹿・獐・栗鼠等の中小動物や人

蔘の豊かな産地であつたし、成宗十三（成化
 十八）年頃から滿浦鎮での交易も可能となつ
 ており、新移住地での生活は容易であつて、
 ニハが鴨綠江流域に女真お落が増えた原因で
 あると考えられる。

第十章 狩獵地域の拡大と朝鮮の出兵

成化年間以後、毛皮貿易が発展すると、そ
 れまで奥地にいた女真部族が毛皮動物を追

つて朝鮮近辺に安を現わし、或は朝鮮近辺の女真族も狩獵地を移して移住し、朝鮮と紛争をおこし、朝鮮の出兵を誘った。本章では前後三回の出兵事件を三項に分けて論じた。

第一項 朝鮮の東京城出兵

朝鮮成宗二十二年（弘治四、一四九一）正月十二日夜、都骨兀狄哈が朝鮮永安北道造山堡を圍み、軍人を殺傷し人畜を掠奪した。都骨兀狄哈がこの地方まで進出したのは、貂皮貿易が盛んとなったため狩獵地を拡大させた

ためであらう。

朝鮮国は—か—來寇者を尼麻車兀狄哈と斷
 定し、成宗二十二年十月十五日、許琮を都元
 帥とし二萬の軍を出兵させた。同月二十三日、
 軍は尼麻車の村落に到り、家屋を焼き十一月
 二日帰還した。尼麻車兀狄哈の本拠は現在の
 黒龍江省寧安県南方の東京城である。この出
 兵後、尼麻車兀狄哈との外交関係は途絶えた
 が、—か—貿易関係には影響は現われず、朝
 鮮東北境での貂皮貿易は継続された。二の二

とは毛皮貿易が部族の首長と朝鮮國との公的
な貿易ではなく、普通の民間人による私貿易
の性格を持つものであつて、従つて普通の女
真人でも機会を得れば富者になり得たことを
示している。

第二項 朝鮮の閔延・茂昌出兵と女真人村落
の拡大

成化初年へ朝鮮世祖朝末期へから毛皮貿易
がさかんになると、朝鮮東北辺では狩獵地を

めぐつて争いがおき、弱少な骨着兀狄哈の一部は新たな狩獵地を求め鴨緑江沿辺に移住し、温下衛と呼ばれる村落を形成したことは先に述べた。

中宗時代に入ると女真村落が鴨緑江上中流の広い地域に拡大し、女真人の狩獵活動が活発化したので、朝鮮国ではこの地域の確保が重大な関心事となり、中宗十九年正月（嘉靖三年・一五二四）李之芳の率いる平安道軍は閔延へ、曹閔孫の軍は茂昌へ出兵した。オニ

項の第一節では閔延茂昌地方へ女真入居者の増加した事情、第二節では出兵に到りまでの朝鮮国の政策決定過程、第三節では才一次閔延出兵の経過、第四節では才二次閔延出兵の事情、第五節では茂昌出兵、才六節では沈思遜遭難の事情について述べた。

また中宗時代の咸鏡北道方面におりるは、朝鮮軍の軍糧が枯渇し、疲弊した軍民が逃亡し過疎化を招き朝鮮の勢力が後退する一方、貿易の活況により女真社会の繁栄化が次第に

進行した。中宗十年、莽哈の事件が発生した。莽哈は何伊訕（現在の吉林省海蘭河流域）の住民で朝鮮国内の住民ではなかったが、些細なことから朝鮮国内に拘束され全羅道に流配された。此の地方の女真人間にあつても、貿易および外交上の不安定な地位を克服し、女真人の爲に諸問題を解決し、つくる女真族の国家の出現が待望され始めたと察せられる。

第三項 朝鮮の草串出兵

——明宗時代の朝鮮北境——

明宗七年七月西水羅事件が発生した。朝鮮

國が豆滿江外の伊庇巨島に鎮を設け、女真人を放逐したため、土地を追われた女真人が西水羅を襲撃したのである。このため朝鮮國では出兵に決し、草串に骨着兀狄哈の村落を襲撃した。草串は豆滿江外の地であり、ロシア領土内に在る。この事件の後、女真と朝鮮國との暗闘が明宗・宣祖兩代を通じて継続し、宣祖

十六年五月（明・萬曆十一年、一五八三）には二万余騎の女真軍が鍾城・潼關を囲み、鉄砲を乱射する事件に發展した。長年にわたる富の蓄積により武装を強化した女真人は、新銳の火器をも導入し朝鮮辺防軍と対決する姿勢を示し始めた。

第十一章 建州女直の衰頽

この章では天順八年（朝鮮世祖十年、一四六四）から弘治十年（朝鮮燕山君三年、一四九七）に到る三十

数年間の建州女直の内部事情を論じた。

この間、建州女直は成化三年および十五年の兩度にわたり、明国と朝鮮の出兵を受け、村落を焼かれ人々が殺され、女真人の生活にはかりしれない災厄を受けたが、戦敵の後には「領兵人に非ざる微者」が主体となり、衛の首長の制止もきかず、朝鮮北辺や遼東地方で横暴を恣にするようになった。一方建州三衛の支配者層の統制力は衰え、部下の逸脱に封しても断呼たる指導をおこなう權威を失

なつていた。この章では成化三年、十五年役の生起した過程とその影響、および建州諸衛の支配力の弛緩、在地の武装集団の抬頭を述べ、新旧勢力交替の条件のとなりのいつつあることを説いた。

第十二章 建州三衛の消滅と新勢力の抬頭
 成化年間以後建州三衛の酋長層の勢力は次第に凋落したが、正徳末期頃から、建州三衛の酋長と家系上の系譜が連らなるかどうか不

明の者が多数、三衛都督として明国に來朝するようになった。建州女直以外でもニウーた現象がおニリ、かつては弱小で都督は在任せず、弘治年間以後都督が在任するようになった。女真衛が十四にも増えた。これはニウまでのあり方と較べると異常である。こゝろした事態がおきたのは弘治六年明国が授官規程に変更を加え、明国に功勞のあつた者に都督への昇任を許し、さうでない者は昇任を許さぬと定め、たからであるが、これは嘗ては微賤でありながら、今

や旧支配層に匹敵する実力を持った無官の女真人が生まれ、こゝろこゝろに現実に対応した施策であつたと考えられる。

こゝろこゝろに微賤の者が抬頭するようになったのは、遼東における貿易の発展が原因である。明代初期では女真人は明國に朝貢する時にのみ貿易を許されたが、正統四年からは開原で天順八年以後は撫順で五市場が開かれ、ゆがゆが朝貢せずとも私貿易が許されるようになった。成化年間以後、毛皮貿易が盛となると

貿易路の沿線に数多くの富裕な商人が現われ
たが、最大の富をなしたのは明国の辺境すなわち
開原に最も接近した集散地の商人であつて、
葉赫の祖竹孔革や哈達の祖速黑忒もこゝに
富力を得た政商であつた。彼等は財富の一部
で耕地を拓げ生産力をたかめ私兵を養ひ土着
的政商にのり上つた。建州女直でも同様で、
王杲、王兀堂、阿台等も或時期では王台に依
付し、貿易により富と武力を蓄えた者であつ
たが、強い民族主義的意識に支えられた彼等

は明国と衝突し、幾度か失敗をくりかえした。こゝにて彼等の間では部族間の葛藤を治め、国際的地位および貿易上の不安定性を克服するといつた懸案を解決する爲に、諸問題に對し得る政權を組織することが共通の輿望となつてゐた。奴兒哈赤の登場は、かようにして時代の輿望にこたえたものであつた。

前編 明代女真の対外関係と貿易

第一章 明代女真をめぐる国際環境

第一節 大明帝国の成立

一三六八（高麗恭愍王一七）年正月、大明

帝国が成立した。太祖朱元璋は、この年を洪

武と建元し、大明と国号を定めた。この前年

十月、朱元璋は、モンゴル軍を中国から駆逐

するため、徐達に命じ北伐を開始したが、出

兵に際し、華北地方の人々に出兵の目的を告

げしらせさせた檄諭の中で、朱元璋は次のように

その意圖を示してゐる①

元以北狄、入主中国、四海内外、罔不臣服。此豈人力、实乃天授。彼時君明臣良、足以綱維天下。一（中略）自是以後、元之臣子不遵祖訓、廢壞綱常。有如大德廢長立幼、泰定以臣弑君（中略）於是、人心離叛、天下兵起、使我中国之民、死者肝腦塗地、生者骨肉不相保、雖因人事所致、实天厭其德而棄之之時也。

朱元璋はこゝで、異民族である元王朝によ

る中国支配を、天の授くるところとして是認してあり、ただ元
 朝が長年の不徳の所業により人心を失ったので、天がこれを
 棄てるのだと主張する。すなわち朱元璋の北伐は、異民族支
 配によって倒置された華夷の世界を正すためになされた民族
 主義的運動とも言ひ難い一面がある。——かし朱元璋は、即
 位の翌月には詔勅を出し、衣冠を唐制に服し、辮髪・胡
 服・胡語・胡姓の一切を禁止し、モンゴルの影響の一掃を
 はかり、漢民族の旧に復する統治方針をあきらかに——^②内治
 をととのえ、法制・官僚機構も一新して専制的中央集権国
 家の確立をめざした。また祖訓をあらわして對外關係

の基本方針を明示している。祖訓の沿革・内容については、中
 村孝教授の研究があるが、^③ 教度の改訂を経て、洪武
 二十八年、日皇明祖訓と^④ して公布された。そしてその祖
 訓首章の才四に、四方諸夷との系を記し、中国の富
 強に頼り、一時の戦功を貪り、四方の諸夷に故なくして
 興兵しないうに戒めた。太祖の意図は、あくまでも外征の
 抑制に在り、皇明祖訓にはひきつづき「不征諸夷」とし
 て朝鮮・日本・琉球等十五国を挙げ、特にこれらの諸国に出
 兵しないよう訓戒した。モンゴルは「不征諸夷」に加えられ
 ず、但胡戎與西北辺境、互相密邇、累世戦争、必要將練

兵時謹備之」と記して防備をいまいめてある。女真に
ついては言及されはいるが、これは征討してむよいというので
はなく、女真の中国に対する影響力を認めなかつたためと
察せられる。

明の太祖は、しからず外国との貿易および外交交渉
には消極的であつて、貢期を定めた朝貢貿易以外の貿易
は一切禁止し、中国人による海外貿易も禁止した。諸外国
からの汎遣船には、寧波・泉州・広州の三港に市舶司を設
け、三港におりし官營貿易のみを認めている。^⑥しからず洪武
年間にあつても、日本・高麗・琉球・安南・暹羅・爪哇等

の如く、洪武帝の詔諭に應じ、遣使朝貢する国も、おこ
 いに増えて来た。それらの諸国の派遣船には勅令が給され、
 諸国王には誥命および金銀の印章が賜與された。入朝の
 時期・回数・貢物等も、国情に應じ詳細な規定がある。
 進貢方物の取扱や、會同館内における使節の接待
 についとも、多岐にわたる取扱めがなされて
 いた。⑦

洪武帝の後を襲った惠帝建文帝は、治世四
 年にして成祖永樂帝に排除された。成祖は、
 即位直後の永樂元年八月、朝鮮・安南・占城

暹羅・琉球・真臘（カンボディア）・瓜哇

・蘇門答刺等の諸國に遣官し、祖訓を奉じ内

難を肅清して即位したことを明らかにし、明

國に服屬するよう詔諭した。⑧ 永樂元年九月、

中國使臣と共に入明した瓜哇に、永樂帝が「

島夷之人、皆朕赤子」と稱した言葉には、よ

く華夷の世界の君主としての面目が表らゆ

れており、⑨ また永樂元年十月に「至於外表、

但思有以備之、必不肯自我擾之、以罷弊生民

しと稱したことは、⑩ 洪武帝の祖訓の正しい継

承者としてこの自覚の存したことを示している。
 永樂帝は祖訓録を重刊せしめ、^⑪ 祖法の遵
 守を内外に示す一方、^⑫ 対外政策にも積極的意
 図を示した。元朝滅亡後のモンゴル地方では
 元室の後裔を稱するタタール部とオイラート
 部とが、^⑬ 二もごも覇を争つていたが、永樂帝
 は一四一〇（永樂八）年、遠くオノン河上流
 にまで遠征したのを始めとし、一四二四（永
 樂二二）年に至るまで、数十万の大軍により
 五度も親征をおこなった。そして最後の遠征

の帰途、病没した。

南方諸国に封しても、成祖の親任する鄭和

による「遠征」が、一四〇五へ永楽三〇年か

ら一回三三〇（宣徳八）年に至る二十九年間に

七度もおこなわれた。そしてその足跡は、占

城・爪哇・蘇門答刺・南巫里・錫蘭等の南シ

ナ海・インド洋の沿岸から、遠くペルシヤ湾

口のホルムズおよびアフリカ東岸にまで達し

ている。⑫ 安南に対しては、永楽帝は即位直後

に使者を出し、ついで安南国内の内戦に干渉

して出兵し、明国の直轄領となりて交趾布政
 司をおいたが、統治に失敗し、宣宗の時代に
 安南の独立を認め、大越しの成立となる。
 チベットに対しても、成祖が侯顯を派遣して
 詔諭して以後、⁽¹⁴⁾ 順調な友好関係がづいた。
 日本はたまたま足利政権の時代であつて、
 明の洪武帝は、即位直後、日本に詔諭使を送
 った。倭寇禁絶の要請が、日本詔諭の眼目で
 あつたと察せられるが、成果はなかつた。日
 本は南北朝の争乱期に當つており、明国も日

本の国情についての明確な認識を欠いたためである。

④ 惠帝の建文三年（一四〇一・応永八）、足
 利義満が明国に使者と圖書を送り、明国と日
 本との国交が開かれた。圖書の宛名は「大明
 皇帝陛下」と記され、これに対して明国は
 惠帝の詔諭を「日本国王源道義」に送り、大
 統曆を頒賜してゐる。義満の答書には明の正
 朔が用いてある。

明の成祖永楽帝は、永楽元年八月十四日、

左通政趙居任の一行を日本に送つて詔諭せし
 めることに決したが、⁽¹⁶⁾ 足利義満の使者圭密等が、同年十月、
 首都金陵に到着し、奉表貢獻したので、この
 日本国使者に趙居任らゝ、冊封使として同行
 せしめ、足利義満に日本国王源道義への語
 命として日本国王への金印を賜わつた。⁽¹⁷⁾ 日本国
 は華表の世界の秩序に組み入れられ、日本国
 の歴史にあつては異例の、中国との冊封関係
 が成された。義満の死後、日明国交の断絶に
 た時期もあつたが、足利義教の時代に至り、

日本国王として表文が送られ、明との
国交が再開されている。

かようにして成祖永楽帝の時代には、明国
と東アジヤ諸国との間に君臣関係が成立し、
通商圏が拡大し、貿易が活発となり、東アジ
ヤに安定した秩序が保たれていった。

第一節補注

① 曰大明太祖實錄 卷二六、吳元年冬十月

丙寅

② 曰大明太祖實錄 卷三〇、洪武元年二月

壬子

③ 中村榮孝「明太祖の祖訓に見えろ對外関

係系文」曰日鮮関係史の研究 中、昭和

四四年八月、吉川弘文館 五七―七〇頁

④ 「皇明祖訓」曰明朝開国文献 三、一五

七九―一六七頁、曰中国史学叢書 三

四所收。曰皇明祖訓四が洪武二八年に登

布されたとにっは、曰大明太祖実

録四卷二四一、洪武二八年九月庚戌、曰

同書四卷二四二、閏九月庚寅、および曰

明史四卷三、太祖本紀三、洪武二八年九

月庚戌の系に見える。

⑤ 石原道博「不征国日本について」曰史学

雜誌四六一編一、二号、七七頁。

⑥ 曰明史四卷八一、食貨五、市舶系。百瀬

弘「明代に於ける支那の外国貿易」曰東

海外私貿易の歴史的背景 福建省を中心	一 一 月	二 七 三	一 二 八 八 頁	同氏 明 代	博士還暦記念東洋史論叢 四	一九 五 一 年	の外国貿易 貢舶貿易の推移 和田	五 三 年 七 月	四 二 一	五 一 頁	同氏 明 代	朝の海禁政策 東方学 四 第 六 輯	一 九	六 月	九 一	一 〇 一 頁	佐久間重男 明	度 支那研究 四 第 三 七 卷	一 九 三 五 年	一 一 〇 頁	内田直作 明 代 の 朝 貢 貿 易 制	匣 四 八 卷 七 号	一 九 三 五 年 七 月	九 五 一
----------------------	-------------	-------------	-----------------------	--------------	------------------	-------------------	----------------------	-----------------------	-------------	-------------	--------------	----------------------------------	--------	--------	--------	------------------	------------	-----------------------------------	-----------------------	------------------	--	----------------------------	---------------------------------	-------------

といて、
史学雜誌
第六二編
一号

一九五三年一月
一—二五頁
等参照。

⑦ 曰大明會典
卷一〇五—一〇九
礼部六

三—六七
主客清吏司
朝貢一—四
賓

客、會同館、
各国通事の条参照。

⑧ 曰大明太宗實錄
卷二二
永樂元年八月

癸丑

⑨ 曰大明太宗實錄
卷二三
永樂元年九月

庚寅

⑩ 曰大明太宗實錄
卷二四
永樂元年十月
戊辰

⑩ 大明太宗實錄 四卷三六、永樂二年十一月辛丑。

⑪ 明初のモンゴルについては萩原淳平「元朝の崩壊と明初の

モンゴル人」明代蒙古史研究 四同朋舎、昭和五十五年二月、参照。

⑫ 石田幹之助 日南海に關する支那史料 四、

生活社、東京、昭和二〇年。

⑬ 日大明太宗實錄 四卷一六、永樂元年二月

乙丑、日明代西藏史料・明實錄抄 四、昭

和三十四年三月、京都大学文学部刊、に

よる。

⑭ 日善隣國宝記 四卷中、応永八年系、日本

准三后上書、日康富記 四、応永八年五月十

三日系、日本准三后道義上書、中村栄孝

7十五・六世紀の東アジヤと日本
日

鮮閩係史の研究
中、一七一三一頁、吉

川弘文館 昭和四四年八月

日大明太宗実録 卷二二、永樂元年八月

己未。

日大明太宗実録 永樂元年九月己亥、十

月乙卯。日善隣国宝記 卷中、永十年

系、大明書。

17

16

第三節 女真諸衛の成立と朝貢貿易

一 洪武帝の遼東平定

元代の中国東北地区は、遼陽を治所とした
 遼陽等處行中書省の管轄下であり、その
 下に遼陽路（遼陽地方）、廣寧府路（広寧地
 方）、大寧路（熱河地方）、東寧路（朝鮮平
 安道地方）、瀋陽路（瀋陽方面）、開元路（
 開原地方）、合蘭府水達達等路（沿海州・黒
 龍江省東南・朝鮮咸鏡道地方）などの七路が

あり、各路の下には、萬戸府、軍民萬戸府、總管府、等の役所が置かれていたが、その組織も人員も時代により変遷と、一定していな^①い。元史口卷九一、百官志七によれば、諸路、萬戸府、副萬戸、經歷、知事などの官員があり、諸路總管府には、達魯花赤、總管、同知、治中、判官などの官員が存在したことになるが、その制度や運営の変遷も知ることはできない。元末明初の交に、この地方で有力であった

元の武将として、遼陽行者に丞相也、先不花、
 遼陽に洪保保、復州に王哈刺不花、平頂山に
 高家奴、蓋州の得利贏地に劉益があり、金山
 に納哈出が拠つていたが、^②元主の北走にとも
 ない、遼陽行者の也、先不花が順帝に従つて北
 歸して以後は、遼陽行者の丞相の地位は納哈
 出が嗣ぎ、太尉に昇り、應昌の順帝と呼應し
 て明國を牽制した。
 しかし、洪武三年（一三七〇）四月二十八日、
 順帝が應昌に病没するに及び、北辺の形勢は

明國の優勢に転じた。この年、野狐嶺を去た
 明の左副將軍李文忠は、五月十五日、應昌を
 陥れた。元の愛猷識理達臘等を擁した數十騎
 は逃去し得たが、残りの皇孫賈的里八剌以下
 の元の官員將は捕らえられた。③こゝに到つて
 大勢は決した。
 洪武帝は、カラコルムに拠つた北元の勢力
 の一掃をはかるため、洪武五年（一三七二）
 大將軍徐達に命じ、十五万の大軍をもつて漠
 北に転戦せしめ、ケルレン・トラ・オルホン

河方面にまで到った。洪武十二年には明の将
 軍馬瑄による大寧征討があり、翌十四年、徐
 達によるシラムレン・巴林地方の征討とつづ
 き、この方面の北元の勢力は凋落した。洪武
 一三年（一三八〇）七月、北元と納哈出の使
 節による高麗訪問を最後として、北元・高麗
 間の国交も断絶した。

遼東に於ける明の勢力の進出にともない、
 動搖した故元遺民の投降が相継いだ。洪武二
 十年正月、馮勝が二十万の大軍を以て北伐す

るに及び、六月、遼東の金山に拠った故元の
 將軍納哈出も、遂に戦わすに降伏した。俘
 獲二十万、輜重百餘里にわたったとい^⑤う。か
 ようにして遼東地方における明国の勢力が確
 定した。

翌洪武二年、征虜大將軍藍玉は、大寧よ
 り慶州に到り、ブイル・ノール、ケルレン河
 方面にまで進出し、男女九萬、馬駝五萬の俘
 獲を得た。この地方の降人のために、洪武二

十二年、史上に名高い泰寧紅・福餘衛・朵顏

衛等の兀良哈三衛が設置された。

これより先、洪武四年、故元遼陽行者平章

劉益が来降するに及び、明は遼東衛指揮使司

を置き、劉益を指揮同知とした。^⑥ 同四年七月

定遼都衛が開設され、馬雲・葉旺が都指揮使

の任に當り、遼東諸衛の軍馬を總轄し、城池

を修治する事となつた。^⑦ 定遼都衛は、洪武

八年十月、遼東都指揮使司と改名された。^⑧ 洪

武九年十月、蓋州衛および定遼後衛が、十四

年九月に復州衛が、十九年に東寧衛および瀋

陽衛がおかれ、遼東地方の行政組織の充実と
 交通路の安全確保がはかられた。

また明国は、洪武二十年十二月、今の三姓

地方に三萬衛を、また朝鮮咸鏡南道と江原道

との境界に鐵嶺衛を設置し、朝鮮東北地は、

常に意總を示した。しかし鐵嶺衛の開設は、

現実の情勢を顧慮せぬ次第であったため、高

麗国との間に紛争をまきおこした。明国は洪

武二十一年三月、鐵嶺衛を奉天南方の奉集堡

に、三萬衛を開原に徙置せしめた。

二 永樂帝の女真諸衛冊封

洪武年間の遼東地方にあつては、北元の影

響も強く、明軍の討伐も続き、治安が悪化し

ていたため、女真人の明国への来朝者も少な

かつたが、永樂帝が即位するに及び、事態は

一変した。永樂帝は靖難の変の後、夙に洪武

三十五年八月、劉貞を左都督に任じ、遼東に

鎮守せしめ、⁽¹⁰⁾ 凌雲を遼東都司都指揮僉事に任

じ、孟善も遼東に鎮守せしめ、都司所屬の軍⁽¹¹⁾

衛を節制せしめ、遼東支配の体制を固めた。

またいちはやく女真各地に招撫使を送って女

真人の帰属をうながした。その詔諭に応じ、

永樂元年（一四〇三）五月、女直野人買里的

・平住等二十九人が来朝し、同年九月、女直

野人帰禿等二十二人がはじめて来朝し、⁽¹²⁾ 同年

十一月には頭目阿哈出が来朝して建州衛軍民

指揮使司の開設となり、阿哈出が初代の指揮

使に任ぜられた。同時に建州衛經歷司が設け

られ、⁽¹³⁾ 經歷一員が置かれていた。

松花江流域の女真人に対しては、永樂元年

十二月、忽刺温女直野人西陽哈の来朝を機会
 に兀者衛が設けられ、西陽哈・鎖失哈等が指
 揮使・指揮同知などに任ぜられたのをはじめ
 永樂二・三年には、兀者左・右・後衛や兀者
 托温千戸所・兀者穩勉赤千戸所などが増設さ
 れた。⁽¹⁴⁾ 肥河衛はややおくれ、永樂四年九月、
 嘔罕河衛は永樂六年正月に設置された。⁽¹⁵⁾
 また永樂七年四月、黒龍江下流の奴児干地
 方の住民が来朝すると、同年閏四月には、黒
 龍江下流の特林(トリン)の地に、奴児干都指揮

使司が開設され、經歷司も設置された。(16) 奴児

干都司の古蹟は、間宮林藏・曹延杰

・内藤虎次郎・和田清氏等によって紹介され

ているが、それらによれば、アムグン河が黒

龍江に注ぐ対岸の「^ノ」村下流半哩の地の断崖

上に観音堂永寧寺の古趾が存し、そこに「^ノ」永

寧寺記「^ノ」重建永寧寺記「^ノ」といふニ基の石碑

および二塔塔が存し、この地が奴児干都司の

所在地であつたことを伝えている。(17)

奴児干都司の設置にともない、この方面か

らの来朝者も増えたので、永樂九年および十年には、内
 官亦失哈が官軍一千餘人を率い、巨船二十五
 艘に乗り、奴児干に到り、奴児干都司の完成
 をはかった^⑮。元代にあつては、黒龍江下流へ
 の使節の往來の便に資するため、交通路上に
 站赤へ駅站^ㄱが設けられていたが、奴児干都
 司の設置にとともに、輻輳する官員の往來の
 ため、もと站赤の存した地に、永樂十年には
 站が設置された。そして、明國は、永樂十一年

春、大船および汲水小船各二百三十艘をもちつ

て松花江を下り、同年秋、永寧寺を修築し、⁽¹⁹⁾
 翌永樂十二年閏九月には、遼東都司に命じ、
 奴兒干都司に兵三百名を増派せしめた。⁽²⁰⁾ 吉林
 城東南十五料の松花江北岸の阿什哈達磨崖の
 碑文によれば、⁽²¹⁾ 永樂十八年にも都指揮使劉清
 が、吉林の船廠において造船し、松花江下流
 の経営に従事している。成祖の没後は、成祖
 の遺志を継いだ宣宗が奴兒干経営を継続し、
 宣徳三年・五年・七年には、内官亦失哈⁽²²⁾ 都
 指揮康旺等を奴兒干に派遣した。⁽²³⁾ しか
 しのこの

頃が奴児干經營の最盛期であつて、宣徳九年
 二月、亦失哈の帰還⁽²⁴⁾を最後に交渉は絶え、奴
 児干都司は自然消滅してゐる。
 以上の如き永樂帝の積極的招撫によつて、
 永樂年間には数多くの女真人が来朝した。来
 朝した女真人首長には
 ・千戸・百戸・鎮撫等の官が授けられ、任命
 のさいに勅書と印記を賜ひ、衛よたは所を開
 設せしめられた。こゝして女真各衛と明國と
 の間に
 君臣
 関係が成立し

た。曰大明会典四(萬曆十五年刊)卷一二五
 兵部八の條に「都司一、奴兒干都司。衛、三
 百八十四」と記されるが、洪武年間には朱
 顏・秦寧・福餘等五衛が存するのみであつたの
 が、永樂二年に七衛が設けられ以後着実に増加し、永
 樂三年から十五年に到る間に一七〇衛が創設
 され、萬曆年間には總計三八四衛になつてい
 る。これらの女真諸衛は、明國の兵制にあつ
 ては、左・右・中・前・後の所謂五軍都督府
 所屬の衛所とは區別されて曰羈縻衛所と稱

された。注目すべきは、
 一 鞏麻衛所として
 の女真各衛が、
 日明史 卷九〇、
 兵志、衛所
 の條に記載されてい
 ることである。女真は外
 夷でありながら、
 明国の兵制に編入され
 軍都督府と同列の扱
 いを受け、明国の内
 臣として扱
 っているとい
 う点で、
 その処遇は異例とい
 わねばならない。しか
 しこれは明国の天下
 親の理想、
 立前であつて、
 現実には女真人は
 朝貢を義務づけら
 れており、
 もろの義務を怠つた
 場合は、補貢とす
 る明国に下命さ
 れた例も、
 明末には存したか
 ら、
 宗主国と外藩との
 関係があつた
 ことである。

(25)

制度上は

も両者の関係の本質であつたと察せられる。

女眞の朝貢の回数には大明会典に萬曆十

五年刊の卷一〇七、礼部考五、朝貢の條に

れば、建州女直・海西女直の各衛は、毎歳一

回が義務づけられ、野人女直の各衛は、中

を去るニと甚遠を以てし不定期とされてい

る。朝貢人員は、江嶋壽雄氏がくわしく研究されたが、同氏によれば、
（26） 求

樂年間以後次第に増え續り、宣徳年間には更

に盛大となり、七一衛平均十五、六人から二

十人位の人数が朝貢していた様であるから、

回賜、進過馬每匹綵段ニ表裏、折鈔絹一疋	部、給賜ニの條に、	大明会典四(一萬曆十五年刊)、卷十一(一、賜禮	回賜および撫賞が与えられた。回賜とは、	女真人の來朝貢獻にさいしては、明国から	レありさまであつたといふ。	(一毎歲) 三千人以上四千人の朝貢者となる	あつた様であるからそれを加えると、やはり	人となり、それに建州女直は優に五、六百	海西二百衛として大体海西女直だけで約三千
---------------------	-----------	-------------------------	---------------------	---------------------	---------------	-----------------------	----------------------	---------------------	----------------------

貂鼠皮每四箇、生絹一疋、零者每箇布一疋
 と記るされる如く、女真人の貢獻した馬、貂
 鼠皮に(22)対し、一定の綵段絹布が給されるニと
 である。撫賞はまた正賞とも稱され、系師到
 着の來朝者全部に對し、身分に應じ綵段・絹
 ・綵絲等が賜給されるものであつて、女眞の從屬
 に對する宗室國の返禮であつたと察せられる。(29)

女真人の貿易は、朝貢のさいにのみ許るされたこと
 諸外國の例と同様であつたが、明代初期には
 女真人は系師の街市において自由に私貿易をお

こない、生活必需品を郷里にもたらした。しかし正統
 四年八月、北京での市街交易は禁ぜられ、朝貢
 人員、回数、貢期等にも制限が加えられたが、その
 かわり開原互市が開かれ、開原南関市への出入
 が認可された。³⁰ 天順八年七月には、建州女直
 懐柔のため、撫順馬市も開設された。³¹ しか
 その後も女真人は、朝貢制限の壁を破ってさ
 かに北京系に朝貢し、朝貢人員も増加し、制限
 規定を遵守するようにとの明国のたびたびの
 下令も、空文化する傾向をたどった。明初以

來天順年間には到るまでの女真の対明貿易品の
 太宗は馬であつて、その収益は莫大で女真の
 主要な富源となつていた。しかし馬は急激な
 増産は望めず、従つて収益に限界があり、多
 大の増収は急には望めない状態にあつた。馬
 以外に明国人の需要を刺戟する商品も未発見
 であつたから、女真の対明貿易は全体とし
 ては活況とは言えない状態にあつた。

第二節補注

① 曰元史上卷五九、地理志二、遼陽等処行

中書省の条。

② 元末明初の遼東の事情については、曰遼

東志上卷八、雜志の條に

國朝、太祖龍飛、剪除群雄、掃清六合、

大兵方下幽冀。元丞相也速、以餘兵遁棲

大寧。遼陽行省丞相也先不花、駐兵開原

洪保、保據遼陽。王哈刺不花、團結民兵於

復州、劉益亦以兵屯得利羸城、高家奴聚

遼	是	三	と	保	男	陽	花	數	平
陽	月	年	あり	保	女	、	與	千	頂
行	詔	九	、	以	畜	洪	高	。	山
省	諭	月	日	歸	產	保	家	。	。
平	遼	乙	大明	、	、	保	奴	。	。
章	陽	卯	太祖	既	城	拒	。	。	。
高	等	に	實	而	等	而	。	。	。
家	處		錄	釋	一	不	。	。	。
奴	官		四	之	空	納	。	。	。
聞	民		卷		也	。	。	。	。
之	。		五		先	。	。	。	。
。	初		六		不	。	。	。	。
集	元		、		花	。	。	。	。
兵	主		洪		等	。	。	。	。
老	之		武		遂	。	。	。	。
鴉	北				執	。	。	。	。
山	走				洪	。	。	。	。
。	也					。	。	。	。

而平章劉益亦集兵屯蓋州之得利羸城。
 二兵相為聲援以保金復等州願望欲為
 邊患。

とあり、曰大明太祖實錄曰卷六六、洪武
 四年六月壬寅に

其元平章高家奴固守遼陽山寨。知院哈刺

張屯駐瀋陽古城。開元則有丞相也先不花

之兵。而金山則有太尉納哈出之衆。彼此

相依、互為聲援。

と見え、金山は東遼河の北方、懷徳の

⑤ 日大明太祖実録 卷一八二、洪武二十年

六月丁未の條、参照。

⑥ 日大明太祖実録 卷六一、洪武四年二月

壬午の條、および日高麗史 恭愍王世家

卷四三、二十年閏三月己未の條、参照。

⑦ 日大明太祖実録 卷六七、洪武四年秋七

月辛亥朔、日明代滿蒙史料 一による。

⑧ 日大明太祖実録 卷一〇一、洪武八年冬

十月癸丑、日明代滿蒙史料 一による。

⑨ 日大明太祖実録 卷一八七、洪武二十年

十二月壬申、
同書 卷一八九、
洪武二

十一年三月辛丑。
和田清「明初の満洲經

略 上、
東亞史研究 満洲篇、
三一九頁。

⑩ 劉貞の鎮守遼東左都督就任は、およば凌雲

の都指揮僉事就任は、
明代満蒙史料、

満洲篇 一〇七大明太宗実録 卷一一、
洪

武三十五年八月壬子朔・己巳、
参照。
孟

善の遼東赴任は、
同書 大明太宗実録

卷一六、
永樂元年春正月癸巳、
参照。

⑪ 布政司が文官の最高の地方行政機関であ

るのに対し、都指揮司は武官のそれであ
 って、都指揮司の下には、衛・千戸所・
 百戸所などの分所が存した。日明史口卷
 九〇、兵志二、によれば、所管の丁口五
 千六百人を一衛とし、千百二十人を千戸
 所、百十二人を百戸所と化したという。
 ⑫ 永樂年間にはじめて来朝した女真人は買

里的である。日明代滿蒙史料 滿洲篇一

四、大明太宗實錄し卷一九下、永樂元年

五月乙未、参照。帰禿の来朝は日同書四

大明太宗實錄卷二、永樂元年九月

癸未、參照。

⑬ 曰明代滿蒙史料 滿洲篇一曰大明太宗

實錄卷二四、永樂元年十一月辛丑。

⑭ 曰大明太宗實錄曰によれば、元者衛は永

樂元年十二月辛巳、元者左衛は永樂二年

二月丙戌、元者右衛後は永樂二年冬十月辛

未、元者托温千戸所は永樂二年冬十月癸

未、元者穩勉赤千戸所は永樂三年三月丁

酉に設置されたことが記される。

⑮ 肥河衛設置のこととは曰大明太宗実録曰永

樂四年九月辛巳の條、嘸罕河衛設置のこ

とは曰同書曰永樂六年正月甲戌の條に記る

される

⑯ 奴兒干都指揮使司および經歷司の設置は

曰大明太宗実録曰永樂七年閏四月己酉

同年六月己未の條に記るされる。

⑰ 間宮林藏曰東鞆紀行曰 滿鉄弘報課編

昭和一七年二月、四〇二頁。

曹廷杰曰西北利東偏紀要曰遼海叢書本。

内藤虎次郎「明東北疆域辨誤」および「

奴兒干永寧寺二碑補考」曰内藤湖南全集

曰第七卷、三〇一—三一—、五八三—五九一頁。

和田清「明初の満洲経略」曰東亞史研究

曰満洲篇、三四五—三七三頁。

⑬ 永樂十一年九月に建てられた曰永寧寺記

曰に「永樂九年春、特遣内官亦失哈等、

率官軍一千餘人巨船二十五艘、復至其国

開設奴兒干都司（中略）十年冬、復命内官

亦失哈等、載至其国、自海西抵奴兒干、

鍾民岩「明代奴兒干永寧寺碑記校釋」曰考古学報二一九七五年二号。

及海外苦夷諸民、賜男婦以衣服器用、給

以穀米、宴以酒食、と見える。

①9 日李朝太宗實録 四卷二七、十四年二月度

成の條、および、永寧寺記、に参照。

②0 日大明太宗實録 四永樂十二年閏九月壬子

②1 内藤虎次郎「近獲の二三史料」阿什哈達

磨崖字、日内藤湖南全集 四第七卷、五五

七一五五九頁、稻葉岩吉「明人の奴兒干

征討及、阿什哈達磨崖文字、日滿洲登達

史、昭和十年一月、日本評論社、一三八

一四〇頁。園田一亀「吉林城東の摩崖文字」『日東洋
 学報』三三八巻四号、八九―九七頁、昭和三年参照。一九七三年、
 阿什哈達摩崖の調査報告が中國で發表さ
 れた。李健才「從阿什哈達摩崖談到永寧
 寺碑」『日文物』一九七三年第八期、一九
 一―五頁、がそれで、第一摩崖文字、才
 二摩崖文字を付圖の如く解説し、所在地
 全景の写真を示している。李健才氏の解
 説は、内藤・稻葉・園田氏の解説のいす
 んとも違つたところがある。

(22)

江嶋壽雄 丁 亦失哈の奴兒干招撫に就て

曰 西日本史学 四一三、一九五三年三月、

四三一六一頁。同氏 丁 太監亦失哈に就て

て 曰 史淵 四五〇、一九五一年一月、

一九一 二六頁。

(23)

曰 大明宣宗実録 四卷三五、宣徳三年春正

月庚寅・壬辰、曰 同書 四卷六九、宣徳五

年八月庚午、曰 同書 四卷八四、宣徳六年

冬十月乙未、曰 同書 四卷九〇、宣徳七年

五月丙寅の條、曰 重建永寧寺記 四

阿什哈達磨崖文字

および和田清

明初の満洲経略に東亞史研究に満洲篇

三六四―三七二頁、参照。

②4 大明宣宗實録に卷一〇八、宣德九年二

月壬申。

(25)

江嶋孝雄教授に教示を得たが、たとえは萬曆三

十五年に海西女直および建州女直の入貢

が絶えると、明国は奴児哈赤等に補貢を

下命した。曰大明神宗実録曰萬曆三十六

年二月癸未、同三十六年三月丁酉、同三

十六年九月辛卯、同三十六年十一月辛卯、

同三十九年六月丁酉、同年九月丁酉、同

年十月戊寅、参照、また曰同実録曰萬曆

四十六年二月己亥の條に、次のように記るされる。

北関金台失等六百三十六員、各備馬二匹

補進 三十五三十六年分正貢。給赴糸及留

辺各表目雙賞絹鈔。

26

ただし朝貢の人数・回数・時期については時代により変遷があつ

た。このことは江嶋壽雄「明代女直朝貢貿易の概観」史淵

日第七七輯、昭和三十二年十二月、に詳説されている。

27

江嶋壽雄「前掲書」上巻一〇一―一〇二頁参照。

28

江嶋壽雄「前掲書」六頁。

29

撫賞について、は、日遼東志四巻三、兵食

志、
迎略、
撫賞の條に、

大抵、
遠土諸夷環落、
性多貪恠、
故我以不

戰為上兵、
羈縻為奇計、
朝貢五市、
皆有

撫賞。

と見え、
る、
日大明會典口卷一一一、
禮部、

給賜ニの條に、

東北夷、
女直進貢到京、
都督每人賞綵段

四表裏、
折鈔絹ニ足、
都指揮每人綵段ニ

表裏、
絹四疋、
折鈔絹一疋、
各織金紵絲

衣一套。

と記るされるのは、撫賞に相当する。曰

大明会典には撫賞の語を用いず、正賞

といっている。

③⑨

江嶋壽雄「遼東馬市における私市と所謂

開原南関馬市」曰重松先生古稀記念九州

大学東洋史論叢四一九五七年七月、一九

一三九頁。

③⑩

撫順馬市開設について、曰大明憲宗実

録曰天順八年秋七月乙未に、

勅遼東鎮守總兵等官、過有建州等衛女直

到邊。須令從撫順関に進入。仍於撫順城

往來交易。

と見之る。撫順馬市の位置について、

稻葉岩吉・中山八郎氏等の研究があり、

撫順城東二十里にあつた撫順関付近に存

したとされ、こゝに

稻葉岩吉日増訂滿洲發達史に昭和十年一

月、一九四一—一九五頁。

中山八郎「明代滿州に於ける馬市開催地

に就いて」日人文研究に七卷八号、一九

五六年九月、三〇―四六頁。

第三節、朝鮮王国の成立

明の洪武帝は、洪武元年十一月、符宝郎使斯を高麗に遣つて璽書を頒ち、即位の事情を伝え、明国への帰属をうながした。^①

恭愍王は詔諭に応じ、謝恩し、封爵を請うた。明国は

洪武二年八月、高麗に国王の誥命・金印・大

統曆を賜わり、翌年へ洪武三・恭愍

王十九・一三七〇、高麗に到着したから、

明国と高麗との冊封関係が成立した。^② 高

麗朝における伝統的慕華思想が、両国国交の

順調な成立を助けたと察せられる^③。

しかしその後の明国と高麗との関係は、必ずしも順調に進展していかない。納哈出によ

る牛家莊襲撃事件に発端し、^④ 洪武五年（恭愍

王二一）には、明使孫内侍毒殺の嫌疑、納哈

出との通謀の嫌疑により、高麗は明国の詰責

を受け、高麗使節の遼東通過を拒否され、十

年向にわたって入朝路がとだえた。ようやく

入朝路は開通したが、洪武二十二年（辛禍王三）二月、^⑤ 鉄

嶺^⑥以北の土地の明国への回收命令が、高麗政

府に伝えられた。高麗は明国に表文を送り、
 鉄嶺以北公嶮鎮までが、高麗領であることを
 強く主張している。^⑦
 この間、高麗国政府内部にあっては、国王
 の弑逆をめぐり紛争がたゞき、明国への対応
 をめぐって抗明派と親明派の暗闘があったが
 福王一四年（洪武二一）、李成桂が抗明派を
 制し、咸化島の回軍となり、崔瑩を追放し、
 一三九二年（洪武二五）七月一七日、恭讓王
 の譲りを受け、即位した。翌一八日、太祖李

成桂は明國に使節を送り、即位の事情を告げ
 又承認を求め（曰李朝太祖実録 四卷一、元年
 七月丁酉）、また百官の議により「朝鮮」と
 「和寧」の國号を得たので明國に奏請し、そ
 の承認を得た太祖二年二月一日、國号を朝
 鮮と稱することが定まった（曰李朝太祖実録
 四卷三、二年二月庚寅）。しかしその後も朝
 鮮と明國との関係は、洪武帝の消極性を反映
 し、順調には進展せず、洪武二六年（朝鮮太
 祖二十）六月、遼東の貢路は閉塞され、朝鮮國

王の誥命・印章の受領問題も、洪武帝の一代には解決を見なかった。

朝鮮国才二代国王定宗は、治世二年（一四〇〇）

九月、賀正使の派遣にあたり、再度誥命・印

章・曆を明国に請けしめた。明国の建文帝は

いったん誥命・印章を下賜することに決し、

誥印使をして送らしめたが、この間に朝鮮国

王の更代があつたため、誥印は收納され、建

文三年、大統曆一巻のみが送附せられた（李

朝太宗実録 四巻一、元年二月乙未）

朝鮮太宗は、治世元年（一四〇一）、李稷
 ・尹坤を奏請使として明国に派遣し、誥命を
 奏請した。奏請使は、同年四月十六日、入明
 して誥命賜給の裁可を得、六月一二日、多年
 の念願であつた誥命と金印とを朝鮮王宮にも
 たらした。可李朝太宗実録四卷一、元年六月
 己巳。いかに明国でも靖難の变がおこり、
 惠帝から成祖へ政權が移つたため、成祖から
 朝鮮太宗へ誥命と印章が伝達された。成祖の
 誥命・印章は、帰国する朝鮮使節に同行した

明使黃儼等により、永樂元年（朝鮮太宗三
 一四〇三）四月八日、朝鮮國に伝達された（
 曰李朝太宗實錄四卷五、三年四月甲寅）。さ
 きに建文帝が送られた詔命印章は回收された
 （曰大明太宗實錄四卷一七、永樂元年二月甲
 寅）。多年の懸案であった朝鮮國王冊封の問
 題は、こゝに最終的に解決し、以後、明國と
 朝鮮との関係は面目を一新した。多年明國に
 拘留されてきた表箋責任者も、^⑧十年にかよぶ
 拘留を解かれ、朝鮮に帰国した（曰李朝太宗

実録 四卷七、四年三月戊辰。

朝鮮太宗芳遠は、太祖李成桂の才五子であ
 っ、父太祖の幕下にあつて建国創業の事に
 参画し、政治の改革につとめ兵制を整へのえ、
 王国発展の基礎を築いた。創業期の英主と仰
 がれたが、一面、波瀾に富んだ悲劇的一生を
 送つた。晩年にはしばしば内禪の意をもち
 太宗十八年八月十日、世宗に位を譲り、自ら
 は上王となつたが、国政の大事と軍事は、太
 宗自ら裁断し、上王の位旨を「宣旨」と稱せ

いめ、國政を親裁した。対馬に対する朝鮮の
 出兵は、永の外寇し^⑨も、太宗の武断的親政の
 所産である。太宗は世宗四年（永樂二〇）
 四月二十一日、五月十日、五十六歳で没した。
 世宗は「海東の堯舜」と稱される名君であ
 る^⑩。学問を好み、政務に精進し、太祖の四經
 清言典^⑪を拓充整備し、田制・税制の改革に
 つとめ、学問の機構を整備して集賢殿を設置
 し、少壯の文臣を集めて經史を講論せしめ、
 政務の顧問に當つた。また古書の収集・翻刻

・活字の改鑄^⑬などの文化事業をおこなう。独自の構想による「訓民正音」^⑭を制定し、朝鮮文化に画期的展開をもたらした。

朝鮮太祖は、はじめ倭寇禁絶の要求に迫られ、日本との交渉を開き、積極的に日本との交隣工作をおこなう。遂に足利政権との間に国交関係を結んだ^⑮。その後、朝鮮は日本からの渡来者や懐柔したため、投降者や受取人^⑯が増え、また商船・使送船も増えたので、渡航船数を統制する方策がとられ^⑰、一四七二年

には、明日本人渡来者のための応接や貿易に關する定例が定められ、同時に「海東諸国紀」が作成され、体制の基準とされた。⁽¹⁷⁾日本と朝鮮國とは、貿易を通じて密接に結ばれ、友好的交隣外交が発展している。

しかし女真に對しては歴代の國王とも外夷と稱して蔑視し、懷柔もあるが武断的出兵もあるという政策をとり、女真人に燕の道王強いることとなった。

第三節補注

① 日高麗史 正卷四一、恭愍王世家、一八年

四月壬辰の条。

② 日大明太祖実録 正卷四四、洪武二年八月

丙子、日高麗史 正卷四二、恭愍王世家、

一九年五月甲寅。

③ 末松保和「麗末鮮初」における対明関係に

日青丘史草 正第一、昭和四〇年四月、笠

井出版印刷社刊、二九五—四八五頁。

④ 和田清「明初の満洲経略」上、日東亞史

研究 四 滿洲篇、昭和三十年一月、東

洋文庫、二八五頁参照。

⑤ 日高麗史 卷第三七、平禍伝、十四年二

月。

⑥ 鉄嶺の位置については諸説がある。池内

宏氏は、明の所謂鉄嶺は黃城へ皇城・輯

安)であるとして、和田清氏、末松保和氏は、現在の

咸鏡道と江原道の境界に存する鐵嶺がそ

れであるとして、稻葉岩吉氏は平安北道

の江界ではないかとされた。筆者は和田

・末松兩氏の説の如く、鉄嶺は咸鏡・江

原兩道の境上のそれであると考へる。

池内宏「高麗辛禡朝に於ける鉄嶺問題」

日滿鮮史研究會、中世第三冊、昭和三八年

六月、吉川弘文館、二三五―二六四。

和田清「前掲」明初の滿洲經略」六、

三萬・鉄嶺兩衛の建設、前掲書口三一

二―三二頁。

末松保和「前掲書」第六章、馬匹索買

と鉄嶺以北回收の命、三六一―三七四頁。

稻葉岩吉「鉄嶺衛の位置を疑ふ」日青丘

学叢刊第一八号、一九三四年八月、一二

〇一 二二頁

⑦ 日大明太祖実録四卷一九〇、洪武二一年

夏四月壬戌。日高麗史四卷一三七、辛禡

位附昌、即位年六月、高麗の奏請使朴宜

中が明国からもたらした明国礼部の咨文等

参照。

⑧ 表箋問題について、末松保和「朝鮮初

に於ける対明関係」日青丘史草四才一、

四〇四―四一四頁、参照。

⑨

中村榮孝「朝鮮世宗己亥の対馬征伐」

志永の外寇を朝鮮から見る―附朝鮮

太宗・世宗父子の王位継承と日鮮關係

史の研究 四上、昭和四〇年九月、吉川弘

文館、二二七―三一〇頁。

⑩

世宗の事蹟については、洪以燮「世宗大

王 四一九七一年一月、世宗大王紀念

事業会刊、韓国、二七五頁。およびシン

ホジウム「世宗朝の社会と文化と」日朝鮮

学報 四才 四六輯、昭和四三年一月、一三

三―一四五頁、参照。

② 朝鮮王国の法典としては、まず日経済六

典 四が編成された。日経済六典 四は、太

祖 六 年 一 一 三 九 七 一 一 出 来 あ が っ た の ち

太宗 一 二 年 一 一 四 一 二 一 一 世 宗 一 〇 年 一

一 四 二 八 一 一 世 宗 一 五 年 一 一 四 三 三 一 一

修正増補された。そして世祖初年から、

新しい方式で法典の編纂が始められ、睿

宗元年 一 一 四 六 九 一 一 完 成 一 一 成 宗 二 年

（一四七一）から施行された。

に九が日經国大典中である。法典にっい

くは、花村美樹「經濟六典」にっいて日

法學論纂中、昭和七年十一月。

末松保和「朝鮮經国典再考」日青丘史草

中第二、昭和四年七月、笠井出版印刷

社、一〇七一—二三頁、参照。

⑫ 朝鮮の古活字にっいては、金元龍「韓国

古活字概要」国立博物館叢書、甲第一、

一九五四年、乙酉文化社、서울。田川孝

三、李朝印刷文化と日本に
 関する東洋学
 二輯、一五一—一七八頁、檀国大学校附
 設東洋学研究所、一九七二年一月、韓
 国等参照。

⑬

訓民正音に
 ついては、李相佰의 한글의
 起

源 | 訓民正音解説 | 国立博物館叢

書、甲第三、一九五七年、通文館刊、韓

国

⑭

中村栄孝曰日本と朝鮮の
 昭和四十一年

六月、至文堂。目氏ノ室所時代の日鮮関

係。日鮮関係史の研究。上。一四一

二〇二頁。

⑮

中村栄孝ノ受職倭人の告身。日鮮関係

史の研究。上。五七三—六二六頁。

⑯

中村栄孝ノ日鮮交通の統制と書契。および

文引。日鮮関係史の研究。上。四四三

—四八〇頁。

⑰

中村栄孝ノ日海東諸国紀の撰修と印刷

。日鮮関係史の研究。上。三三九—三八〇頁。

第四節 女真人の朝鮮入京

女真の対外関係のうち、明国との朝貢貿易の概略については前節で述べた。次に女真と朝鮮との貿易関係については、後に建州・海西・野人女直のおののについて^は詳論するが、ここでは特に女真人の来朝にさし、朝鮮国がどのような体例で彼等にのぞんだかについて、国初以来世祖年間（洪武―天順年間）を対象として論じておきたい。

9 兀良哈

一 女真人の朝鮮入京

李氏朝鮮草創の太祖・太宗時代には女真東

朝者

はすくなかった。

女真人の最初の東

朝は曰李朝太祖實錄正卷二、元年九月己丑に

「吾良哈人等參朝（中略）吾良哈位於西四品

之下、其從者位於六品之下」と記されるもの

であるが、位階のみを記したのには草創期の制

女真人に授職のこともなく

度のととのわぬ状態を反映したものであろう。

その後太祖二年五月（辛酉）には吾良哈人の

宮富大が上萬戸に任ぜられ、太祖四年後九月己巳に上萬戸童猛哥帖木兒が來朝し、太祖七年正月壬申に童多老が上千戸に任ぜられていゝる。上萬戸、上千戸は高麗朝の官職を踏襲したもので、これはまた草創期の制度のとのやぬさまを反映してゐる。

太宗朝では、四年三月甲寅、童猛哥帖木兒とその從者が來朝したさい、上護軍、大護軍、護軍、司直、副司直、司正等の官職が授けられた。——かゝ太宗朝は女真人の來朝者がすく

なく、初期までのぞりて授職はおこなわれなかつた。

世宗年間に入ると上京女真人の数は次第に増加した。この頃、女真人は上京を希望するときは、五鎮に来て節制使に上京の許可を求めることになつていた。五鎮ではそれぞり管掌する女真村落が区分されてきたと考えられる。五鎮の節制使は女真村落の希望者の中よりから有力者を選んで上送（上京）し、その他の者には物を贈つて帰郷せしめる例であった。ところ

が世宗二十六年頃には、會寧、鍾城等の節制
 使等は族屬殘微者や幼童までも數多く上京さ
 せる上に、首長の從者も七八人或は十餘人も
 隨伴せしめたので、以後は咸吉道監司および
 都節制使が上送者を選択し、上京の許可を與え
 るよう定められた（曰李朝世宗實錄五卷一〇三
 二十六年二月戊子）。また世宗二十七年十一
 月には女眞各部の上京者の行數と人數とを定
 め、元良哈は十行、骨着兀狄哈および吾都里
 は七行とし、毎行に會長は正官一、伴人四人

とし、その他の者は正官一、伴人二人とし、
同一人物を毎年上京せしめず、頻度をはかり、
滿三年を待ち輪番上送せしめることとした。

忽刺温元狄哈は一年に五行を限度とし、林阿
車、弓末車、大小居節、南納、高説、高漆等
の弓知介は一年に二行とし、正官と伴人の數
は右の數の如くし、首長の使者で首長の文引
を受けて来た者には、都節制使が厚く土物を
贈り歸還せしめることと定めた。またもし女

眞諸部が同時に上京すれば驛路に弊害が生ず

るので、多少をはかり農閑期を待って分運上
 送するよう定められた（日李朝世宗實錄四卷
 一一〇、二十七年十一月壬申）。以上のよう
 に上京の體倒が定められたが、年間の行數と
 人數とが定められていたという点では、明國
 と外表との朝貢關係に近似しているといえる。^①
 女真人の上京には始め驛ごとに女真人一人
 に馬一頭を備えていたようであるが、出費が
 嵩み驛路の弊となつていたので、世宗二十五
 年三月には牛車を以てこれにかえることが提

案された。曰李朝世宗實錄正卷九九、二十五
年三月己巳に次のように記される。

咸吉道都節制使金孝誠馳啓（中略）又野人
所至各驛、不能遞馬。此亦不可不慮。臣願
上京野人中、指揮及本朝四品以上受職人外、
皆許乘車、每一小車、駕以二牛、二人牽牛、
野人五人乘之、兼載所持之物、則可減騎、
馬六匹與隨從四人矣。野人十人准到乘二車、
則可減馬十匹、人八名矣。彼若厭車、來者少、
則支待之弊自減矣。且馬價重、牛價輕、馬

料多、牛料少。是亦郵吏之一幸也。令各站
 察訪、審擇道路夷險小車可行處、每一驛、
 小車三四兩、壯牛六七頭、量宜預備、來秋
 為始、用車試驗何如、下兵曹。

その處置までには記されないが、實行されたの
 ではないかと思われる。

女真人の往來には、民家に宿泊すること
 嚴に禁ぜられていた。司經國大典正卷三、禮
 典、待使客の條に、

倭野人往來、勿令宿閭閻。如有侵擾諸邑諸
 驛、或出入放縱者、押領員人、杖八十。

野人館

と記される如くであるから、往來の驛のそなえの宿舎に宿泊させられたと察せられる。

京城に到着した女真人は、野人館という宿舎に宿泊させられた。野人とは原始人という意味で、随分ひどい差別的呼名である。野人としてはこの館内で、なかば監禁されたに等しい状態にあつたらしい。太宗十八年正月には日本の客人の例にならつて元良哈・元狄哈にも衾枕を給するようになったが、それまではそれすら給されなかったのだらうか

(日李朝太宗實錄正卷三五十八年正月癸酉)。世宗十六年十
 月に到り女真人來京者の遊覽が許可された。
 ただし監護官の監視付であつて、知人に會ひ
 たい場合にも役所に啓達したのち許可された
 (日李朝世宗實錄正卷六六、十六年十月乙丑)。
 世宗二十年二月以後、野人館は北平館と改稱
 され、その役人を監護官と呼ぶよ
 うになつた(日李朝世宗實錄正卷八〇、二十
 年二月癸酉)。同日、倭館は東平館と改稱さ
 れた。東・北平館とも役所の等級は五品衛門

の例によると定められた（曰李朝世宗實錄
卷八一、二十年四月丙辰）。

北平館に到着した女真人は、正月元日であ
れば宮中の勤政殿に参内し、朝鮮の百官と
もに朝賀し土物を献じ、その後宴を賜わった。
（宮中で）

この事は長くおこなわれたようである。曰李朝成宗
實錄 卷一八六、十六年十二月乙未に、

右參贊鄭蘭宗曰（中略）且如朝賀朝參、彼
亦隨班。當此之時、偶爾接見可也。何必至
煩乘輿為幸景福宮以待乎。上曰已開西路、

當審其事機而徐爲之圖、不可猝改也。引見、
殿内、使之進爵、非始於我、自古已然。但
今後接待於宣政殿何如。

と見える如くである。朝會日の行禮の列位は
世宗八年頃までは日本使節より前列に位置し
ていたが、日本使節からの苦情申立により、その
後は日本使節は東班に女真人は西班に分かれて
参列するようになった。^②

第四節一補注

① 年間行數は世祖時代以後増加してゐる。曰成宗實錄
卷二、三年八月甲申に次のように記される。

諭永安道巡察使魚有沼曰、本道農事不登、江原京畿尤甚。野人來朝、若至十四五運、則沿道館待有弊。然兀狄哈今方作耗。近境野人悉被侵擾。(中略)今考前例、自我世祖以來、每年少不下十餘運。多至三十四十運。逐年異數、不可為據。卿更審前例、斟酌定數、從省約分運、預定日期、移文監司。

② 曰李朝世宗實錄卷三四、八年十二月戊子の條に、

禮曹啓、今來源昌清宗金使送客人言、朝會日、兀良哈等在前行禮未便。請以倭使在東、野人在西、分班行禮、從之。
と記される。

二 賜宴および饋餉

賜宴および饋餉が何時頃からおこなわれるようになったのか。日太祖實録四卷一三、七年正月己酉朔にテ受百官朝賀。吾都里、吾郎哈同赴宴シとあり、日太宗實録四卷二六、十三年十一月戊寅にテ設宴于松溪院。兀良哈李都乙赤赤侍從シと見えるから、朝鮮にあつては國初から來朝女真人への賜宴はおこなわれていた。しかし太祖、太宗時代には來朝者もすくなかつたので記録には多く現われな

しかし世宗五年から「饋」の記録が多く現
 われるようになる。たとえば「世宗實錄」卷
 一九、五年正月戊子の條に、

元良哈指揮也甫等十三人來進土物。命饋之、
 回賜絲布。

と記される如くである。「饋」とは接待馳走の謂
 であるが、その場所は必ずしも一定してい
 ない。たとえば「饋倭野人于東西廊」(「世
 宗實錄」卷三一、八年正月丙申朔)、「饋于
 南廊」(「世宗實錄」卷六三、十六年正月己

亥)、
 一命饋于朝啓廳、(曰世宗實錄四卷八
 三、二十年十一月辛丑)、
 一饋于六曹廳、(曰世宗實錄四卷八五、二十一年六月壬寅)、
 一命饋王忙乃等于弘禮門東廡、(曰世宗實錄
 四卷八七、二十一年十二月庚辰)、
 一今來忽刺温忘家、也時波、下多、仇赤羅等、禮曹饋
 餉之日、(曰世宗實錄四卷九六、二十四年六
 月己亥)、
 一饋倭野人于景福宮南廊、(曰世
 宗實錄四卷一〇七、二十七年正月乙亥朔)、
 一命饋于賓廳、(曰世祖實錄四卷三〇、九年

朝鮮實錄卷之三

二月壬申」といふように、定められた場所といふものはなく、その都度変更されたが、景福宮内の御殿で開かれることは稀で、多くの場合、賓廳や禮曹の役所で開かれた。

また「又饋（中略）野人浪ト兒罕等四十九人于闕庭」（日世宗實錄 卷一〇三、二十六）年正月辛亥朔」とか、「饋（中略）野人童阿頭芥等三人于庭下」（日世祖實錄 卷七、三年三月庚午）とか、「兀良哈等下直肅科、予不引見、饋之於外」（日世祖實錄 卷二〇、

六年四月乙亥」といふように、故意に冷遇し
庭下で饋すこともおこなわれ、女真人として
は屈辱に耐えぬ想ひをさせられることもあつた。

饋餉にはどのような食物が供されたものか
詳しくはわからないが、「禮曹啓、元良哈三
下・豆難、毎五日、給生猪一口、從之」と曰
世宗實錄「卷一九、五年二月乙巳、」と引見
野人金舌豆・金加加阿等饋酒、又賜酒「穀于館
し」と曰世祖實錄「卷三五、十一年正月辛酉」
と記されるから、酒のほかには山海の料理が供

されたのであろう。酒と料理には音曲も必要
であろう。禮曹の饋餉には男樂が用いられ、
歌童や舞童が宴

七年七月からは女樂も用いられるようになった。
た。①

賜酒・設酌

賜宴の場所も一定してない。たとえば松

溪院（日李朝太宗實錄 卷二六、十三年十一

月戊寅）、慕華館（日世祖實錄 卷二六、七

年十二月丙戌）、慶會樓（日世祖實錄 卷三、

二年正月辛巳）、康寧殿（日世祖實錄 卷二

勤政殿西廊（日世宗實錄 卷七八、十九年七月己丑朔）

卷三二、十年正月丙辰

七年二月己丑

一、六年九月丁酉、思政殿（曰世祖實録卷二二、六年十二月庚辰）、交泰殿（曰世祖實録卷二二、六年十二月壬午）、宣政殿（曰世祖實録卷二七、八年正月丙辰、八年二月乙酉）、序賢亭（曰世祖實録卷二七、八年二月甲午）といった殿閣で賜宴または進酒設酌している。設宴の殿閣は国王自身の都合と女真人の身分の輕重を考慮し、その都度変わつたのであろう。賜宴、設酌は多くの場合国王の臨在のもとに景福宮内の殿閣でおこな

大正十一年三月十日

われたから、六曹の役所でおこなわれる饋餉
 よりは儀禮的であったといえよう。

第四節ニ補注

① 曰李朝世祖實錄 五卷二五、七年七月丁巳
 の條に次のように記される。

禮曹啓、倭野人本曹饋餉時、用男樂、然歌
 童舞童數少、所任不周。倭野人所經有妓、
 諸邑宴享時、皆用女樂、本曹饋餉時、請依
 此例用女樂、從之。

三 回賜

先に述べたように明國は女真村落の首長に都督、都指揮使、指揮使以下の武官職を授け、明の軍制組織に編入し統治することにした。従つて明國と女真との間には支配と服従の關係が生じた。その服従を形に表したものが朝貢である。女真諸衛は一年一貢あるいは三年一貢の義務を負い、定時に明の國都に來て朝見し貢物をさし出した。この貢物に對し明國から返禮として回賜が賜與された。また來朝の

女真人に對し、官職に應じた撫賞が與えられ、また特別に加賞が與えられることがあった。

回賜は日大明會典(萬曆十五年刊)卷一
一一、禮部六九、給賜二、外表上の條に、

回賜、進過馬、每匹、綵段二表裏、折鈔絹

一疋。貂鼠皮、每四箇、生絹一疋。零者、

每箇布一疋。嘉靖六年題准、馬價綵段一疋。

折給銀三兩。十三年議准、俱與折給。

と記されてゐるように、持參者の身分に關係なく、馬と貂鼠皮の二品目について、定めら

いた額の絲段、絹、布、銀等と與えるもので
 ある。これは立前と一は返禮であるとして
 も、一定額の貢物に一定額の品物が支拂われ
 るのであるから、江嶋壽雄氏の所説の如く①、
 貢獻と回賜とは貿易關係にあつたと言ふこと
 ができよう。

朝鮮と女眞との關係においても、女眞の貢
 獻品に對する返禮品に回給、回賜といふ言葉が使わ
 れている。

(1) 日世宗實錄 卷一五、四年二月壬子、元

良哈千戶堆帖木兒（中略）等來獻土宜、回
給緜布有差。

(2) 曰世宗實錄卷一九、五年正月壬辰、兀
良哈千戶羅吾乃仇音波者音赤等來獻土物。

命饋之、回賜緜布。

(3) 曰世宗實錄卷二一、五年七月辛卯、斡
孛里千戶李都乙赤來獻土宜、回賜緜布十匹、

又賜衣服笠靴。

(4) 曰世宗實錄卷二二、五年十一月庚申、
兀狄哈指揮甫同哈（中略）等來獻土物、各

給衣笠靴、又回賜懸布有差。

(5) 日世宗實錄卷六九、十七年七月壬申、

禮曹啓、兀狄哈都指揮豆稱哈、向本國誠心

歸順。今遣子吾昌哈來獻土宜。今宜於回賜

外、別賜豆稱哈青木綿六匹、苧麻布各二匹、

以下略。

回給の語は(1)以外には現われな^い。回賜の語
の現われるのは(2)が最初で、(5)以後はほとん
ど現われなくなる⁽²⁾。回賜という語は主に世宗

五年から同十七年頃までに用いられた語であ

ると言えよう。

回賜はどのような意味で用いられたのであ
ろうか。回賜はほとんどの場合「回賜綿布」
と一て現われる。すなわち回賜は綿布に限ら
れていた。そして前記五例でわかるように回
賜は女真人の持参する土物、土宜に對一て與
えられていた。女真來獻の土物とは何であろ
うか。日世宗實錄口卷三一、八年正月壬寅に
戸曹啓、野人進馬者、其回賜、大馬、上等、
綿布四十五匹。中等、四十匹、下等、三十

五匹。中馬、上等三十匹、中等、二十五匹、
 下等二十匹。小馬、上等十五匹、中等十匹、
 下等六匹、以爲恒式、從之。

と記されるから、土物とは特に女眞の馬を指
 し、回賜は女眞の馬に對する代價であり、そ
 の代價は馬の品等により差がもうけられてい
 た。従つて女眞の進獻馬と回賜とは一種の貿
 易關係にあつたといえる。

回賜という語は世宗五年から十七年頃まで
 に用いられた語であるが、その前後には回賜

にあたることはおこなわれなかつたのであろうか。曰李朝寶録にはたとえは次のように記される。

(1) 曰太祖寶録四卷四、二年十二月丁亥、賜吾

郎哈十餘人緜布衣。

(2) 曰太祖寶録四卷七、四年正月辛丑、弘州以

北吾郎改萬戶蒙尚(中略)等遣人來獻土物、

賜木緜紬紵有差。

(3) 曰太祖寶録四卷一〇、五年十月壬寅、韓都

里所乙麻月者等來獻方物。賜苧麻緜布二十四。

(4) 曰太宗寶録四卷五、三年二月辛未、兀良哈

六人告還、賜緜布細布有差。

(5) 曰太宗實錄正卷一一、六年正月壬子、吾都里千戶金回大（中略）等六人來獻正朝土物、各賜緜布各一匹。

(6) 曰世宗實錄正卷一八、四年十二月甲辰、兀良哈波難豆難等拜辭、各賜襦衣一稱、緜布十匹、紙百五十卷。

(7) 曰世宗實錄正卷一八、四年閏十二月乙卯、于知哈骨只乃等三人拜辭、各賜綿布五匹、

紙七十卷。

(2)、(3)、(5)では綿布は土物への給付であること
 とがわかる。その他の場合でも来朝者は土物
 を献上したにちがいないから、恐らく(4)、(6)
 (7)の綿布はその給付であろう。そうだとすれ
 ば回賜という言葉はなくとも、実際には國初
 以来7回賜しがおこなわれていたことが推察
 される。世宗十七年以降は回賜綿布の語は現
 われなくなると、しかし実際にはおこなわれ
 ていたと考えられる。回賜という語が何故用
 いられるようになったのであろうか。それは

恐らく朝鮮と外表との關係を、體制上のみな
 らず用語上においても、明国と外表との關係
 に近づけようとしたものであつて、朝鮮の民
 族主義的對外意識の昂揚を反映したものであ
 りう。

第四節 三補注

- ① 江嶋壽雄「明代女直朝貢貿易の概観」七頁。
- ② 日世祖實錄正卷四四、十三年十月癸卯に
 傳于承政院曰、任興等及李良回賜之數、

大正大学出版部

無乃少乎」と見えるが、これは明国使節任
興への禮物を指した語であつて所謂回賜で
はない。

四 例賜・常賜と別賜・加賜

明國では來朝者には回賜のほかは撫賞ある
いは正賞と稱するものが與えられた。これは
來朝者全員に對し身分に応じて與えられるも
ので、曰大明會典(萬曆十五年刊)卷一
一、禮部六九、給賜二、外表上の條に、

東北夷女直、進貢到京。都督每人賞綵段四
 表裏。折鈔絹二疋。都指揮每人綵段二表裏。
 絹四疋。折鈔絹一疋。各織金紵絲衣一套。
 指揮每人綵段一表裏。絹四疋。折鈔絹一疋。
 素紵絲衣一套。以上靴鞞各一雙。千百戶鎮
 撫舍人頭目。每人折衣綵段一表裏。絹四疋。
 折鈔絹一疋。奏事來者。每人紵絲衣二件。
 綵段一表裏。折鈔絹一疋。靴鞞各一雙。(一
 中略)(嘉靖)四十三年題准。女直正賞綵
 段絹疋、俱准折給銀兩。

とあり、日遼東志に卷三、兵食志、邊略、撫賞の條に「朝貢互市、皆有撫賞外」と見える如く、身分に應じ賜與の品目と額が定められていた。しかし大明實錄にはたとえは、

太宗實錄 卷六二、永樂七年三月癸巳、奴兒干韃靼頭目忽刺冬奴等六十五人來朝（中略）賜誥印冠帶襲衣及鈔幣有差。

と記されるように、多くの場合に撫賞とも正賞とも記されないうが、しかし女真人來朝の都度、撫賞は與えられたものと考えられる。

明國の撫賞に当るものが朝鮮の賜給であらう。朝鮮の賜給もまた身分に應じて給與額に差がもうけられていた。このことを示すのは日世宗實錄五卷一一一、二十八年正月戊寅の一文である。

議政府據禮曹呈啓、野人賜給衣服雜物、本無式例。臨時磨勘、非徒煩弊。或有増減。

因此生怨。今後、分諸種野人族屬強弱職秩高下、詳定賜給物件之數、以爲恒式。下議政府與禮曹同議。於是、以都葛戶都指揮以

上為一等。上護軍大護軍護軍萬戶副萬戶以
 上為二等。司直副司直司正副司正以至無職
 者為三等。定衣帶笠靴鞆布賜給之式。從之。
 右文では女真人を身分に應じ三等に分けたの
 みで給與額までは記されていないが、世祖時
 代の次の記録では、各等の品目がはつきりと
 記されている。すなわち日世祖實録 卷二、
 元年十二月乙卯の條には、
 上（中略）引見（中略）野人浪孛兒罕等六
 十餘人賜酒（中略）命野人射侯。以爵秩高

下部落強弱、分爲三等。賜一等、浪子兒罕等五人、各鞍馬刀子有環細條藥囊。二等、李多弄介等六人、各馬一匹、角子有環細條刀子藥囊。三等、柳乃也等五十人、各青紅綿布各三匹刀子有環細條藥囊。(中略)野人皆拜謝醉飽還館

と記され、曰世祖實錄卷六、三年正月辛巳、御勤政殿簷下、行會禮宴。(中略)賜(中略)野人一人、鞍具馬一匹條環一腰刀子藥囊。二等八人、馬各一匹青木綿一匹紅

木綿二匹角子一張條環一腰刀子藥囊。三等
 二十一人、無馬、餘物上同。四等八十二人、
 各青紅木綿各二匹刀子各一。倭野人皆叩頭
 拜謝。

と記される。前者は三等に分けられ後者は四
 等に分けられてゐるのは、後者の頃、來朝者
 が増加したためであらう。しかし一等は鞍馬、
 二等は馬、三等以下は無馬と定められてゐる
 ことは兩者に共通してゐる。こゝに於て賜與は
 例賜とも稱されてゐたことは曰世祖實錄卷

二二、六年閏十一月丙寅の條の次の記事に見
える。

賜野人知中樞院亭李多弄哈（中略）等、鞍
具馬各一匹、綵囊刀子紅絲廣條兒各一、綿
布各十匹。司直李都弄音等九人、馬各一匹、
彩囊刀子紅絲細條兒各一、綿布各七匹、以
赴戰時有功也。司直文果乙多等六人、依三
等例賜、綵囊刀子細條兒各一、綿布各二匹、

以報變也。

を賜わつた

文果乙多は三等例賜と記されるから李多弄哈

に与えられたの

に与えられたの

は一等例賜、李都弄音は二等例賜と稱されてい

たものであろう。例賜という語は曰世祖實録に

の他の個所でも、たとえば卷二二、六年十月

戊申に「請所衆介、依金吾豆例、授大護軍、

五人依林多等例授職有差。例賜、別賜亦依此

例」とあり、卷二六、七年十月癸未に「右副

承旨金謙光馳啓（中略）殿下大加厚賞。豈但

今日例賜而已」とあるように世祖年間にはさ

かんに用いられた。曰世宗實録に卷八二、

二十年七月癸未朔に「右議政許稠議、毛多赤

例賜外、勿加賞賜しと見えるから、世宗年間にも用いられていた。また常賜という語もあるが例賜と同じ意義で用いられたらしい。①

この例賜は太宗時代にもおこなわれていたことは、太宗實錄卷七、四年四月癸酉に、賜元良哈萬戸波乙所及百戸衣布。萬戸袂衣笠靴各一、緜布・黑麻布・白苧布各一匹。百戸三人、各黑麻布一匹・白苧布一匹。通事、黑麻布一匹。

と見えることからあきらかである。例賜とは

記されなりが、身分により給與の量と内容に
 差がもうけられているので例賜と稱してまさ
 一つかえない。また曰太祖實錄正にあつても
 卷七、四年正月辛丑に「孔州以北吾郎改萬戸
 蒙尙、千戸甫里等、遣人來獻土物、賜木綿紬
 紵有差」とか、同月甲寅に「吾郎哈萬戸波所
 千戸照乙恠李都介等來獻土物、各賜衣服」と
 記されるので、例賜のおこなわれりたこと
 が充分推察できる。恐らく上には厚く下には
 薄い例賜が、國初以來、女真人來朝のたんに

おこなわれ続けていたのである。

下賜の品目は多岐にわたっていたが、主な物のみを列挙すると次のようである。

衣、冠、笠、靴、金帯、銀帯、角帯、鞆布、
 苧布、紬布、酒、肉、米、醬、襦衣、冬衣、
 紙、紗帽、青綿布、苧麻布、緑染紬、黒木綿、
 青紬、紅紬、席子、柳青紬、環刀、綵段衣、
 弓矢。

二通りの品物の賜給にさいしては、國初以來一定の基準がなく、その都度異同増減があら

リ不么平に流れやすいので、前記世宗二十八
年正月の下令の如く、例賜の基準が定められ
たのであろう。

明国では女真又朝貢者に対しては、回賜、撫
賞のほかに加賞が與えられた。これは重大な
奏事通報や聽換來貢の場合に與えられる特別
の賞與である。^② 朝鮮においても女真人來朝者
には回賜、例賜のほかに加賜、別賜、特賜と
稱して特別の贈物を送ることがあった。

加賜と稱されるものは次の如きものである。

世宗實錄 卷一八、四年十一月丙子、兀良哈甫古金等還。常賜外、加賜緜布及紙。以其首先歸順也。

世祖實錄 卷三、二年二月壬戌。野人李豆里阿具等辭。命饋于賓聽。賜各青紅綿布各二匹、鞍籠一事。加賜阿具紗帽玉貫子。

別賜とは次の如きものである。

世宗實錄 卷一。三、二十六年正月丁丑、

賜吾郎介都萬戸浪ト兒罕衣服及笠靴。別賜

緜布三匹、柳青紬二匹、紅紬五匹、白苧布三匹、黑

麻布三匹。

世祖實錄、卷一八、五年十一月甲申、野人
金馬申哈等辭。別賜馬申哈鞍具馬一匹紅絲
帶刀子絲囊。

特賜とは次の如きもの乙ある。

世宗實錄 卷六七、十七年正月壬寅、特賜、
幹象里指揮李好心波黑木繇二匹青紬二匹紅
紬四匹。以年老不憚遠路朝見故也。

世祖實錄 卷三五、十一年二月戊子、兀狄
哈金舌豆等八人辭還。命厚饋于賓廳。特賜、

弓豆鞍具馬一匹段衣一領油紙席二張。其餘
賜物有差。

以上の例から考えると、特に遠方からの來朝
者、あるいは功績のあつた女真人に對し、例
賜とは~~延別~~與えられたものが加賜、別賜、特
賜であつて、三語とも同じ意味で用いられた
ものと察せられる。別賜の品は特に定め~~られた~~物
はなく、受領者の家格、地位等により變化し
てゐる。

以上の如く考察してみると、明國の撫賞、

正賞に当るものが朝鮮では例賜、常賜と呼ばれ、明國の加賞が朝鮮の加賜、別賜、特賜に当るこゝとがわかる。

第四節 四補注

① 常賜については、李朝世宗實錄 卷一八

四年十一月丙子の條に「兀良哈甫古金等還

常賜外、加賜絲布及紙」と見える。

② 江嶋壽雄「明代女直朝貢貿易の概観」九

頁。

五 授官

明国では女眞諸衛の設立とともに、村落の有力者に指揮使以下千戸百戸等の武官職を授け、奴兒干都司の統制下に置いた。時代の下るにつれ官職も上昇し、都指揮使、都督等も授けられる者も多かつた。

女真人が受けた官職については日明史臣卷七六、職官志五に次のように記される。

五軍都督府。每府左右都督正一品、都督同知從一品、都督僉事正二品、恩功寄祿無定員。

（中略）都督府、掌軍旅之事、各領其都司衛所、詳見兵志衛所中（以下略）。

都指揮使司。都指揮使一人、正二品。都指揮同知二人、從二品。都指揮僉事四人、正三品（以下略）。

衛指揮使司、設官如京衛、品秩並同。（司京衛指揮使司、指揮使一人、正三品。指揮同知二人、從三品。指揮僉事四人、正四品。四）（以下略）。

所千戶所。正千戶一人、正五品。副千戶二

人、從五品。鎮撫二人、從六品。(中略)
 百戸十人、正六品陞授、改調増置、無定員。
 以上の官職が女眞村落の實情に應じて贈られ
 たのである。

朝鮮においては、夙に太祖元年九月に元良
 哈が來朝した時、位階が西四品之下、從者は
 六品之下に定められたが(日太祖實錄五卷二
 元年九月己丑)、正式の授官のことはなかつた。
 女真人への授官は、太祖二年五月辛酉に吾良
 哈宮富大に上万戸を授けたのがはじまりであ

る。その後、三年十二月己卯に吾都里の所吾
 に萬戸が授けられ、四年正月辛丑に吾郎改萬
 戸蒙尚、千戸甫里等が、また四年後九月己巳
 には吾都里上萬戸童猛哥帖木兒等が來朝して
 いるが、その上萬戸、萬戸、千戸等は、記録
 には記されないがそれ以前に來朝した時に與
 えられたものであろう。また七年正月壬申に
 は宣略將軍童多老を吾都里上千戸に任じてい
 る。以上のように太祖時代には來朝者がすく
 なく、授與した官にも上萬戸、上千戸といつ

た後世に見られぬ官名が見えるのは、國家草創期の官制未整理の情態を反映したものであらう。

太宗初年にも女真人來朝者はすくなかつた。朝鮮東北境では趙思義の兵亂にともなう政情不安があり、明國では建文・永樂交替の政變があり、こゝ—た事情を反映—て女真人の足が遠のいたと察せられる。太宗年間において、も女真人への授職は—は—はおこなわれたと思われるが、日太宗實錄四卷七、四年三月甲

寅に、猛哥帖木兒を上護軍（正三品）に、崔
 也吾乃等を大護軍・護軍・司直・副司直等に任
 じたほかは、実録にはほとんど記されてい
 ない。太宗時代の來朝者中には護軍の肩書
 の所有者もいるので授職のことが無かつた
 とは言いきれないが、一か一か大多數の女
 真人は萬戸・千戸を稱している。これ等
 の稱号は必ずしも朝鮮から與えられたも
 のではない。たとえば、王可仁が勅諭を奉
 じて、遼關萬戸寧馬哈、參散千戸李亦里不
 花、禿魯

朝鮮の

元千戸佟參哈等十一處の人を招諭しており（曰太宗實録正卷七、四年四月甲戌）、また太宗五年三月、朝廷使臣王教化的の持参した勅諭の文言には「勅諭萬戸猛哥帖木兒」と見える（曰太宗實録正卷九、五年三月丙午）。これ等の萬戸、千戸等の稱號は朝鮮が與えた稱號ではない。朝鮮が與えた稱號を明國が勅諭内で認知するはずはないからである。また明國の招諭以前であるから明國が與えた稱號でもない。恐らく元代以来、在地の女真人間に

用いられてゐたものを尊重し、そのまま用いたのであろう。とすれば、太宗期の來朝女真人の稱號で朝鮮から興えられたものはすくないことになる。恐らく太宗期には授職はほとんどなされなかつたのであろう。

世宗年間に入ると、多くの女真人が來朝す

るようになったが、世宗朝の中期に至るまでかしらぬずかの女真人侍

衛をのぞいて叙職のことはなかつた。ただ世

宗七年二月辛丑朔に幹采里指揮馬佐和を西四品に位置せしめ、世宗十三年正月乙酉には禮

曹の啓に従い、女真人の都指揮なり従三品、
 指揮は正四品、千戸百戸は正五品として隨班
 肅拜するといふように、宮中内の序列は定め
 られた。世宗十六年四月甲寅では、婆猪江か
 らの投降女真人千戸に副司直を授けらるるか否か
 が論議されてゐるが、これを見ても授職は向
 化女真に對してのみおこなわれていたことがわかる。
 一かゝるに世宗二十年三月には咸吉道監司等
 が上啓し、明國の官職を受けた女真人で朝鮮
 の官職を求める者には、指揮以上は國初の例

により散官に除し、所在に於て都萬戸、萬戸、
 副萬戸を稱せしむるも妨げなしとして女真人
 への授官を進言してゐる。折から忽剌温兀狄
 哈の來朝者もあり、建州左衛の童倉の來朝も
 予想されたから、新たな事態に對應するため
 かように上啓したのである（曰世宗實錄四
 卷八〇、二十年三月壬辰）。そして世宗二十
 一年正月に來朝した童倉に嘉善雄武侍衛司上
 護軍が授けられ、また童所老加茂に威勇將軍
 虎賁侍衛司護軍が加えられた。世宗二十三年

六月辛未には尼麻車兀狄哈の土豆・弓豆に護軍が授けられ、同年十月丙寅には浪卜兒罕に都葛戸が授けられるといふように、歸化人ではなく來朝女真人に授官する例が開かれ、かようにして年とともに受官の女真人は増加していった。

世祖年間に入ると、世祖は儒教的徳治主義に心酔し、夷狄を膝下に從えることを理想とし、積極的に女真人を招撫したので來朝者が増加した。歴代の國王の中で、世祖ほど女真

人に官職を與えた者はいない。來朝者の大部分が何等かの官を與えられてゐる。しかし睿宗以後は女真人への授官は稀にしかおこなわれなくなつた。

朝鮮國から女真人に與えられた官職は、
 經國大典四卷一、吏典、京官職の條、および
 卷四、兵典、京官職および中樞府の條に記さ
 れるようなものであつたが、これらの官職は
 どのような基準で與えられたのであろうか。
 それはおおよそ明國の官職を基準として與え

られたのではないかと思う。次に各品ごとに數例をあげて二の二とを示したい。

(1) 都督——資憲大夫、中樞府知事

明國の都督僉事（正二品）に資憲大夫（正二品）、中樞府知事（正二品）を授けた二とがある。次に一例を示す。

燕山君日記、卷五一、九年十一月朔甲子、禮曹判書金應箕啓、野人産察（中略）於中朝爲都督僉使、而坐諸野人之上。（中略）
 戊辰、野人産察授資憲知中樞。

(2) 都指揮——都萬戶

都指揮は都萬戶に任ぜらるゝことが多かつた。次に三例のみ記す。

世宗實錄、卷九四、二十三年十月丙寅、吾郎哈都指揮同知浪卜兒罕辭、仍授都萬戶。

世祖實錄、卷一四、四年十月甲申、以（中略）都指揮權赤阿赤羅古住上護軍金所衆可等、為本處都萬戶。

成宗實錄、卷七三、七年十一月戊申、禮曹啓、元良哈都指揮使老童言、父伐伊處、受中朝都指揮

使職。後上京、受都萬戶職。

都指揮を萬戸に任ずることありつた。

世祖實錄、卷一五、五年三月庚戌、以（中

略）婆猪江都指揮沈伊時哈、為本處萬戶。

(3) 指揮使・指揮同知・指揮僉事——副萬戶

明國の指揮にはおおよそ副萬戶が與えられた。

世宗實錄、卷一二三、三十一年正月丙戌、

又以兀良哈指揮林多陽可為副萬戶。

魯山君日記、卷一〇、二年二月丁亥、（以

兀良哈）指揮僉事忽失塔阿下（為）副萬戶。

魯山君日記、卷一三、三年正月戊申、（以

兀良哈指揮使納刺禿、指揮僉事也隆哥速古、

幹朵里指揮大斜為副萬戶。

世宗實錄、卷一四、四年九月乙酉朔、禮曹

啓、指揮沈伊里多沈伊時馬童於澄臣等、職

帶指揮、請依例除副萬戶、從之。

世祖實錄 卷一五、五年三月庚戌（以）
 建州衛住指揮王者多王昆伊等爲本處副萬戶。
 世祖實錄、卷二〇、六年四月壬申、以（中
 略）指揮塔魯哈寧捨浪將家老金佐花老所衆
 巨李仍色代副萬戶。
 まゝに指揮を萬戶に任ずることがあるが、そ
 の例はすくない。次に二例のみ記す。
 世宗實錄、卷一一〇、二十七年十二月辛酉、
 （上略）指揮弓手哈各率其子來朝。授弓手
 哈萬戶職。

魯山君日記、卷一三、三年正月戊申、以兀
 良哈指揮同知管禿金洽答浪因多只（中略）
 為萬戶。

指揮を上護軍（正三品）、護軍（正四品）に任ずることもあ
 った。次に二例の如記す。

世祖實錄、卷二一、六年七月戊寅、以（中
 略）指揮僉事失郎哈毛多吾可為護軍。

世祖實錄、卷二一、六年九月戊戌、錄從征
 功一等（中略）指揮甫要麻千戶也堂只授上
 護軍。

(4) 千戸——司直

明國の千戸(正五品)には司直(正五品)、副萬戸等が授けられた。
 世宗實錄、卷九六、二十四年四月丙辰(上
 略)吾郎哈千戸波難授司直。

世祖實錄、卷一五、五年三月庚戌、以婆猪
 江住千戸童阿羅愁為本處副萬戸。

右のように見れば、もとより例外はあるが、
 明國の都督僉事(正二品)には正二品官を、
 明國の都指揮には都萬戸を、指揮には副萬戸
 を、千戸(正五品)には司直(正五品)をと

いうように、明國の官職を基準として、それ
 に相当する官が與えられていたことがわかる。
 之にて曰世宗實錄四卷五一、十三年正月乙酉に、
 禮曹啓、自今野人都指揮則從三品、指揮則
 正四品、千戶百戶則正五品、隨班肅拜、從
 之。
 と記されるから、都萬戶は從三品相当、萬戶、
 副萬戶は四品相当、それ以下は五品相当以下に格
 付けされていたのではあるまいか。明國の官
 を持たぬ者には、所屬村落の實情に應じ、右

の基準に準じて授官していったことが察せられる。一度受官した者が上位の官に昇り、或は子が親の官を襲うなどのことは明國の體例と同じである。かように見れば朝鮮國の女真人への授官は、おおむね明國の體例を基本としてこれに準じておこなわれていたと言えらると思ふ。宮廷内の待遇も官位に應じて上下したし、邊境各鎮における坐次も官位に應じて定めがあった。^①

第四節五補注

① 邊境各鎮における女真人接待の坐次は、
 日經國大典四三、禮典、京外官會坐の條に
 次のように記される。

野人接待時、觀察使節度使北、堂上虞候・
 守令西前行、並交倚。堂上野人（僉知中樞
 府事已上）西後行、繩床。非堂上虞候・都
 事・評事・守令、東楹外南行、繩床。四品
 以上野人（護軍以上）西楹外南後行、繩床。
 五品以下野人（司直以下）南後行、平排坐
 （隨地之宜）○堂上守令北、交倚。堂上野
 人西、繩床。判官東楹外南行、繩床。四品

以上野人西楹外南後行、繩床（非邊將在處
則西）（以下略）

六 官教と印信

明國では女真諸衛を設けるに際し、衛の首
長に 授官の辞令である

誥命すなわち勅書と、衛の支配を認める印信
すなわち衛印を與えた。勅書は官を受けた全
員に與えられるもので、明國入國の際におこ
なわれる身分審査に必要なりから、今日

の入國査証の役目も果した。

朝鮮においても、女真人への授官にさし、
明國の勅書に當る官教を與えた。

官教にはもともと朝鮮独

自の印すなわち行宝の印を押しつゝいたが、世
宗二十一年四月からは、明國への遠慮から明
國から下賜された印を用いるようになった（曰
世宗實錄四卷八五、二十一年四月辛卯）。
かゝるまた事々文書以外の國內文書には、
施命（國內印ともいうべき）
之寶し印を用いるようになったので、成宗ニ

十四年七月に、女真人へ交付する官教には、大宝すなわち明國より賜わつた印を押しよふになつた（口成宗實錄卷二八〇、二十四年七月戊戌）。官教は任命書であると同時に朝鮮入國時に携行して禮遇を受けるさいの證明書でもあつたから、重賞を受けるには上級の官教の方がよい。そこで後年になると他人の上級官教を借りて入國する者もあつた（口成宗實錄卷一八五、十六年十一月壬戌）。また邊境城邑の女真人の中には、親族の官教を借用して上

京し俸祿を受けようとする者もあり、穩城府
 の城下の女真人の如きは、七十餘人の官教中
 だが三四のみが正当で、他はすべて不實し
 のもの、といつた有様であつた（可中宗實録
 凸卷五八、二十二年正月己丑）。そこで中宗
 二十五年二月には、斜老という者の持参した
 官教の年歳が錯誤してゐたという理由で中樞
 の官教を没收し、かゝりに司猛（正八品）の
 官教を降授した（可中宗實録凸卷六七、二十
 五年二月辛未）。一罰百戒の意を示したので

太宗五年、太宗は
 童猛哥帖木兒に
 慶源等處管軍
 萬戸の印信一顆
 を送った（日本
 宗實録卷九、五年
 二月己丑）

あろうが、その後二のようにして官教を没收された
 女真人が多かったところをみる^と効果は少なかつたと
 思われる。

明國では來朝女真人には勅書のほかに印信
 を與えた。朝鮮でも稀ではあるが印章を與え
 た例がある。すなわち世宗二十五年正月に禮
 曹判書金宗瑞が童所老加茂に與える印の大き
 さを啓問し、咸吉道都節制使のそれよりやや
 小なれば可也との指圖を得ているのがそれで
 ある（日世宗實録卷九九、二十五年正月癸亥）。

曰世宗實錄卷一〇一、二十五年九月壬子朔
 の條に記さるる咸吉道都觀察使の啓に「況所
 老加茂、授以高爵、賜以印章、娶我國女」と
 見えるから、印章を與えられたことは事實で
 ある。ただ「印章は實際には用いる機會もな
 かつたので、所老加茂は部下が上奏すゝ時に
 自分の印を押した文書を發行し、會寧府に移
 文することにして、印章を活用したと言つ
 てゐる（曰世宗實錄卷一一三、二十八年七
 月戊子）。印章にはさうたる効用もなかつた

が、曰成宗實錄正卷三六、四年十一月丙辰の條に幹采里中樞の李家紅が「本土人衆、不可以言語號令、願受印符以鎮之」と言つたと記されるから、村落での權威を高めるには幾分かの力はあるたろう。ただ李家紅に印が與えられたか不明である。

七 禄俸

明國では來朝女真人に禄俸を給したといふ例はない。朝鮮においても國初以來このこと

はなく、曰世宗實錄正卷八一、二十年五月丙
 申の條に、巨兒帖哈に司直の祿を給したること
 が記されるが、これは巨兒帖哈が朝鮮國に拘
 留されたためにおきたことであつてで特例といふべき
 である。曰世宗實錄正卷一一三、二十八年七
 月戊子の條には、幹朵里都萬戸の童所老加茂
 が京職を受けたので祿俸も賜與してほりいと
 請うたことが記され、禮曹等が「遑受祿俸、且無前例、
 隨歲豐歉、量給米糧。從之」と言つて許可さ
 れているから、これ以前には前例がなかつた

ニとは確かで、所老加茂がはじめにこれを給された。しかし世宗時代には右の例以外に禄を給された女真人はいない。

ところが世祖時代に入ると、多くの女真人に禄が給されるようになった。それは曰睿宗

實錄卷三、元年正月乙亥に、

高靈君申叔舟啓曰（中略）今野人等請受禄、欲買其土所無之物。野人給禄、世祖一時之權宜。然其受禄者、數亦不多。

とあり、曰睿宗實錄卷三八、五年正月庚戌に、

在先王朝、野人不受職、又不給祿。世祖務欲招懷、至有初授堂上官者、又給祿以悅其意。然官爵猥濫、費用甚廣。

とあり、一曰成宗實錄卷四八、五年十月庚戌に、

司憲府大司憲李恕長等上疏曰（中略）一、

野人給祿、非舊例也。其初出於一時之權宜、

浸成格例。堂上官受職者、間有援請常賜之

外、又受祿俸。勢不可載穀而還。必緣族類

之向化來居者、私通買賣、無物不取。（中

略）臣等竊恐、乍臣而受祿者益多、因祿而

為奸者漸生。

給祿は

と見えるように世祖の一時の權宜しによるが、最初に祿を給されたのは知中樞院事古納哈と同知中樞院事李阿具で、世祖四年八月癸亥のことであつた。これ以後多くの女真人に祿が與えられたが、すべての女真人に與えられたのではなく、曰世祖實錄四卷三八、十二年正月癸丑の條に、

禮曹據戶曹啓、曾奉傳旨、二品以上野人頒祿。前上來者、例給祿。今來兀狄哈知中樞院事金于豆等、都萬戶非舍、皆是二品野人。然

都萬戸、本是外任、例不給祿。請都萬戸受職者、勿給祿、從之。

と記されるように、二品以上の女真人が受給の対象となっていた。ただし都萬戸は外任であるから給祿のことはなかつた。

祿としてはどのようなものが給されたのであろうか。日經國大典と戸典、祿科には各科の祿が記されているが、第三科正二品の項には、中米、春夏秋冬各三石、糙米、各季に各十石、田米、春秋各一石、黃豆、冬九石のほか小麥、

紬、正布、楮貨が給さされたことが記される。
 女真人はこれらの穀物を本土に持帰り、或は
 途中で他物と交換することもあると察せら
 れる。しかし口中宗實録巻五七、二十一年
 十一月壬辰の條に見える政府兵曹等の議啓に
 且祿俸、前則以米題給、而今以木綿准市價
 給之。不滿於前日之米直、以此有怨憤之心。
 と見え、同書同卷、十二月壬申の條に、
 副護軍孔瑞麟上疏略曰（中略）近又聞北
 虜來朝時、邊將徵索、漸倍於舊。朝廷待虜

亦不如昔、以布代祿、彼既嫌恨、而又於轉解驛吏。怨苦凌罵打撲。或有自負行馱、困頓跋涉者。是以前則爭欲上京、而今則雖當上京、亦不願行。

と見えるから、二の頃から米を木綿にかえて支給することがおこなわれた。ただ木綿の値が、旧來支給されて来た米價に及ばなかったのぞ、木綿を増して給するようになったこと、同書十一月戊申に傳曰（中略）故其祿俸之直繇布、已令戶曹加磨鍊給之矣」と見

える如くである。禄俸の支給は政府にとつて
 も少なからぬ出費がともない、且は上京受禄
 にもともなう弊害も多いので、これを取止める
 との論議も出た。曰成宗實録四卷四八、五年
 十月庚戌の條の司憲府大司憲李愬長等の上疏に、
 臣等竊恐、乍臣而受禄者益多。因禄而為奸
 者漸生。國之利器、將為敵人所資。伏望殿
 下軫念、深惟遠圖、勿給禄俸、以防其弊。
 と見える如くである。一か一日中宗實録四卷
 五八、二十二年正月己丑の條に特進官沈貞の言として、

兵使柳繼宗、則祖宗朝以來或五、六十年、或
 三、四十年、或一、二十年、如此而上京受祿已
 久。若一朝而論奪之、則非徒穩城也。六鎮
 亦為搖動矣。仍舊為之可也云。(中略)上
 曰所言至當。與大臣議之。

と見えるから上京受祿は中宗時代にもおこな
 われていたり、恐らく後金國の成立前までつ
 づいたと思われる。

以上のように女真人の朝鮮入京にさいしては、年間の行數が定められ、行路の民家での宿泊は禁ぜられ、王京にあつては野人館（北平館）に宿泊せしめられ、王京での自由な行動は禁じられた。朝鮮國は王宮および官衙において賜宴・饋餉をおこなつたほか、女真人の貢獻品に對し回賜を與え、身分に応じて例賜・常賜を與え、特別の場合には加賜・別賜・特賜を與えた。また女真人の持つ明國の官職に即し、或は村落での地位に即し、都萬戶・

萬戸・千戸以下の官職を與えた。明國では女
 眞衛の首長に、授官にさいし誥命すなわち勅
 書と衛印とを與えていたが、朝鮮においても
 誥命に相当する官教を與え、稀に印章をさへ
 與えた。

明國では女真人に祿俸
 を給したことはないが、朝鮮では二品以上の
 女眞高官に祿俸すら與えた。こうした朝鮮國
 の女真人への態度は、たとえば明國の回賜に
 当るものを回賜と稱し、都指揮に當るものを
 都萬戸と稱するなど、全く明國の體例の引き

うついであつたことがわかる。

朝鮮國はどのような意圖でこのように女真人を遇したのであろうか。それは日李朝世宗

實錄正卷七九、十九年十二月辛巳の條に記さ

れる世宗の次の發言に、よく示されている。

傳旨咸吉道監司都節制使。今見卿書、中朝

於夷狄不惜除都督以下之職者、非欲侍衛也。

欲其羈縻也。又國初萬戶宣略將軍之職、不

惜遂授、亦欲羈縻也。依中朝國初例、上護

軍以下之職、量宜添設。度其歸順誠意深淺、

明國と女真との
その水になぞり
え

從自願除授、甚合時宜、其策固為善矣。

朝鮮國も明國と外表との關係に準じて、女真人を羈縻し、これに授官し、朝鮮と女真との關係を宗主國と朝貢國との關係に保とうとしていたことがわかる。

朝鮮國に對して女真人はどのような態度で接したのであろうか。女真人にとって授職も賜與も賜宴もどうでもよかつたのではなかつたか。^{彼等が}わづらわしい朝貢形式も耐え忍んで上京したのは、貿易を繼續するための良好

の利を得、かつ

な國際關係を維持する為であつたらう。――
 朝鮮との交易は、世祖時代に到るまで、め
 ざましい發展は見られなかつた。朝鮮太宗期
 には慶源に市が開かれており、わづかながら
 交易の路が開かれていたが、世宗實錄に為
 一ニニ、三十年十一月乙巳の條には、咸吉道
 甲士李明義が銀釵一枚を女真人に賣つたとし
 マ斬罪に處せられようとし、死を減じて杖一
 百に處せられ、たことが記されるように、私貿易は立前と
 しては嚴禁されており、女真人の必要とすることに、
 鍮、鐵器、水

鐵、農器の類は、與野人互市者、已令嚴禁し

(日世祖實錄四卷三一、九年八月甲午)と記
され、るように公貿易においても禁ぜられてお
り、強りてこれらの品を入手する為の女真の
有力な商品も未發見であつて、兩國間の貿易
は停滯してゐた。

こゝにて女真人の交易の機會がいちぢるゝく
狭められた時代では、女真人の入京時の交易

は、わざかたにその渴を癒すものであつたらう。

女真の貢獻馬に對する朝鮮の回賜は、立前は

返禮でも實際には貿易であつたと言えようが、

別章で論ずる如く馬價は朝鮮よりも遼東の方

が高價であつたから、こゝ—た変則的な貿易
 においてすら、發展の條件はなかつたと言え
 よう。

朝鮮太祖期より世祖期に
 到る女真と朝鮮との貿易は、有力な商品が現
 われなかつたため未發達な状態にあつた。

以上のように明代前期では、女真の周辺に
 は彼等と對等の立場に立ち、善隣友好の外交
 關係を結ぶ因はなく、貿易もまた未發達で、
 女真人には苦難の年月がづづいた。

第二章 建州左衛の對外關係

第一節 朝鮮との關係の發端

高麗朝末期の朝鮮東北境にあっては、咸境南道の北限までが高麗朝の勢力の及ぶ範圍で、伊板嶺すなわち磨天嶺をもつて北元との境界としており、明代に入つても、ほほこの境界を接点とし、明國と朝鮮との間に激しいあらそひが起きた。^①その後、かゝ明國は軍を漠北に送り、モンゴル討伐に専念したため、朝鮮東北地方の經營は継続し難くなつた。この間

隙に乘じ、高麗の權臣李成桂は、東北面經營
 を推し進め、恭讓王二年（洪武二十三年）
 吉州に萬戸府を設置し、翌三年七月、榜文を
 もたらし、東北面の女真諸部落を招諭せしめ
 た。③ 招諭の範圍は速頻（綏芬河流域）、蒙骨
 （ウラジボストーク西方対岸のMongku河畔）、
 実隣・押蘭（ウラジボストーク東方のSinia
 Yaman 兩河流域）、改陽（吉州）、安頓（綏芬河下
 流地方）に及んでいた。④
 李成桂の招諭の結果、近隣の女真人三百余

人が高麗に帰順し、同年八月には元良哈部族
 が來朝した^⑤。同年九月、李成桂は前祥原郡寧
 李龍華を遣わし、幹采里・元良哈部を宣慰せ
 しめていゝる（曰高麗史口卷四六、恭讓王世家
 三年九月丙午）。こゝにいた李成桂の努力によ
 り、恭讓王四年二月にも、元良哈・幹采里兩
 部族が來朝し、舍館で互に長を争つたが、
 先服者を長となすし慣行にしたがい、幹采里
 部が長とされたといふ（曰高麗史口卷四六、
 恭讓王世家四年二月丁丑）。同年三月、李成

<p>桂は幹采里・元良哈部の者を私第に招き郷養宴</p>	<p>しへ曰高麗史口卷四六、恭讓王世家四年三月</p>	<p>戊子、彼等に千戸、百戸の職を</p>	<p>授ずけた。彼等は感激し、みな内徙して藩</p>	<p>屏となした。李成桂の即位以前のこ</p>	<p>とであるから、朝鮮国と女真との正式関係と</p>	<p>みなすことはできず、むしろ李成桂と女真と</p>	<p>の個人的関係というべきである。それは一種の服属関</p>	<p>係であったといふことができる。</p>	<p>やがて恭讓王四年、高麗王朝が滅び、李成</p>
------------------------------	-----------------------------	-----------------------	----------------------------	-------------------------	-----------------------------	-----------------------------	---------------------------------	------------------------	----------------------------

桂が朝鮮国王となると、孔州（今の慶興）に

子の芳遠（後の太宗）を遣り、空想上の人物

穆祖^⑥および配李氏のために徳・安二陵を築き

この地方への国力の扶殖につとめ、女真の招

撫に尽力した。太祖元年九月および閏十二月

には、兀良哈部族が来朝し（曰李朝太祖実録

四卷二、元年九月己丑・元年後十二月庚寅）

二年正月には幹采里部族が生虎を献するなど

（曰李朝太祖実録四卷三、二年正月丁未朔）

次第に來朝者が増えたことは、太祖の努力の

結実と見るニとがでさる。幹采里部の首長、

童猛哥帖木兒が朝鮮に來朝したのは太祖四年

閏九月のニとて、日李朝太祖實錄四卷八、四

年後九月己巳に、次のように記るさる。

吾都里上萬戶童猛哥帖木兒等五人來獻土物。

童猛哥帖木兒の職、上萬戶はさきに述べた

恭讓王四年三月、あるいはそれ以降に太祖李

成桂によつて授けられたものである。日高

麗史五卷七七、百官志ニに「巡軍萬戶府。有

都萬戶・上萬戶・萬戶・副萬戶・鎮撫・千戶

李朝時代の
法制を記す

・提控しとあるように上萬戸は高麗の官職である。
 日經国大典 丑卷四、兵曹、外官職、永安道の
 條に「兵馬萬戸（従四品）しと見えるが、上
 萬戸の職は見えない。法制のととのわぬ李朝創業
 期にあつては、現実に適合させるため舊來の
 官職を踏襲したのであろう。当時、童猛哥帖
 木見の住地は朝鮮王国の領土として確定して
 いたわけではない。彼は朝鮮王国にとつ
 ていけば一外夷であつて、↑

そこに朝鮮王国を中心として、外

表との間に服属關係が成立したと見るこゝができる。

その後の吾都里部の朝鮮來朝のさまを日李朝太祖實錄の記載によつて列記すると、五年十月、所乙麻月者等が來朝。六年正月、童猛哥帖木兒・童所吾馬月者等が來朝。六年四月にも數名が來朝。七年正月、於何里等四人が來朝。同月、宣略將軍童多老が吾都里上千戸に任せられるなどである。

記

録には留められていないが、中国への外表の

朝貢になぞらえて、朝鮮と外夷との間にも定期朝貢の慣行が生まれはじめたを察せられる。

かような女真招撫の実績を背景とし、太祖は東北面を朝鮮國の施政權下に編入する事業に着手し、太祖六年十

二月、奉化伯鄭道伝を東北面都宣撫巡察使に

任命し（曰李朝太祖実録四卷一、二、六年十二

月庚子）東北面に赴かせ、七年二月、北辺

の州郡県を改編し、安辺以北、青州（北青）

以南を永興道と稱し、端州（端川）以北、孔

州へ慶興以南を吉州道とし、東北面都巡問

察理使の統治下に置くこととした。また吉州

道察理使、端州知事、鏡城郡知事、慶源府使

青州府使、甲州知事等と置き、各州府郡県に

よび各站路に官吏を置くことを定め、その員

數を分定している（曰李朝太祖実録四卷一三

七年二月庚辰）。鄭道伝は七年二月、慶源へ

孔州の古土城を改築し、石城を築いた。②か

ようにして太祖の時代には、豆満江に至るま

での広大な地域に朝鮮国の施政権が及ぶ基礎

が据えられた。

第一節補注

① 津田左右吉「鮮初」に於ける豆満江方面の

経略「津田左右吉全集」第一卷、岩

波書店、四三九―四六三頁。和田清「明

初の満洲経略」上篇、「東亞史研究」満

洲篇、参照。

② 「東国輿地勝覽」巻五、吉城県の条に

「恭讓二年、置吉州等処管軍民万戸府、

以英州（北青）及宣化（吉州）等鎮、皆

屬于州」と記るされる。

③ 曰高麗史口卷四六、恭讓王世家三年秋七

月の糸に「是月、我太祖獻議、遣人齎榜

文、招諭東女真地面諸部落。於是、女真

歸順者三百余人」と記るされ、また曰高

麗史口卷四六、恭讓王世家四年三月庚子

に

又榜諭諸部落曰、洪武二十四年七月、差

李必等齎榜文、前去女真地面豆萬等処、

招諭。當年、幹都里兀良哈萬戶千戶頭目
 等、即便歸附、已行賞賜名分俱各復業。
 所有速頻・失的覓・蒙骨・改陽・寔憐・
 八隣・安頓・押蘭・喜刺兀・兀里因・古
 里罕・魯別・兀的改地面、原係本國公嶺
 鎮境內、既已曾經招諭、至今未見歸附、
 於理不順。
 と記さるる。
 ④ 和田清「明初の滿洲經略」下、日東亞史
 研究 滿洲篇、三七五頁。

⑤ 日高麗史 正卷四六、恭讓王世家三年八月

乙亥に「元良哈東朝」と見える。

⑥ 穆祖に「いはは、池内宏「李朝の四祖の

位説」とその構成し「滿鮮史研究」近世篇

七一六三頁、昭和四七年三月、中央公論

美術出版、参照。

⑦ 日李朝太祖実録 正卷一三、七年二月癸巳

に「東北面都宣撫使鄭道位、城慶源府」

とあり、日李朝世宗実録 正卷一五五、地

理志に「慶興都護府使一人、兼慶源道左

翼兵馬。古孔州。太祖七年、因古土城基

改築石城。以其地有德安兩陵、且肇基之

地、故号慶源府とあり、曰東國總地勝

臨見 山卷五〇、慶源都護府の条に「本朝

太祖七年、因古址築石城。以其地有德陵

・安陵、且肇基之地。改今名。陞為府、

割鏡城府龍城以北屬之と記るされり。

大正六年十月十日

第二節 童猛哥帖木兒

建州左衛の初代の首長、童猛哥帖木兒が朝

鮮東北境に來住した事情の概略を、こゝに説

明にマおきたい。童猛哥帖木兒①の父親は揮厚

といふ名で、元代末期、豆萬ハ萬戸の意の

役職を有した女真の豪族であった。揮厚は、

猛哥帖木兒の若い頃之くなつたので、母也吾

巨は女真民族の旧慣に即し、揮厚の異母弟の

包奇といふ者に嫁し、於虚里・於沙哥・凡察

といふ三兄弟を生んだ。猛哥帖木兒の生い立

ちについて、は、詳しい記録が伝わらず、ただ

彼の出生について簡単な記録が、日本朝世宗

実録日巻八二、二十年七月辛亥の条に記さ

れるに過ぎない。生年も不明である。彼はも

ともと夾温といふ女真族固有の姓をもつてい

の	た	豆	童	映	る	者	び	普	た
合	。	漫	猛	さ	時	は	名	通	が
流	幹	と	哥	れ	期	女	で	で	明
点	奈	よ	帖	て	に	真	あ	あ	国
の	里	ほ	木	い	お	社	っ	っ	や
西	は	は	児	る	け	会	た	。	朝
、	地	れ	は	よ	る	で	か	。	鮮
馬	名	、	高	う	父	は	よ	。	か
大	で	す	麗	に	親	稀	う	。	ら
屯	、	で	朝	思	揮	あ	な	。	は
附	現	に	末	わ	厚	っ	モ	。	童
近	在	ひ	期	れ	と	て	ン	。	姓
に	の	と	に	る	元	。	ゴ	。	で
当	松	か	は	。	朝	。	ル	。	よ
る	花	ど	高	。	と	。	的	。	ば
と	江	の	麗	。	の	。	名	。	れ
さ	、	豪	朝	。	関	。	字	。	る
れ	牡	族	末	。	係	。	を	。	の
こ	丹	で	期	。	が	。	持	。	が
い	江	あ	に	。	反	。	っ	。	
		っ	は						
			幹						
			奈						
			里						

る②
これは著名な可竜飛御天歌口第七卷五二

章の本文に、

如女真、則幹采里豆漫夾温猛哥帖木兒、火

兒阿豆漫古論阿哈出、托温豆漫高卜兒闊、

哈蘭都達魯花赤奚灘訶郎哈、參散猛安古論

豆蘭帖木兒、移闌豆漫猛安甫亦莫兀兒住、

海洋猛安括兒牙火失帖木兒（以下略）。

と記るされ、またその注に、

幹采里・火兒阿・托温三城、其俗謂之移闌

豆漫、猶言三萬戶也。蓋以萬戶三人分領

其地、故名之。自慶源府西北行一月而至。
 翰采里地名、在海西江之東、火兒阿江之西。
 火兒阿亦地名、在二江合流之東。蓋因江為
 名也。托温亦地名、在二江合流之下。二江
 皆自西而北流、三城相次沿江。
 と記るされるからである。二の馬大屯説には
 疑問がないわけでは無い。馬大屯は慶源の玉
 ころ北方に当り、一自慶源府、西北行、一月
 而至しといふ記事にありなからである
 後年、童猛哥帖木兒に明国の譽えた衛名、建

州左衛は、建州すなわち吉林に由来している。
 二の地は慶源の西北ほぼ一月程に当る。わた
 くしは幹系里は吉林ではないにせよ、その周
 辺に所在したのではないかと思う。
 その「幹系里」に居住した猛哥帖木兒は、
 高麗朝の末期、兀狄哈部族との闘争に敗れ、
 一族とともに朝鮮国東北境に来住した。⑤ 移住
 の時期は日李朝太宗実録曰五年四月乙酉の条
 に「猛哥帖木兒等云、我等順事朝鮮二十余年
 矣」と記るされるから、高麗朝辛禡十一年ハ

一三八五年)以前といふこととなる。ただこ
 二水には異説が存して、池内宏氏は洪武二十
 一年(辛昌元年、一三八八)の幹糸里に於け
 る三萬衛建設の事変と関連させ、猛哥帖木兒
 も、そのとき遠乙麻赤の侵掠を受け、移住し
 たものとされ、^④ 和田清氏も、猛哥帖木兒の言
 には誇張があり、^⑤ 信用がきかないとして池内説
 を支持されていゝ。ゆたぐしは猛哥帖木兒の
 発言を否定するに足る証拠も見出し難いので、
 来任の時期は高麗朝辛禍十一年(洪武十八

一三八五以前といたがきたい。

辛禰十一・二年ハ洪武十八・九頃の朝鮮

東北境は混乱を極めていた。吉州の金高時帖

木見管下三十余戸、許難豆管下の十余戸が安

辺に移住し、北青にいた李芝蘭^④の管下五百余

戸が、預原・和州・高原等処に移住し、咸總

にいた朱仁管下四十戸、朱萬管下四十戸、劉

阿郎哈管下二十余戸や、吉州にいた金波宝下

の管下十余戸、劉所難管下二十余が洪原に移

住するといよいよに、有力な女真部族が、相ついで南下移

動しているのである(司李朝世宗實錄四卷七八十九年八月甲子)。三のよう

な混乱は、遼東地方にも波及していった。故元

の奚関總管府の百戸高那日等も、二の頃兀狄

哈等に捕らえられ、困苦に耐えず、遼東に逃

亡し、遼東都司に討ち、琉璃・珠・弓・絃等を

野人に送り、八百余家の女真人を救出するよ

う要請もしている(大明太祖實錄四卷一七五

洪武十八年九月甲申)。記録に留められな

が、この頃の東北アジアでは、寒氣や飢饉に

よる不安のため、部族相互に言語に絶する闘

争が各地でおこなわれていたのではないか。

こうした混乱と、猛哥帖木児の音音会移住と

は無関係ではないと思われ。また和田清氏

は、猛哥帖木児は、最初から音音会に未住し

たというのではなく、まず彈春河畔に居住し

のち音音会に移住したとの疑念を提出された。

第二節 補注

① 童猛哥帖木児の事蹟について、

徐炳国「童猛哥帖木児の建州左衛研究」

日白山学報 四第一一號、一九七一年一二

月、五三一—一〇五頁、韓国。池内宏「朝鮮

初の東北境と女真との関係」日滿鮮史研

究 凸 近世篇、中央公論美術出版。和田清

「明初の滿洲経略」下、日東亞史研究 四

滿洲篇、参照。

② 幹第里の位置に ついては諸家の考證があ

る。箭内互「滿洲に於ける元の疆域」日

滿洲歴史地理 四二、四一一—二頁。津田

左右吉「朝鮮歴史地理」四第二卷、二八一

夏。池内宏「都韓原里の原住地および音

会遷移の事情」日滿鮮史研究 四近世篇、

八三頁—八九頁。和田清「明初の滿洲經

略」日東亞史研究 四(滿洲篇)三八〇頁

参照。

③ 日李朝太宗實錄 四卷九、五年五月庚戌の

条に「有猛哥帖木兒回稱、当初、我々凡

狄哈相闡、翠家流移、到來本国」と記す

されり。

④ 池内宏「前掲書」四、八三—八九頁。

⑤

和田清日前掲書、三八二頁。

⑥

李芝蘭に ついては、徐炳園「李之蘭研究

」白山学報、第一〇号、一九七一年六

月、一一七一—一六七頁、韓国、参照。

⑦

和田清「前掲書」、三八三頁。

第三節 十處人員の朝鮮帰属

太祖の後を襲った定宗恭靖王の時代は、
 世も短かかったから東北面に対する特別の経
 営も実績が現われるに到らず、著るべき事件
 も發生してない。しかし元年正月には吾都
 里萬戸童所老が来朝したし、また元年正月、
 吉州都鎮撫辛奮を使とし、東北境女真諸部族
 長および吾音会の吾都里萬戸童猛哥帖木兒に
 酒を賜ゆるという二とがあつた（日李朝定宗
 実録 上巻一、元年正月庚辰・庚寅）。

定宗の治世は二年で終り太宗の世になると、元年八月、兵曹典書高居正が下命を受け慶源府^①に築城工事を始め、元年十月、告成した（曰李朝太宗實錄四卷二、元年八月癸酉・十月丙子）。同二年十一月、安辺府使趙思義が兵乱をおこしたため吾都里部族は山谷に隱遁していったが、太宗の招安（曰李朝太宗實錄四卷四、二年十二月己巳）に應じ、三年正月、朝鮮に來朝した（曰李朝太宗實錄四卷五、三年正月壬辰）。

朝鮮太宗三年は永樂元年に當つてゐる。明
 國では政權が交代し成祖永樂帝の治世となつ
 た。永樂帝は口祖訓錄を重刊し、祖法に従
 がうことを示したが、對外政策においては洪
 武帝の消極策を捨て周辺諸國との國交の維持
 に積極的意慾を示した。東北アジヤに散居す
 る諸部族に對する政策も転換され、諸地方に
 使臣や勅書が送られ、諸部族を招撫し明國に
 貢獻せしめることとなり、永樂元年六月、朝
 鮮東北境の諸部族に對しても勅諭が送られ、

朝貢がよびかけられている（曰李朝太宗実録
 凸卷五、三年六月辛未）。しかし女真字を以
 て記してあったため、本文は記録されていな
 い。

朝鮮王国では国初以来、明国の外夷羈縻の
 制にならい、東北面の女真と特別の関係を
 づけて来ており、女真部族の朝鮮王国への帰
 属は自明のことと理解していたが、太宗は問
 題の東北面の鏡城・甲州等に築城せしめた（
 曰李朝太宗実録凸卷六、三年七月庚子）。鏡

城の城は同三年十月に竣功した（曰李朝太宗
 實録四卷六、三年十月己酉）。太宗は「又論
 兀狄哈・兀良哈・吾都里等事而曰、鏡城・慶
 源、不可無城」（曰李朝太宗實録四卷六、三
 年十一月壬午）と稱しているから、築城は直
 接には兀狄哈・吾都里部への防備を意圖したもので
 あらうが、明国の羈縻政策の動きにも厳しく
 対応したものと^も言えるであらう。

翌太宗四年（永樂二）三月、童猛哥帖木兒
 等三人が朝鮮に來朝した。朝鮮への服属の態

度を改めて明らかにしたものであろう(曰李
 朝太宗實錄四卷七、四年三月戊申)。朝鮮國
 政府は猛哥帖木兒を上護軍とし、段衣等を賜
 わつた。明國の招撫の進行を強く意識しての
 除職と察せられる。猛哥帖木兒は辞去に際し、
 養子および妻弟を朝鮮王宮の侍衛として留め
 た。女真人侍衛に人質としてとの意義のあつた
 こと、別稿に説く如くであるが、彼は人質を
 送つて服屬のあかしとしたと考えられる。

二此より先、永樂元年十一月、永樂帝の招

撫に應じた阿哈出が明国に朝貢し、建州衛軍
 民指揮使司の設置となり、日大明太宗実録に
 永楽元年十一月辛丑、阿哈出は指揮使に任
 ぜられた。また翌月に松花江上流の忽刺温地
 方から西陽哈等が明国に来朝し、兀者衛が新
 設され、永楽二年二月には奴兒干衛、兀者左
 衛が設立されるなど、永楽帝の女真招撫は次
 第に成果をおさめ、東北アジアの諸部族の間
 には明国朝貢の雪崩現象が誘発され、起る。
 こうした実績をふまえ、永楽二年へ太宗四

四月、永樂帝は遼東千戸王可仁を朝鮮に遣
 り、(1) 溪関(瑯春縣城付近)、(2) 參散(北青
 一、(3) 禿魯兀(端川)、(4) 洪肯(洪原)、(5)
 哈蘭(咸興府)、(6) 大伸(秦神、吉州郡)、
 (7) 都夫失里(時利、利原郡)、(8) 海童、(9) 阿
 沙(利城)、(10) 幹合(鏡城)、(11) 阿都歌など
 十一處の女真人を詔諭した⁽²⁾(日李朝太宗實錄
 白卷七、四年四月甲戌・己卯、四年五月乙巳
)。女真に「詔諭に應ぜぬ者のはなはた多
 かつたと記さるから、招撫は不成功であつ

たと思われろ。

このたび永樂帝が招撫の対象とした地域は
 豆満江以南の咸吉道の大部分を占めるが、こ
 の地はかぬて朝鮮王国が銳意國勢の伸張につ
 とめて来たところであり、この方面で明國の
 招撫が実績をおさめれば、太祖李成桂以来築
 かれた女真經營の成果は水泡に帰すものとな
 る。明國にとつては一外夷の些細な問題であ
 つても、朝鮮國政府にとつては國政運営の基
 本にかかり、事態の帰趨によつては國難に

も等しい問題であつたと察せられる。

朝鮮国政府は計稟使藝文館提学金瞻を明国に赴かせ、奏本を呈し次のように主張させた。すなわち洪武二十一年二月、朝鮮国政府の受けた太祖洪武帝の聖旨の節該に、鉄嶺以北以東以西は開原所管に屬し、その軍民は遼東所管に屬すと記されてあつたので、朝鮮国政府は朴宜中を明国に送り、公嶮鎮以北は遼東に屬するにせよ、公嶮鎮以南、鉄嶺に至るまでは朝鮮国に帰屬するとして控訴したところ、

同年四月十八日、禮部尚書李原明を通じ聖旨
 が示され、その節該に「鉄嶺之故、王国有辭
 しと記されており、朝鮮國の主張は認められ
 た。しかるに今、王可仁を遣りし十處人民を
 招諭された。この地の女真人は朝鮮國來住以
 來年久しく、納哈出の兵乱や倭寇の侵掠をこ
 うむつて没落し、遺種のみ存する者はほとんど
 いない。且朝鮮人民と相婚し朝鮮國の賦役も
 供しているから、これらの女真人が朝鮮國の
 管轄下に在ることを認め、欲しむらうので

明国は何故朝

鮮国の主張を

認めたりとある

うか。その理由

として考えられ

るとは、(1)

ある。(3)

太宗四年(永樂二)十月、計稟使金瞻は、

永樂帝の勅書を奉じ朝鮮に帰つた。勅書には

参散等十處人員については朝鮮国王の要請に

従かうことか記されていた(曰李朝太宗実録

四卷八、四年十月己巳朔)。朝鮮国の主張す

る「公嶮鎮」は必ずしも実在しない地名で

あるから、明国は反論するにともできた。←当

時明国は朝鮮国に耕牛一萬頭、輸納を求めて

おり、それらが遼東に送られていた最中であ

三野大学学術研究所蔵

と、いふ二点が考えられ、が、恐らく明國はとつて豆満江周辺の帰属など、どちらでもよかつたのであろう。トか

つたから朝鮮國を刺戟することを避け、その主張を認めただのであろう。(2)或は明國には此の方面の地理的知識がなく、遠く夷狄の地が、必ずに帰属するにせよ問題でなかつたからであらう。この勅書は朝鮮國の咸鏡道地方の支配に根據を與えたといふ意味で、朝鮮王国外交上の勝利といえよう。朝鮮國政府は太宗四年十月使節を明國に遣り、十處人員を朝鮮に帰属せしめたことに謝意を表し、(日)李朝太宗實錄卷八、四年十月丙

①

成し、明國との交渉の任に當つた金瞻には、
 田十五結を賜わつた。

第三節補注

こゝに所謂慶源は、曰李朝世宗実録に地
 理志、卷一五五、慶源都護府の條に「太
 祖七年、初置府于孔州、始號慶源」と見
 える如く、古孔州の慶源で、現在の慶興
 に當る。この地には元代以來古城が存し
 たのを、太祖二年八月、李之蘭が改築し

②

太祖七年にも改築がなされ慶源府となつた。池内宏「慶源府建置の事情」所多老移治の有無し曰滿鮮史研究曰近世篇、七二一七六頁、参照。

曰李朝太宗實錄曰卷七、四年四月甲戌の

條に、この件についてその永樂帝の勅諭が

記述されていゝが、その末尾は欠落して

いゝ。

③

洪武二十一年の鉄嶺以北回收の事について

ては、末松保和「馬匹索買と鉄嶺以北回

收の命し曰青丘史草四第一、三六一—三
 七一頁、参照。朝鮮國奏請使朴直中が明
 國太祖に謁いたのは、洪武二十一年四月
 十八日び、曰大明太祖實錄四卷一九〇、
 洪武二十一年四月壬戌の條に次のように
 記るされる。
 時高麗王禡表言、文高和定等州、本為高
 麗舊壤、鐵嶺之地、實其世宇。乞仍以爲
 統屬。上諭禮部尚書李原名曰、數州之地
 如高麗所言似合隸之。以理勢言之、舊既
 為元所統、今當屬於遼。况今鐵嶺已置衛

自屯兵為守。其民各有統屬。高麗之言、
 未足為信。且高麗地壤、舊以鴨綠江為界、
 從古自為聲教。然數被中國累朝征伐者、
 為其自生纒端也。今復以鐵嶺為辭。是欲
 生纒矣。遠邦小夷、固宜不與之較。但其
 詐偽之情、不可不察。禮部宜以朕所言、
 咨其國王、俾各安分、毋生纒端。

明國禮部が朝鮮に送つた咨文は、曰高麗
 史四卷一三七、辛禔位附昌、即位年六月
 の條に全文が記さされてゐる。

とも考えられ、が、
 体面を重んずる
 明国としては、土
 地が誰に属するか
 ということより、住
 民が朝貢するか
 ないかが問題であ
 った

第四節 吾音會建州衛の成立

太宗四年（永樂二）十二月二十日、明の永

樂帝は使臣高時羅を朝鮮國東北境の吾音會へ

幹木河へ遣り、童猛哥帖木兒の招撫に當ら

せた。吾音會の童猛哥帖木兒は問題の「十處

人員」に含まれていないから招撫しても問題

は生じないと考えたのであろう。しかし童猛

哥帖木兒は明國使節による聖旨の開讀を聞か

ず、「吾都里衛」という宛書に萬戸の職名の

記されないことを理由に命に従わなかった（

曰李朝太宗實錄正卷九、五年正月庚子。朝
 鮮國は太宗五年正月、一應變の事よろしきし
 を以て猛号帖木兒に緞衣一領を贈った。曰李
 朝太宗實錄正卷九、五年正月甲辰。彼の態
 度は朝鮮國への服属の誠心を現わしたものと
 理解されたためと察せられる。また同年二月
 朝鮮國は彼に慶源等處管軍萬戸の印信一顆と
 清心元十丸などを賜わった。曰李朝太宗實錄
 正卷九、五年二月己丑。明國の外夷羈縻の
 制にあつては、朝貢國の首長は明國から官爵

の封冊と印章を受け、毎年頒曆を受け、朝貢
 の義務を負った。朝鮮國が二のとき彼に官職
 のみならず印信をも送ったのは、形式上にお
 いても明國の外表羈縻の制に近づける意圖で
 あつたと察せられる。
 ところが太宗五年（永樂三）、明國は王教
 化的を朝鮮に送り、再度猛哥帖木兒を招撫さ
 せた（曰李朝太宗實錄口卷九、五年三月丙午
 ）。猛哥帖木兒はいつたん迎命を拒否したが、
 王教化的の説得に従い、勅書を迎え綵段を受

納し（曰李朝世宗實錄 乙卷九、五年五月庚戌）
 王教化的に隨從し、永樂三年九月、明國
 に向い（曰李朝太宗實錄 乙卷一〇、五年九月
 乙巳）、永樂三・四年の交、明國に入朝し、建
 州衛都指揮使に任ぜられた（曰李朝太宗實錄
 乙卷一一、六年三月丙申）。二に明國を宗
 主國とし、童猛哥帖木兒を臣下とする君臣関
 係が成立した。元良哈萬戸把兒遜（波乙所）
 の爲にもも憐衛が同時に設立され、これと明
 國との間にも君臣關係が生じた。

童猛哥帖木兒は何故明國の招撫に応じたのであろうか。恐らく朝鮮國が貿易市場として意外に貧弱であつたのに対し、明國との貿易には往復の交通の難儀をさし引いても尚餘りある利潤が將來にわたつて期待できたからであらう。

童猛哥帖木兒が明國に入朝すると、これに
 うながされ、^{かの}如く周辺の諸部族も明國に向か
 った。東京城地方の嫌真兀狄哈は永樂四年（
 太宗六）二月來朝し、阿速江衛・連平江衛の
 設立となり（曰大明太宗實錄曰永樂四年二月
 庚寅）、また骨者兀狄哈萬戶豆稱介等は永樂
 四年九月、明國使節王伐應只の招撫に應じ、永
 樂五年正月來朝し喜樂温河衛が設立された（
 曰李朝太宗實錄曰卷一二、六年九月丁巳朔。
 曰大明太宗實錄曰永樂五年春正月戊辰）。朝

鮮國への帰属が期待されていった女真部族が、
 つきつぎと離反しはじめたのである。
 これより先、童猛哥帖木兒が永樂帝の勅書
 を受納したとの報を得た朝鮮国政府は、藝文
 館大提学李行を北京に遣り、猛哥帖木兒およ
 び部下百八十餘戸は現在公嶮鎮以南鏡城地面
 に在り、朝鮮の籍に附され差役に当てられて
 おり、十處地面内の住民であると主張し、明国
 の招撫が朝鮮の内政への侵害に当たるとを
 明国に示唆した。日李朝太宗実録 四卷九、五

年五月庚戌。一か一ニ水に封する永樂帝の
 宣諭が兵部尚書および禮部尚書を通じ、
 通事には口頭で傳達されたため誤傳され、
 李行は明國禮部に譴責され、童猛哥帖木兒の明國
 帰屬が決定し、東北面の帰屬をめぐって不安
 が生じ、朝鮮国政府はかつて経験したことの
 ない最悪の外交的危機に立たされた（曰李朝
 太宗実録日卷一〇、五年九月己酉・庚戌・壬
 子、卷一一、六年正月丁酉・己未）。

第五節 服屬關係の解消

吾音會へ幹木河地方は朝鮮國が同初以來
 自國の領土として銳意經營をすすめて來た地
 方である。しかし右のよくな経過をへて太宗
 六年、吾音會に建州衛が設立されると、童猛
 哥帖木兒は、たてまえとしては朝鮮國と對等
 の立場に立つて明國の外夷の首長となり、
 朝鮮國と猛哥帖木兒との間の服屬關係は自ら
 解消したと察せられる。これ以後朝鮮國は彼
 を吾都里萬戸あみいは慶源萬戸と稱さず、建

州衛指揮と稱してゐるから、明国の臣下として
 遇したのであろう。そうだとすれば彼等の
 居住する地域はなお朝鮮国の領土であり得る
 のか。或は外国となつたのであろうか。
 朝鮮国政府は当初後者の見解をとつたと察
 せられる。その理由は、二の時を境として朝
 鮮東北境では内外を劃する作業が始められた
 からである。すなわち政府の最初の着手は慶
 源市を閉鎖するニとであつた。慶源の市の起
 源はわかりないうが、国初以來女真人はここ

塩鉄牛馬を交易し有無相通じ、秩序が保たれ
 ていた。太宗六年のはじめ頃慶源市は閉鎖さ
 れたが、(可)李朝太宗實錄四卷一一、六年二月
 己卯、^二のよ^一うな措置を講じた理由は、恐
 らく女真人の背反に對する報復の爲ではなく、
 今や外國となつた女真との私交を継続するこ
 とが、^三明國に對しては^二は^一かられた爲であらう。
 しかし、^四と^三た^二市^一が閉鎖されると女真人が憤
 懣し、^五嫌^四真^三元^二狄^一哈の全文乃の如く慶源の蘇多
 老^六に來^五殺^四する者もあつたので、^七禁^六令^五は^四緩^三和^二さ

相互

の私交を認めな

いとすする明国の立

場からすれば、容

認し難いとして

あつたろう。

No.

此鏡城・慶源兩所に貿易所が設置され、鐵製

品以外の商品の交易が認められた（曰李朝太

宗實録の卷一一、六年五月乙亥）。鉄は水鉄

のみを通ずとされてゐる。この事は冊封国内

朝鮮国内に居住する親戚縁者の回收が、建

州衛の側から積極的にすすめられたことも、

建州衛の側にも内外を画する動きのあつたこ

とを示す一證であらう。すなわち猛哥帖木兒は太

宗六年、朝鮮在住の親族完者等十一名の回收

を永樂帝に訴えたが、同年四月、礼部から朝

鮮國に咨文が送りけたので（曰李朝太宗實録卷一
 一、六年四月己卯）、同年七月、朝鮮國は完
 者とその家族を建州衛に護送せしめた（曰李
 朝太宗實録卷一一、六年七月己酉）。また
 太宗七年正月にも禮部の咨文がもたらされ、
 佟鎖魯阿と家族六十四名の送還が要請された
 ので（曰李朝太宗實録卷一三、七年正月辛
 巳）、朝鮮國は鏡城地方に住む同人員等を建
 州衛に送っている（曰李朝太宗實録卷一三、
 七年四月癸卯）。こゝした家族の回收を吾音

衛に	ひとり	こと	討し	臣下	こ	また	安全	交関	會建
中	り	が	朝鮮	とな	とも	朝鮮	に不	係が	州衛
の	音	で	国と	った	注	国と	安の	疎遠	がお
な	會	き	の私	た吾	目	との	念を	化	しす
い	建	る	交を	音會	す	の交	抱	に	すす
朝	州		は	建州	べ	渉に	いた	と	めた
鮮	衛		は	州衛	き	明	た為	も	たの
在	の		か	が	こ	国	であ	な	は
住	録		つ		と	禮	ろ	い	は
女	者		た	如	と	部	う	領	朝
真	の		か	何	で	を	外	外	鮮
人	み		を	に	に	通	居	居	国
か	な		察	明	明	じ	住	住	と
ら	ら		す	国	国	て	親	親	の
も	が			に	の	い	族	族	外
女	同					る	の	の	

天理大学学報原稿用紙

真地方への移住希望者が増加した。彼等の表
 向きの理由は、一族の者との同居と稱して
 たが、主な理由は朝鮮国の課役さのがれるこ
 とにあつたごとくである。かようにして女真
 人は女真人の^{集団をなして}が生活するようになり、内外
 の区別は助長されつつあつたが、こうした中
 で太宗七年九月、朝鮮国は東北面居民の往來
 についで注目すべき決定をおこなつた。すな
 わち東北面都巡問使李稷の所啓に従い、青州⁽²⁾
 以北に入歸する者には、京の者は京中の役所

において、外方の者は所在の役所において印
 信明文を發給し、これを所持する者にのみ往
 來を許すこととし、また各地の商人に下令し、
 磨天嶺以北への往來を禁止するといふので
 ある（曰李朝太宗實錄曰卷一四、七年九月丁
 丑）。こうして朝鮮国政府は青州に境界を設
 定し内外を分かつこととしたが、このよう
 な交通の制限は、日本の鎖国あるいは明国の
 海禁と同様の性格を持つ措置であつたと考え
 られる。当時、慶源・鏡城等の要地にはそれ

ぞれ数百の朝鮮軍が駐屯していたが、地域の
 広大さと女真の人口に較ぶれば、九牛の一毛
 にも当らぬ勢力であつて、大勢から見れば女
 真の勢力圏と朝鮮國のそれとを青州において
 二分する形勢となつた。朝鮮國は明國を意圖
 し、外表との私交をみずから總つ意圖でかよ
 うな往來禁止の措置をとつたと考えられるが、
 その根底には女真の居住区を外國とみなす考
 え方があつたと察せられる。
 ところが往來禁止は朝鮮國の二の地方に封

する民族主義的發展の桎梏と化したばかりで
 なく、女真人にとつても不自然なことであつ
 たと推測される。太宗八年二月、吾音會建州
 衛の首長等は東北面察理使金承寔に綺絹等物
 を贈與し、曰李朝太宗實錄四卷一五、八年二
 月丙午、九年十二月、十年正月にも童猛哥
 帖木兒は使人を朝鮮國に送り禮物を獻じた。
 曰李朝太宗實錄四卷一八、九年十二月丙寅。
 卷一九、十年正月丁丑。朝鮮國との貿易関
 係の再開を強く期待し、そのことと察せられる。

朝鮮國は女真使節を厚待はした。答禮使を送

つていない。昨日まで臣下であつた者が、今

日は立前としては對等の外交關係を求め、者

と一之出現した。これと對等の國交を開くこ

とは、朝鮮國としては大義名分においては

ともかく、面目において躊躇せざるを得ぬこ

とであつたと察せられる。

第五節補注

① 蘇多老に「いつては日東國輿地勝覽」の卷五

〇、慶源都護府の條に、太宗九年、移
 治于蘇多老古營。設木柵以居しとあり、
 一蘇多老營。在東林城北五里しと見える。
 ② 青州は曰東國輿地勝覽凸卷四九、北青都
 護府の條に、本朝。太祖七年。改青州府。
 太宗十七年。以輿清州牧同音。復稱北青。
 世宗九年。改為都護府しと見える如く北
 青である。

第六節 音音會建州衛の移住
 朝鮮國の對女真政策は、國初以來懷柔を主
 とし、豆滿江地方經營に着實な成果を示した
 が、太宗六年、音音會建州衛が設立されると
 兩者の外交關係は斷絶し、朝鮮は女真との自
 由な往來を禁じ、兩國間におのずから境を劃
 する結果となり、且東北面の經營も頓挫せし
 められた。しかし慶源には貿易所も存し、德
 安二陵も存すると、ころから、わずかの兵は駐
 屯して、鏡城・吉州・端州・青州にも

駐屯軍は存した。
 しかし北に行くにつれ、住民の圧倒的多数
 は女真人であつたから、朝鮮軍の孤立化もや
 むを得ぬ情況であつたろう。吾音会遼州衛に
 一マも、隣國との往來途絶は不自然であり、
 交易の營まれないのは不便であるから、朝鮮
 國との外交關係に秩序をたてることが先決で
 ある。そのために彼等は交渉のきつかけを擱
 もうと一マいた。このような情況の中で、兩
 者は如何に折衝したであらうか。

太宗九・十年の交の東北面では大小の竊盜
 事件が發生してゐた。すなわち太宗九年四月
 吾都里部の仇老・甫也が雍丘站①に來寇し、男
 女および牛馬を殺掠し①（曰李朝太宗實錄卷
 一八、九年四月丁丑）、九年八月、青州の女
 真千戸朱因が子に牛馬を盜ませ斬に處せられ
 （曰李朝太宗實錄卷一八、九年八月丁巳）、
 十年二月には嫌真兀狄哈②の金文乃、葛多介等
 が慶源府（孔州）に入寇し、兵馬使韓興宝の
 朝鮮軍と亂戦となり韓興宝も死亡した（曰李

朝太宗実録口卷一九、十年二月庚子、女真
 人の来寇は、朝鮮との交易が途絶したため、
 米塩絹絲などの生活用品を入手し難くなった
 為と察せられる。

韓輿宝敗死の報に接した太宗は、
 兀狄哈を討滅するに決し、吉州道察理
 使趙涓を主將とし、慶源に赴かせた。太宗は
 ここにで従来の海禁主義を放棄し、
 女真の騷擾
 主義に転じたといふのではなく、
 事件には一撃を加えれば足りると考えたものと

察せられる。
 しかし吾音会に着いた趙涓は、豆門に所在
 する毛憐衛部落を襲い、慶源事変にかかわり
 のない阿古車・把見濼⑤といつた毛憐衛の首長
 等を捕斬した。曰李朝太宗実録口卷一九、十
 年三月乙亥。これがまたあらたな紛争の原
 因となり、女真人等は慶源の雍丘站に来襲し
 曰李朝太宗実録口卷一九、十年四月辛丑・乙酉、
 兵馬使郭承祐は傷つき軍糧もとぼしくなつた
 ため、太宗は孔州（慶源府）の放棄を決意し、

慶源府を鏡城に移置させた（曰李朝太宗實錄
 曰卷一九、十年四月甲子）。慶源に在った德
 安二陵は太宗十年十月、咸州韃靼の原洞（咸
 鏡南道咸州郡）に合葬された（曰李朝太宗實
 錄曰卷二〇、十年十月辛酉）。
 これより先、慶源の戦の報を得た童猛哥帖
 木兒は、部下の金希圖を趙涓のむとに遣り、
 趙涓が率軍入來すれば協力助戦すると依えて
 おり（曰李朝太宗實錄曰卷一九、十年二月己
 未・壬戌）、また朝鮮軍の慶源撤退が進行し

ていた頃、彼は使者を朝鮮国に送り、朝鮮国
 が女真語に堪能な使者を送れば、ゆいも子息
 を王系に入朝せしめると傳え、曰李朝太宗実
 録四卷一九、十年五月丁卯朔、太宗十年十
 二月および十一年正月にも彼は朝鮮国に使者
 を送り、禮物を獻じた、曰李朝太宗実録四卷二
 〇、十年十二月辛酉、卷二一、十一年正月壬
 戌朔、彼は東北境の混亂の恢復には、あく
 までも自己と朝鮮国との交流に秩序をたてる
 ことが先決であると考へたと思われる。太宗

は一かし最初の場合を除いて答禮使を送らな
 かった。朝鮮國として吾音會建州衛との間
 に私交の生ずることは、明國に對しははから
 れることであつたからであらう。
 太宗十一年四月、童猛哥帖木兒は一族を率
 い遼東近境の鳳州^④に移住した。曰李朝太宗実
 録四卷二一、十一年四月丙辰。彼は丁朝鮮
 國が糧食を給すれば離散を免れるが、しから
 ざれば盜をなさざるを得ぬ状態であつたとい
 つてゐるから、曰李朝太宗実録四卷二一、十

一年二月丙申、直接には窮乏が移住の原因であるが、その窮乏は彼が明国の臣下となつたため朝鮮国との間に正式の外交秩序を維持することができず、交易もおこなうことができなくなつたり、不安心となつた環境から生み出されたものであろう。交易の継続が彼等の死活の由題であつたから、それが不可能な状況ではその地に留まることは無意味であつたと察せらるゝ。

吾音会建州衛が移住したため、朝鮮国はようやく吾音会地方への勢力拡張のための良好な環境を得たが、しかし此の地方への顕著な経営意欲は、太宗時代には示されていない。

わずかに太宗十七年二月、龍城木柵^⑤を石城に

改築する工事がおこなわれたが、現状維持の
 域を出ない施策といえよう（曰李朝太宗実録
 正卷三三、十七年二月壬申・卷三四、十七年
 八月乙巳）。そして太宗十七年四月、明国使
 節張信等が南羅耳の白頭山寺の修造に当たる
 と、太宗は孔州（吉慶源）に城柵を設け慶源
 府を設置せしめ（曰李朝太宗実録正卷三四、
 十七年八月乙巳）、人民約一千戸を入居せし
 めようとしたが（曰李朝太宗実録正卷三四、
 十七年九月丁卯）、実際には入居はおこなわ

れず、守備軍丁三百名が木柵の守備に任じた

（日）李朝太宗實錄四卷三四、十七年十月癸巳

） 孔州に復置された慶源府は世宗二・三年

頃富居に退治された。かように太宗時代には

後年の北進主義の萌芽は認められるが、辺境

確保を國是としてこれを貫徹しようとする強

烈な經營意欲は示さないのでない。

第六節補注

① 雍丘站はもと翁中站と稱されたが、太祖

七年二月、翁丘站と改稱された（日）李朝

太祖実録四卷一三、七年二月庚辰、
 雍
 も翁も朝鮮音ではウンである。曰東國輿地
 勝覽四卷五〇、慶興都護府古跡に「雍耳
 驛。舊址在府西九十里」と見える雍耳
 も雍丘 *On-yu* と同地であろう。池内宏氏は
 雍丘站を、いまの雄基に比定されたが、
 雄基は古邑（孔州）の西南に当り、曰興
 地勝覽四の記事にありな。雍丘站の位
 置は不明である。池内宏曰滿鮮史研究四
 近世篇、一三五頁参照。

② 嫌真兀狄哈は本書の「朝鮮」と野人女直と

の關係しの章に述べている如く、黒龍江

省南部の東京城付近にいた野人女直の一

部族である。明代中期には尼麻車兀狄哈

として現れ、清朝初期の尼麻車部は、そ

の後裔と考えられる。

③ 阿古車・把兒遜・著和の住地は、曰李朝

太宗実録四卷一九、十年三月乙亥に「吉

州道察理使趙涓へ中略」初九日、至兀良

哈指揮阿古車居処豆門しとあり、曰同書

四十年四月丁未の條に、嗣宗問大豆以敵
 情。大豆曰、初愁州著和弟之大祿時來、
 告於童指揮曰、著和與豆門接阿古車、伐
 時温接把兒遜等、相議曰、と見える。阿
 古車の住地は豆門であるが、豆門は恐ら
 く土門であつて、曰龍飛御天歌四卷七
 五ニ章に「土門」地名。在豆漫江之北。
 南距慶源六十里。西距常家下一日程也。
 と記される。金著和は愁州に住んだ。愁心
 州は鍾城である。伐時温は曰東岡鎮地勝

覽 凸 卷 五 〇、 鐘 城 都 護 府 の 條 に 一 此 以 下
 係 江 外 之 地 し と 一 一 伐 時 温 洞 の 名 を 記 し
 て いる。 従 っ て 毛 憐 衛 の 村 落 は、 大 部 分
 が 豆 滿 江 外 に 存 し た。

④

鳳 州 は 他 の 諸 史 料 に い う 奉 州 ・ 回 波 江 方
 州 ・ 房 州 ・ 坊 州 と 同 一 地 名 ぞ 有 る と さ れ
 て いる。 鳳 州 の 位 置 に つ い て は、 箭 内 巨
 ・ 稻 葉 岩 吉 ・ 池 内 宏 氏 等 の 研 究 が 有 り、
 現 在 の 輝 發 河 の 上 流 の 山 城 子 付 近 に 比 定
 さ れ て いる。

池内宏曰滿鮮史研究口近世篇、一、二九頁。

箭内亘「元明時代の滿洲交通路」曰滿洲

歴史地理口才二卷、四三四―三五頁。稻葉

岩吉「建州女直の原地及び遷住地」曰滿

洲歴史地理口才二卷、五七六頁。

⑤ 曰李朝世宗實録口卷一五五、「咸吉道地

理誌」吉州牧の條に「龍城木柵、在府西、

周回二百七十五歩」と見える。

⑥ 孔州に「い」は「李朝世宗實録」口卷一五

五、吉州牧の條に「孔州城在阿音知城内

豆満江辺、古慶源府時、為邑城と見え

る。現在の古邑洞に当る。

⑦ 池内宏曰満鮮史研究に近世篇、一四七一

一五三頁、参照。

天理大学学則部印刷部

第七節 朝鮮との修交の成立とその特色

鳳州に移住した童猛哥帖木兒は、永楽二十一年（世宗五）四月から六月頃に阿木河（吾音會）に再移住した。鳳州時代の彼等の動向については、永楽十年、童猛哥帖木兒が明國に來朝し、建州左衛^①が分設され、永楽十一年十月に李顯忠とともに明國に來朝したのと、永楽二十年三月から同年九月八日までおこなわれた永楽帝の漠北遠征に彼が扈從していたこと以外は、多くを知ることはできない。明

國と冊封關係にある建州左衛は、
 一、羈縻衛所
 としての一として出兵の義務を負ったと察せられ
 る。

建州左衛が阿木河に帰つた頃、朝鮮國では
 上王太宗の時代が終りをづけ、名君世宗の親
 政がまさに始まろうとしていた。世宗は父太
 宗の強烈な武斷的政治を批判的にうけとめ、
 内に国力を充實せしめ、日本に対しては交隣
 の実をあげるようにつとめていたが、あらた
 に東北境に迎えた女真勢力に対しては、接待の

27
私
用

体制においてどのような態度をとつたであろ
 うか。また女真はどのように対応したであらうか。
 はじめ阿木河移住のさい、童猛哥帖木兒は
 二回にわたり朝鮮国政府に関文を寄せ、^② 移住
 民六千五十名の食糧援助を要請している。こ
 の関文にもとずき政府は、(一) 童猛哥帖木兒
 の阿木河帰還を喜にびとする。 (二) 国庫
 に限りがあり、豆粟稷種ともに三十石、米二
 十石を支給する。 (三) 謝恩使の上京は五
 六人に留める。 (四) 楊木答元^③は朝鮮国領

天理大学学報原稿用紙

土内に居住せしめな_レいとなどの見解を定め
 へ曰李朝世宗實錄_レ卷二〇、五年四月乙亥、
 食糧を送_つた。童猛哥帖木兒は也叱大を使者
 とし、朝鮮國に穀種の謝意をのべたので、曰
 李朝世宗實錄_レ卷二一、五年七月辛巳、世
 宗は建州左衛に雜穀百石を給_し、今後モ雜穀
 魚塩布物を適宜支給するよう指圖_して_いる_へ
 曰李朝世宗實錄_レ卷二一、五年七月丙戌、
 建州左衛の移住は聖旨に従_つた行動であるか
 ら、朝鮮國と_して彼等を救済するニ_とは明國

に對する事大政策の趣旨に添ったものであろ
 うが、これを太宗の武斷一辺倒の政策と較べ
 れば、いささか徑庭があり、世宗の仁慈の一
 面を示すものといえよう。

朝鮮国政府は突如出現した女真勢力との應
 接の仕方を模索しつつ、世宗五年八月、女真
 接待の経過を明國に奏達させた（曰李朝世宗
 實錄 卷二一、五年八月辛亥）。朝鮮使節は
 明國に朝鮮東北地方の窮状をも訴えたので、
 礼部尚書呂震は食糧は接濟せざるも是なりと

答えてゐる。かくして朝鮮国はようやく朝鮮
 国人民に犠牲を強いることなすに、事大と交
 隣の兩策に調和を得ることとなつた。一曰李
 朝世宗實錄四卷二三、六年正月乙酉。阿木
 河への連州左衛の再入居について朝鮮国政府
 から明国へ苦情申立のなかつたことは、阿木
 河地方を外国と考へてゐた太宗時代の傳統が
 また生きてゐた證據ではあるまいか。
 崔雲は世宗六年正月に帰國したが、彼が持
 参した永樂帝の勅書には、朝鮮国王から楊木

答元は、明國に「翰誠來歸」するよう傳え
 よと詔されてあつたので（曰李朝世宗實錄口
 卷二三、六年正月甲午）、世宗は六年二月、
 楊木峇元にあてた教書および童猛哥帖木兒へ
 の宣諭をもたせ、阿木河へ赴かせた。童猛哥
 帖木兒は自ら先導して使節を自家に招き、飲
 宴し、使節は自家に宿泊してゐる（曰李朝世
 宗實錄口卷二三、六年二月辛未）。ここには
 じめて朝鮮と女真との修交が明國の諒解のも
 とに成立し、兩者の平和的交渉の端が開かれ

と稱し、	四五、	可尚、	上国雖知、	居吾境内、	今童猛哥帖木兒請來見。	は、	は彼みずから朝鮮來朝を希望してゐる。	節の往來があつた。	以後童猛哥帖木兒の在世中に教次にゆたり使
会見は實現をみようとした。	十一年九月丁卯。	可不許其來乎（曰李朝世宗實錄四卷	何害於義。	為吾蕃薊、	太宗嘗教曰、此人		そして世宗十一年九月に	④	
太宗が		其心	今乃慕義求見。	宜待之以厚（中略）					

嘗て東北女真の地を朝鮮の藩籬とみなし、その
 來朝を「慕義求見」と理解していた華表思
 想が、世宗の心中にも傳統的意識として継承
 されていったのであつて、たゞたゞまゑとして
 女真を朝貢國的に扱ふべきではなかつたが、
 しかし心情的には討等の交隣關係の圖として
 接待する意のなかつたことが察せられる。こ
 の會見の議は實現してゐない。重臣等によつ
 て女真との外交關係を開くにも、明國に對す
 る考慮が前提となつてゐたのである。

表
向きには

建州左衛人はどのような意識で朝鮮に來朝
 したのであろうか。このことは世宗十三年正
 月に童猛哥帖木兒の子權豆が來朝したときの
 權豆の発言に示されていると思う（曰李朝世
 宗實錄口卷五一、十三年正月庚午・辛未・乙
 卯・癸未）。權豆の來朝の目的の一は朝鮮の
 侍衛となることであつた。侍衛は宮中におい
 て国王の警護に當るのを本務とする。權
 豆は明國の臣下であり、朝鮮國とは善隣友好
 の立場に立ち得るにかかわりず、朝鮮國にも服

屬しやうと書いていたことを示している。しか
 し朝鮮国の廟議では、国王の身辺警衛に野人
 の扈駕はいかばであらうかといつた慎重論が
 出て、侍衛採用の議は否決されてゐる。
 來朝の目的の二は、老父にかわつて受職す
 るニとであつた^{といふ}。曰李朝世宗實錄四卷五一、
 十三年正月癸未の條に權豆の發言が次のよう
 に記される。
 禮曹判書申商啓。權豆曰、太宗殿下授父猛
 哥帖木兒上將軍職。仍給鎮撫螺匠、使掌北

鄙防禦之任。厥後太宗皇帝召為都指揮使
 居中原。未幾乞還本土。來住朝鮮之境。
 洪熙・宣德兩皇帝不復召用。吾父年老。予
 當承襲。且予生長朝鮮境內。骸骨已是朝鮮
 之物。請代吾父職事。當北鄙干城之任。
 現任地在朝鮮國境內であるとして、朝鮮國の
 官職を受け北鄙干城の任に當ろうといふので
 あつて、朝鮮國に服屬しようとする態度が一
 貫して示されてゐる。明國との關係を断とう
 とするのではなから、自己の國際的立場に

し、かゝる一た
 理由はあくまで
 表向きのことであ
 つて、彼等の真意
 は、兩國の外交関
 係に秩序を與え
 平和裡に貿易
 關係を固こにと
 みたつたのではある
 まりか、^{朝鮮との}貿易關係
 の有益が、彼等の
 死命を割すもの
 であつて見れば、朝
 鮮國に臣従するの
 も忍しのび難がたりなるとい
 なかつたのであろう。

討する考慮は拂はらひていないと解することでもできよう。
 世宗は權豆を朝見せしめず、上將軍職の承
 襲も侍衛の任用もなく、綿布を與えたのみに
 歸かへうせた。朝鮮國が明國の外臣に授職し、明
 國の外夷羈縻の制になつた冊封体制の生ず
 ることは、明國に對する事大政策を貫徹する
 上から警戒を要することであつて、朝鮮國が
 權豆に授職しなかつたのは、明國使節の輻湊
 する折から、冊封國の私交として嫌疑を受け
 ることを排除する為であつたと察せられる。

大正大學學務部印刷部

朝鮮國は權豆に授職はしなかつたが、

朝鮮國と建州女直との修交の路が閉ざされたわけ

ではない。兩者の折衝の過程では、朝鮮國官吏と女

真高官との席次が問題となつた。すなわち世

宗十三年以降、明國使節が朝鮮國を經由し、

頻繁に女真と往來するようになったが、世宗

十四年(宣德七)、童猛哥帖木兒は明國使節

の一人に隨行して、明に右都督に陞されてい

る(口大明宣宗實錄口卷九九、宣德八年二月

丁亥・丁酉・戊戌・戊申)。右都督は明國の

正一品の高官であつて、女真人がかよつた明

国の高位の官職に陞ると、朝鮮官吏と同席
 たさいの序列が問題となる。これまで両者が
 同席するさいは、朝鮮国の都節制使・都觀察
 使等は北または東を背にして女真と対座する
 慣例であつた。しかし世宗十五年三月に咸吉
 道を訪れた明国使節尹鳳は、童猛哥帖木兒を
 東壁に、朝鮮の巡察使を西壁に坐せしめよう
 とした。明国宮廷の序列に従い女真人を朝鮮
 国人の上位に置いたのである（曰李朝世宗實
 錄正卷五九、十五年三月癸酉）。朝鮮国の巡

察使は着座せず退出し尹鳳の怒りをかっだが、
 朝鮮国政府では重臣等が会議し、「依中国待
 女真之法、以定我国待女真之制」と定め、
 迎將に通達せしめた。女真應接の制としてどの
 ようなものが定められたかあきらかでないが、
 明国では中国人の上席に女真人が位置するこ
 ともあり得る。恐らく朝鮮国官吏の上席に女
 真人が位置することも想定されていたのでは
 ないかと察せられる。もしそうであれば明国
 使臣の往來の輻湊するさいであるから、事大

威鏡道地方に於ける女真人接待の制に於けるは

政策に強く影響をされた施策であつたと想像される。

かように世宗時代前半期の朝鮮との外交交渉におりて女真人は服属の態度をとり貿易関係の維持にとめ
たが、¹かゝ朝鮮にあつては、女真人を臣下として朝鮮
國王を君主とする君臣關係にあつた太祖時代の体制は
影をひそめ、女真人を明國の冊封を受け外臣として、
女真との外交交渉には常に明國を意識し、女真人
と封等ではなりにせよ、立前としては明國の外臣として
女真人と同次元の立場に立つという態度をとつた。

世宗十五年十月十九日、童猛哥帖木兒は楊木答兀および嫌真兀狄哈（厄麻車兀狄哈）に攻められ不慮の死をとげた（日李朝世宗實錄 日卷六二、十五年十月戊寅・十一月乙巳）。

この阿木河の事件は女真部族間の私闘であつたが、事後處理をめぐつて女真人間に内紛が生じたため女真の勢力が弱体化し、朝鮮國がこの方面に勢力を伸張させる轉機をなした。

第七節補注

① 建州左衛の設立年代には異説もあるが、	曰大明会典口卷一、五、兵部八、東北諸	夷の條に「建州左衛（中略）永樂十年置	しと記されるから、ゆたくしは永樂十年	に設立が認可されたと理解し、おきたい。	駕端一「建州左衛の設立年代に就いてし	曰歴史と地理口二六卷六号、一九三〇年	十二月、四四七―四六七頁、参照。	② 最初の関文は世宗五年四月十四日、童猛	哥帖木兒に下命された童家吾下が、阿木
----------------------	--------------------	--------------------	--------------------	---------------------	--------------------	--------------------	------------------	----------------------	--------------------

河（吾音会）に到着いたさい、朝鮮国に

送ったもので、その全文は「李朝世宗実

録」巻二一、五年八月辛亥の條に記され

る。第二回の関文は世宗五年六月二日、

童猛哥帖木兒が阿木河に到着いたさい、

慶源府に送ったもので、食糧の要請が主

な内容である。これは曰李朝世宗実録に

巻二〇、五年六月癸酉の條に記される。

③ 楊木答元は、もと開原土着の女真豪族で

あった。彼は本来毛憐衛に所属する無官

の豪族に過ぎなかつたが、永樂中期、明	國北辺守備の功により百戸に任用され、	その後千戸に陞せられたものである。そ	の後開原東南の靖安堡（尚陽堡）の屯長	となつたが、永樂二十年頃、開原城寄留	の韃官と共に謀りて乱るおこし、城中を掠	奪し、吾音会に逃亡した者がある。拙稿	「建州女直社会構造の一考察」日明代滿	蒙史研究 四 京都大学文学部刊。一九六三	年十月、二九七一三三九頁。
--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	---------------------	--------------------	--------------------	----------------------	---------------

④ 童猛哥帖木兒は世宗八年十一月、子息の權豆を朝鮮国に遣り土物を獻じ（曰李朝世宗實錄卅卷三四、八年十一月癸卯）、世宗十年に遣使來国し（曰李朝世宗實錄卅卷三九、十年正月乙未・己亥）、同年末にも遣使來国し同時に宣德三年（世宗十）十二月、明国に遣使朝貢した（曰大明宣宗實錄卅卷四九、宣德三年十二月乙巳）。

⑤ 世宗十三年八月、明国使節は朝鮮を經由し女真の地で海青の採取に従事し（曰李

朝世宗實錄四卷五三、十三年八月辛亥・
 壬子・戊午・庚申、世宗十四年五月、
 明國使節は海青・土豹採捕のため朝鮮に
 來國し、別の明國使節張童兒も朝鮮國を
 通過せず、世宗十四年六月、阿木河に到
 着し、童猛哥帖木兒の協力を得て海青の
 採捕に従事した（曰李朝世宗實錄四卷五
 六、十四年五月丙戌・六月庚戌）。張童
 兒は世宗十四年十一月、阿木河を發ち歸
 國してゐる。

⑥

日明史正卷七六、職官志五、五軍都督府
 の條に「中軍左軍右軍前軍後軍五都督府
 每府左右都督、正一品」と記される。

第八節「借地」恢復の事業

猛哥帖木兒が死に、後継者の人選をめぐって建州左衛が混乱しはじめると、朝鮮国政府にあっては、幹木河の一角に鎮を設け、この地方を名実ともに政府の支配下に置くこととする論議が表面化した。朝鮮国政府がどのような論據に立つて幹木河の領有を主張したかは、「幹木河本是我国之境郷也。童猛哥帖木兒借地其地。今見滅於兀狄哈。其地蕭然閑曠。在我不可不作鎮以鎮之」(曰李朝世宗實錄四

卷六三、十六年正月丙午、といふ世宗の發言に見ることは、かゝることができる。すなわち、韓木河は本來朝鮮國の領土であつて、童猛哥帖木兒はその地を借用していたのであり、彼の死後はこの地の主權者たる朝鮮國が鎮を設定し支配に當るべしといふのである。このよ様な主張に基づく借地し恢復の事業は、この地に城壁を築造するることから始まる。

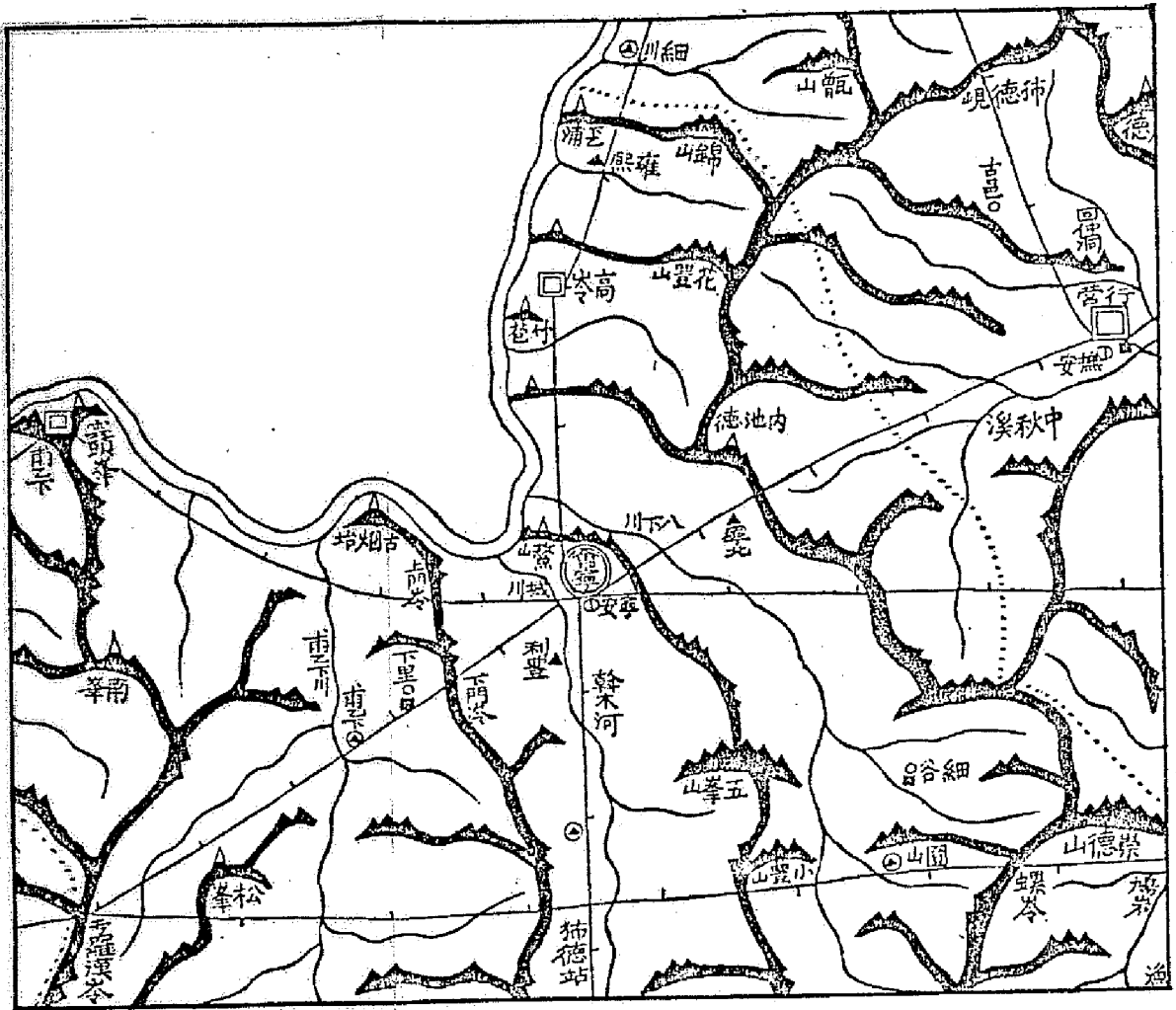
それまで韓木河には朝鮮國の官衙はなかつた。この地に軍鎮を置くとともに、問題は軍

人を養うに足る可耕地の有無であつて、韓木
 河は地味貧弱で可耕地が少なく、わすかの肥
 沃地はことごとく女真人の所有で、その周辺
 に朝鮮軍民を入居せしめても可耕地に限界が
 あるから郡邑を設置することはむずかしかつ
 た（曰李朝世宗實錄口卷六三、十六年二月壬
 戌）。そこで寧北鎮南面の古山城南北緑野洞
 等処の可耕地を韓木河に編入し、この地に寧
 北鎮から人民三百戸を加入させ、すでに韓木
 河に入居した正軍二百戸と合し、合計五百戸

を以て幹木河に帰屬せしめ、鎮を稱し僉節制
 使を置くこととした（曰李朝世宗實錄口卷六
 四、十六年五月甲申）。かようにして會寧鎮
 が成立し、河敬復の子河漢が初代僉節制使に
 任ぜられてゐる（曰李朝世宗實錄口卷六四、
 十六年五月癸卯）。會寧の會は吾音會の會、
 寧は寧北鎮の寧によるものであろう。
 しかるに會寧はなお建州左衛の本據地であり
 交通の要衝であるから、その重要性から言え
 ば會寧北方に位置する寧北府の比ではない。

そこでいくはくもなく寧北府と會寧鎮の守將
 を恒久的に交換する議がおこり、會寧鎮を會
 寧都護府と稱し節制使判官と差遣し、寧北府
 を寧北鎮と稱し僉節制使を置くこととした。
 曰李朝世宗實錄四卷六五、十六年八月丁未・
 己酉、十月丁卯。そして世宗十六年十二月、
 李澄玉を判會寧都護府事、河漢を寧北鎮僉節
 制使とする人事が発令されている（曰李朝世
 宗實錄四卷六六、十六年十二月乙巳）。か
 うにして陣容を改めた會寧都護府は、建州左

衛村落のた^り中に登場するこ^ととなつた^①。世
 宗十八年九月、世宗は戸曹判書沈道源を咸吉
 道に遣り、安^豆以北の軍丁二万三百を募し、
 會寧府城の築造に當らせた。周圍三千九百尺
 高さ十五尺の同城は二十五日^で竣工^してゐる
 (四李朝世宗實錄四卷七四、十八年九月戊午
)。しかし會寧府のその後の經營は順調にす
 すめられたてあろ^うか。四李朝世宗實錄四卷
 七七、十九年五月己酉の條に見える世宗の傳
 旨に、



大東嶼地圖

傳旨咸吉道都節制使、新設四邑、我祖宗肇
 基之地、以豆滿江為界。歲在庚寅、守將失
 馭、遂為胡兒遊獵之場、其後童猛哥帖木兒
 適底亡滅、所居一空、機不可失、予以謂祖
 宗興王之地、不可空棄。豆滿江天所以限彼
 我也。、、是以於癸丑冬、移慶源府於蘇
 多老、移寧北鎮於阿木河、徙南道之民二千
 二百戶以實之。又募江原忠清慶尚全羅之人
 以補之。將以輕徭薄賦以厚其生、練兵養卒、

以固邊境、道初年旱荒、加以大雪、頭畜多斃、又次年疾疫大興、死者甚衆、新徙之民、不安其居、思歸故土、或至亡命、因而造言者、以為新邑不可永建、朝夕當罷。至於一
 二大臣亦言、高麗時、尚不能以豆滿江為疆域、今以磨天巖為界亦可守也。中外喧擾、
 胥動浮言。予固守大計、不惑雜說。

と見えるから、經營は一時的に挫折し、その後の方針をめぐって消極的論議もあつてゐる。

しかし朝鮮國政府が幹木河に會寧府を設けたことは、借地してあつたこの地方を本國に撤收し經營する方針を、國家の意志として決定し

たことを内外に示したものである。一からはこの地に住む女真人は外国人であるのか或は朝鮮人と考えられたのであろうか。建州左衛人を朝鮮人と考える地方官吏もあつた。判會寧府事李澄玉は會寧近傍の女真人を、自國の軍丁に準じ軍役に服せしめ城邑守禦の分番に當てることを進言したが、女真人が外敵の攻撃を受けた場合、朝鮮に救援底護の責任が生ずるといふ理由で却下された（曰李朝世宗實錄卅卷六九、十七年七月乙未）。のちに

世宗二十年正月、世宗が咸吉道都節制使に任
 旨した一文に「もし童倉等が強いて移住しよ
 うとしたなら、汝は朝鮮國に寄生し國家の
 厚恩を蒙ること多年なり。しかも徭役祖税は
 相管せずして、これを視ることわが民の如く
 し、共に同仁の化を榮しめり。すなわち何ぞ
 一朝にして、にわかに移居せんとするか」と
 言えし（日本李朝世宗實錄正卷八〇、二十年正
 月甲辰）と記されるから、朝鮮國は建州左衛
 人を朝鮮に寄留する外夷と評價していたので

あつて、建州左衛人に軍役や賦役を課し、朝鮮
国人として所遇するといふ考へ方は、政府
においては示されぬいふ。

第八節補注

① 日東國輿地勝覽正卷五〇、会寧都護府の
系に次のように記される。

会寧都護府（中略）建置沿革、本高句麗旧

地。胡言幹木河一云音会。本朝、太宗朝、幹

采里童猛哥帖木兒、乘虛入居。世宗十五年

兀狄哈、殺孟哥父子。幹木河、無酋長。十六年、遂移石幕。寧北鎮于伯顏懇所。尋以幹木河西北、當賊衝、且幹朵里遺種所居、特設城堡。令寧北鎮節制使兼之。然其地距鎮阻隔、聲援懸絕。是年夏、別置鎮于幹木河、以豐山·田山·細谷·宥洞·高郎歧·阿山·古富居·奎回還等地為界。稱會寧鎮。置僉節制使。冬陞為都護府使。

第九節 幹木河についでこの明国の見解
 朝鮮國は幹木河地方を借地と理解して来た
 が、明國はこの地をどのよう^かに考え^ていたの
 であろ^うか。これより先世宗十六年秋冬頃、
 建州左衛の都督童凡察は部下を北京に遣り、
 建州衛への移住を奏請し勅許を得た。その勅
 書には幹木河についで^{明國の}特別の見解は示され
 ていない（曰李朝世宗實錄 口卷六七、十七年
 二月丙寅）。勅許は得られたが部族民の多く
 が移住に賛意を示さなかつたので、凡察は上

甫乙下地方に移住するにとどまつた（曰李朝
 世宗實録四卷六八、十七年四月壬子）。彼は
 世宗十九年二月にも明國へ上奏し、建州衛へ
 の移住の希望を述べ勅許を得た（曰大明英宗
 實録四卷二七、正統二年二月辛酉朔）。その
 勅書に「爾等居鄰朝鮮、數被其國人侵擾」と
 見えるから、明國は建州左衛が朝鮮に住むと
 理解していたのではなく、その鄰に住むと理
 解していた。さうした考え方はその勅書にひ
 きつづき「然朝鮮國、是自先朝、恪守法度、

事上交隣、未嘗違理しとあり、蓋朝鮮國與爾
 等、皆朝廷之臣、惟睦鄰守境而相和好、是朕
 一視同仁之心也、しと見えること、かゝるも知るこ
 とが、できる。右の勅書とほぼ同文が、曰李朝世
 宗實錄、正卷七七、十九年五月辛丑の條に記さ
 れる。前者が勅書の要約、後者がその完全な
 謄写であるが、それには「爾等見在阿木河
 地面居住。與朝鮮國境界相接。本國軍馬亦有
 在彼住坐、往來攪擾、不得安穩」と記される。
 阿木河は朝鮮の隣國であるとの見解をとつて

いる。

明國のこうした見解が決して変更を容れな
い確固としたものでないことは、一年後にこ
れがくつがえることからも知るこゝろができる。

建州左衛の他の有力な指導者童倉は、世宗
十九年（正統二）十一月、明國に上奏し、凡
察と自己との遼東への移住を請うてゐる（可
大明英宗實録 卷三六、正統二年十一月戊戌
）。英宗正統帝は童倉の要請を容れ、朝鮮國
王に勅諭し、童倉等を護送して毛憐衛に送り、

また毛憐衛に勅して童倉を安全に出国せしめ
 るように下命した。童倉は二の時、父童猛哥
 帖木兒の跡を襲い建州左衛指揮使に任せられ
 ている（曰大明英宗實錄口卷三六、正統二年
 十一月甲寅）。下命を受けた朝鮮国は世宗二
 十年（正統三）正月、明国に奏本を送り、童
 猛哥帖木兒は久しく本国の公嶮鎮逸南の鏡城
 ・阿木河地面に居り（中略）二のころ童倉・
 凡察等の所居地方は本国の設くる所の衙門に
 接近し、被擄人口が容易に逃來するので根心

を生じ移住を要請してゐるが、もし彼等が李
 滿住と聚居する二とにすれば同心作賊し本国
 の丑患となる。童倉・凡察等は鏡城地面に祖
 居してゐるので舊の如く現住地に居住せしめ
 られたいしと主張した（日李朝世宗實錄四卷
 八〇、二十年正月丙午）。文中で鏡城・阿木
 河地面が公嶮鎮以南の朝鮮領内である二とを
 強調し、ついでに所有童倉凡察等祖居鏡城地
 面しと稱してゐる。これに対する回答で明国
 は「其童倉・凡察等、聽令仍在鏡城地面居住

不必搬移。此輩皆朝廷赤子、在彼在此一也。し
 へ日李朝世宗実録正卷八一、二十年五月丙申
 〽と稿して、いるから、明国は童倉等の位地が
 朝鮮領内であるニとを認めたと理解するニと
 ができる。明国には領土といふ觀念がなく、
 天下はあまねく明国の領土であるから、幹木
 河が朝鮮のものであれ、女真の地であれ、どち
 らでもよかつたのであろう。しかしこの時か
 ら童倉等の建州左衛人には、身分上は明国に
 臣屬し、住地は朝鮮国に屬するといふ特別の

あり方が生れた。すなわち明国と冊封関係に
 在る者が^{明国の}他の冊封国に居住するといふ異常
 な事態が生れたことになる。

第十節 建州左衛の立場

朝鮮國は借地と稱し明國ははじめ女眞の地と稱し後に朝鮮の領地と認めたる如くであるか、建州左衛人は二の二とをどのように考えていたであらうか。

建州左衛の指導者は、朝鮮國と明國との双方に帰順の意向を示している。すなわち先に凡菴は明國に奏聞し、朝鮮國が移住を阻止したと主張したと稱したが、二の二とを朴好問に難詰され予捨此土、顧無去処、滿住雖廢

聖旨來促、我無移去之意。永世帰順、死於都
 節制使足下矣。歲月久則當知予之誠信矣。(一
 曰李朝世宗實錄卷七七、十九年六月乙丑)
 と稱し、朝鮮国への帰順の意を表明した。
 かし彼は明国との關係を絶つと言つてゐるの
 ではない。このことは世宗十九年七月、彼が
 朝鮮王宮で世宗王に謁見したさい、會寧城外
 三十里の地への移居および明国皇帝への朝見
 の希望を述べ、世宗の意向を尋ねてゐること
 からもありらかである(曰李朝世宗實錄卷

七八、十九年七月乙丑朔。世宗王は「汝朝見與否、非予所区處」と答えてゐる。凡察の明国朝貢をさしとめたなら、他日複雑な立場に追ひこまれるであらう。世宗の発言に明国に對する配慮をうかがうことが出来る。凡察等の帰郷にさいし、朝鮮は衣服・鞍馬を贈り官職は贈つてゐない。朝鮮の外臣としてこの扱ひを拒んだものと察せられる。

凡察を含めて建州左衛の指導者等は、明国と朝鮮を宗主国とする等距離外交を志向して

の双方

いたと考えられる。建州左衛にとつて朝鮮国
 は、明国を中心としてた東アジアの冊封体制下
 に在つて、建州左衛とは同次元に立つ冊封国
 として認識されていたのではなく、明国と同
 じ次元に立つ宗主国として認識されていたこ
 とに注目しなければならぬ。
 このことは凡察の態度よりも童倉のそれに
 おいて一層あきらかである。童倉は、父童猛
 哥帖木兒の遭難した事件にさいして兀狄哈に
 捕えられたが、後に生還した。世宗二十年時

の年齢は二十歳で、体貌壯大で威嚴もあり、
 左衛人の多くは彼に帰付するようになった。い
 た。建州左衛の首長の印信は、明国から凡察
 に下されていくが、凡察の家系の者が世襲的
 にその継承が予定されているといふのではな
 く、凡察一代限りのもので、凡察の死後は童倉が
 継承するよう明国から下命されており、従っ
 てやむを得ず凡察に従う者も、心中ではいそ
 かに童倉に依付する者があり、建州左衛の首
 長の地位は未定であつたといふ。可李朝世宗

実録四卷八二、二十年七月辛亥。
 先に述べた、童倉等が現住地にひきつづき
 居住するよう示唆した明国の朝鮮国政府宛の
 勅書（曰李朝世宗実録四卷八一、二十年五月
 丙申）は、童倉に示されたと思われ。童倉
 は世宗二十年七月一日、朝鮮王宮に来て土宜
 を覘じ、朝鮮婦人と結婚し、とこしえに力を
 効いたりと述べ官職の授與を望んだ（曰李朝世宗
 実録四卷八一、二十年六月己卯、卷八二、七
 月癸未）。婆猪江移住が実現し難いと判断し

に 明国ととも

た彼は朝鮮婦人との婚姻によつて外臣として
 の立場を鮮明に示し、受職によつて君臣関係
 を強化し、その新たな関係の中に自己の立場
 を見出そうとしたのである。童倉は要請を容
 られず帰国したが、翌世宗二十一年正月十
 六日、再び朝鮮を訪れていゝる（曰李朝世宗実
 録口卷八四、二十一年正月乙未）。正月を賀
 し、朝鮮国を新にしい宗主国として恭順の意を
 示す為であつたと察せられる。童倉には嘉善
 雄武侍衛司上護軍が、同行した童所老加茂に

天理大学学報原稿用紙

威勇將軍虎賁侍衛司護軍の職が興えられた（
 ）、李朝世宗實錄 卷八四、二十一年正月丙午
 朝鮮國政府にあつても、明國の指揮の職
 に任せられた者に朝鮮國が授職したなら、明
 國の答を受けるのではないかという論議が出
 たが、明國から質問されたら朝鮮國領内に居
 住する故に授職したと釋明するにとにより解
 決をはかることとした。ニ品以上の職は宰相
 職であるので野人への授職は好ましくないとい
 う論議もあり、三品の上護軍と定まつてい

る。こゝにて童倉と朝鮮との間には特別の君
 臣関係が生れた。建州左衛人が朝鮮の貢納を
 課されるようにはなつていないから、その扱
 いは外臣であつた。しかも童倉は明国より冊
 封を受けた者であつたから、不規則なばらこ
 こに二重の冊封関係が生れたこととなつた。
 しかし凡察・童倉等が明国の「重職」を授
 けられた者であるにもかかわらず、「朝鮮国
 王の招引を受けて去見し鞍馬衣服を受けた」
 ことが建州衛の李滿位から正統帝に報告され

ような外交交
渉を持つ

言及されて
いないか

たので、正統帝は朝鮮国王に「未知虚実、俱
置不問」と勅し、自戒を求めた（曰李朝世宗
実録 四卷 八四、二十一年三月壬子）。冊封を
受けた国が冊封を受けた明国の臣下を謁見し
て賜物するにとす。宗主国としては看過でき
ぬ異例のにとてあつて、まゝに授職に到つて
は黙許できぬにとてあつたろうと察せられる。
右の勅書で正統帝は朝鮮国王に、凡察等の
遼東移住を実現させるよう求められている。これ
に對し朝鮮国政府は、正統三年（世宗二十）

五月に賜わつた勅書に「童倉・凡察等、聽令
 仍在鏡城地面居住、不必搬移、在彼在此一也
 しと示されてゐるので、彼等の移住を許可し
 たいように再度聖旨を降して欲しいと奏聞し
 た（曰李朝世宗實錄正卷八四、二十一年三月
 甲寅）。明国もまた朝鮮国の主張を認め、凡
 察等を現住地に留め必ずしも移住せしめざ
 らと朝鮮国王に勅してゐる（曰李朝世宗實錄
 正卷八五、二十一年五月庚申、曰大明英宗實
 錄正卷五四、正統四年夏四月丁亥）。

て遼東への移住が実現し難くなったので、凡
 是はまた世宗二十一年（正統四）七月、移住
 の許可を奏請したが（曰大明英宗實錄卷五
 七、正統四年秋七月戊午）、これに対する勅
 諭には「今爾等又奏、要般回鳳州・放猪地面
 居住、緣在此在彼、俱是朝廷官屬。茲特遣勅
 往諭爾等、遵奉朝命、仍在彼居住」と記され
 ている（曰李朝世宗實錄卷八六、二十一年
 九月辛亥）。朝鮮も女真も共に朝廷の官屬で
 あるから、どちらに居住するのも同じことだ

という考え方が示されてゐる。明国には領土
 という觀念の無かつたことを示す一文である
 が、これによつて建州左衛人は朝鮮國との公的
 な外交交渉を事実上禁ぜられ、移住の自由も
 失ひ、他國に寄留する外人として不安定な立
 場に立たされることとなつた。

第十一節 建州左衛の遼東移住
 正統帝は朝鮮國王に與えた勅書の中で、建
 州衛人のニとを「外人」と稱して「四季
 朝世宗實錄」卷八四、二十一年三月壬子。
 明國と冊封關係にあり、これとの交渉も禁せ
 られた外人が領土内に居住するニとは、朝鮮
 國にとつて好ましくないことではなかつたろうが
 女真驅逐という明確な方針は、世宗年間の朝
 鮮國には現われて來ない。むしろ朝鮮國は凡
 察の邊猪江移住に反対してゐるが、それは明

国への奏本内に「倘若本人等、與李滿住一處
 聚居、同心作賊。本國辺患益滋不絶」(一四李
 朝世宗實錄)と卷八〇、二十年正月丙午と見
 えるような理由による。そして建州左衛人を
 外人と認めつつ、この領内の女真と融和をは
 かり、朝鮮国の秩序を徐徐にこの地方に確立
 して行くこととする立場であつたと察せられる。
 しかしこのした政府方針とは対照的に、會
 寧都護府にあつては女真に対する露骨な対応
 が示されてゐた。同都護府の節制使李澄玉は

性資剛勇で、寧北鎮節制使の頃すでに凡察の
 討伐を主張していたが（曰李朝世宗實錄四卷
 六四、十六年四月己酉）、會寧に着任して以
 後は政令峻嚴にして賊変を聞けばただちに鎧
 仗を着用し、城を出て変に備えるといつた精
 勵ぶりを示した。彼の意見はつ其の會長三四
 人を誅し仍ち其の衆を撫恤し、權豆の三歳子
 を援立して會長となし統屬あらしめば大女は
 去らん。（中略）或はこれを盡滅し遺種なから
 しめ以て後日の患を絶つは策のむつとも善な

るものなりし（曰李朝世宗實錄曰卷七五、十
 八年十一月丁巳）といふ發言に最もよく現わ
 れている。これに對し女真人は彼を畏怖し、
 「有牙大猪（牙を持つた大豚）しとあだ名し
 ており、彼に怨を抱く者も多く、酒に酔わせ
 て殺そうとはかる者もあつたといふ」（曰李朝
 世宗實錄曰卷七五、十八年十一月戊午）。兩
 者の間には常に緊張關係があり、こゝに於て緊
 張關係の下では正常な交易活動をおこなうことはできな
 い。こゝに於て理由で彼等の間に遼東移住が考慮されようにな
 ったのであろう。

李澄玉のこゝした発言は、もとより政府の方
 針とは異なつていたので、世宗王は李澄玉に
 傳旨し、女真人に恩愛を以て痛むよう戒めた
 (曰李朝世宗實錄 卷七五、十八年十一月戊
 午)。ただし世宗も女真人の放縱にまかすと
 いうのではなく、世宗二十年正月には、今よ
 り四月に至るまで會寧に兵を集め女真人の農
 作の状況を觀察し、女真人が業に安んじ耕田
 し、移住の状がなれば兵を帰營せしむるも
 可也(曰李朝世宗實錄 卷八〇、二十年正

月甲辰)と指圖し、二の意を受けた金宗瑞は
 丁童倉及他幹采里等、畏我國威靈、不敢出移
 徙之言、勤治農事、無移徙之狀、然詐謀難測、
 臣於朝夕、窺其去留し(曰李朝世宗實錄曰卷
 八一、二十年四月辛酉)と言つてゐるから、
 凡察等が嚴しい監視下に在つたことがうかが
 われる。凡察はしばしば明国に上奏し、朝鮮
 に阻止され移住できないと訴えていたが、そ
 ういふ事情もあつたかと思われぬ。

童凡察は世宗二十二年正月、朝鮮国に來朝

參贊し、二月帰国した（曰李朝世宗實錄口卷
 八八、二十二年正月甲辰朔・甲子・二月癸未
 ）。 帰国にさいし凡察等に衣・靴・笠等が賜
 與されていゝるので、明國の禁令は無視され、
 女真是朝鮮に外臣としてこの禮をとつたものと
 解される。しかし世宗二十二年四月、童凡察
 と童倉等はにわか阿木河を退去し南乙下地
 方に移住し（曰李朝世宗實錄口卷八九、二十
 二年四月戊寅）、同年六月二十三日、婆猪江
 に一族とともに移住してゐる（曰李朝世宗實

録曰卷八九、二十二年六月丙申。遼州左衛は明國から冊封を受けた明國の臣下であったが、その住地は朝鮮國の領土とされ、身分上は朝鮮國に寄留するものとなった。明國との冊封關係は子子孫孫に到るまで変ることはいから、朝鮮國との交渉も公的におこなうことはできず、したがって交易も順調におこなうことはできな。北からは兀狄哈の來襲もあり、朝鮮の地方官吏との緊張關係もあり、こゝに閉塞した環境から活路を見出すため

遼東への移住が実行されたのであろう。一方、
韓木河一帯から有力な女真部族が去ったので、
朝鮮国は多年の念願であつた會寧地方の經營
を推し進めるに良好な環境を得ることとなつ
た。

第三章 建州衛の對外關係

第一節 建州衛について

建州女直とは明国人が用ひはじめた言葉である①。建州という地名は元代にも存して、今の吉林地方のことであるから、元代には彼等は開元路の吉林地方に居住し、明代初期に到るまでこの地に居住したと思われ。

すでに説いた如く永樂帝は靖難の變の後、
 いち早く劉貞を左都督に、凌雲を遼東都司都
 指揮僉事に任命し、遼東支配の体制を固め、
 また女真各地に招撫使を送り女真人の帰属を
 うながした。この招諭に應じ、永樂元年十一
 月には阿哈出が来朝し、建州衛軍民指揮使司
 の開設となり、阿哈出が建州衛の初代指揮使
 に任せられた。衛は明国兵部の管轄下の役所
 であるが、女真の衛は「羈縻衛所」と呼ばれ
 中央から明国の役人は派遣されず、土着の女

眞の首長が衛の首長に任ぜられ、既得権を認められ、明国の行政機構の中に組織されて、
 た。大明会典の卷一〇七、朝貢三、北狄、
 東北夷の條に「海西、建州、歲一遣人朝貢」と記される如く、建州衛は一歳一貢の義務を負い、明国の朝貢国となり、兩者には君臣關係が成立した。こゝに關係の成立にともない、阿哈出は明国に對し朝貢と、恐らくは特に要請された際には、軍役の義務を負つたが、
 明国からは官職・回賜の授與を受け、貿易を

朝貢のさい

天正大學學部學報附紙

評され、明国の權威を背景とし、支配者と
て部族民に臨んだ。

建州衛が設けられたのち建州左衛も設立さ

れた。この兩衛は一方が他方を從屬せしめる

關係では無い。建州女直には李姓（の建州衛）と童姓（の同左衛）との

二つの中心があつた。この二つの政治集團は

恐らく同時に相互に相手の存在を不可缺とす

るような婚姻集團ではなかつたかと考えられ

るが、立証する手だてはない。この二つの集

団は、外敵の侵入その他の理由により相互に

遠心的^(な)動きを示して分離する
 こともあるが、求む力は常に働らいていた。

吉林地方に創建された建州衛は、いくばくもなく鳳州^②(遼寧省山城鎮付近)に移住した。建州衛の治所は或は此處に存したとしても、部族民の多くは輝発河の流域に廣く分布していたのである。永樂三年九月、阿哈出の子釋家奴(李顯忠)が南京に朝貢し、第二代建州衛指揮使に任ぜられたのも鳳州時代のことである。彼は永樂八年八月、成祖の北征に従

軍し、功により都指揮僉事に任ぜられた。冊
 封体制下にある外夷でありながら、立前と
 ては兵部に属する内臣でもあつたから、要請
 に応じ従軍の義務を負つていたのである。

釋家奴は永樂二十年頃死亡し、

その子李滿住が首長となつた。

李滿住は永樂二十二年四月、部下一千餘戸

と婆猪江流域に移住した。移住に先立ち、李

滿住は永樂帝に移住の勅許を得てゐるが、衛
 の所在地の変更は、許可を仰ぐべき明国内政

彼等は

上の問題であつたと察せられる。移住の理由
 は同年二月十七日韃靼の侵入を受けた事であ
 るが（日本朝世宗実録四卷二四、六年四月辛
 未）、永樂帝の漠北遠征にともない同地方の君安が患
 へていたから、難を避けるとともに朝鮮と
 の貿易に期待をかけたの移住であつたと察せ
 られる。

一かゝり移住後の教

年間、李滿任の部下は窮乏し、しばしば朝鮮
 国辺に来て食糧を請うたし、李滿任自身も百
 數十名の部下と共に滿浦鎮に来て食糧を請うた
 こともある。朝鮮国は彼等に食糧を給したか
 ここのことは李滿任が終世感謝（を以て懐古）するところであ
 り、後年、彼の妻女等が朝鮮軍に危害を加え
 られた時も、先の恩義を覚えて怨を解き、朝
 鮮を信じたといふ（曰李朝燕山君日記四卷一九、二年十一月朔甲辰）。

義州・昌城・碧潼・理山・江界・閔延等の

天理大学学報臨時増刊

移住以後、

わけでは

縁辺の朝鮮国人民は、世宗十五年頃までは、鴨緑江対岸の十里を限り越境耕田することが朝鮮国に認められていた。しかし建州女直の住地が朝鮮に接近したため兵曹が越江耕田の禁止を請うている（曰李朝世宗実録）は五七十四年九月甲子。禁令はにわかには実施されなはなりが、^{朝鮮}縁辺居民は建州女直の南下^{によつて}に制約を受け始めた。正常の貿易関係は開かれていないから女真人の困窮も改善されていらない。

第一節補注

① 建州女直の研究書には、和田清「明初の
 滿洲経略」日東歴史研究「滿洲篇」、昭和
 三十年十二月、東洋文庫。園田一亀「明
 代建州女直史研究」昭和二十三年五月、
 国立書院。徐中舒「明初建州女直居地遷
 徙攷」日中央研究院歴史語言研究所集刊
 四六一二、吳晗「朝鮮李朝實錄中之李滿
 住」日読史劄記「一九五六年」、三聯書店
 等がある。

②

鳳州については稲葉岩吉「建州女直の原
 地及び遷住地」日滿洲歴史地理Ⅰ、一
 九一三年五月、五四七―五七六頁。前内
 亘「元明時代の滿洲交通路」日滿洲歴史
 地理Ⅱ、四三三―四五九頁。参照。

第二節 朝鮮の第一次建州出兵

世宗十五年三・四月、朝鮮軍は建州女直地方に出兵した。これは閔延事変が原因になつてゐる。

第五章才ニ項で説いた如く、世宗十四年冬、忽刺温兀狄哈が閔延に侵入し、人畜を掠奪した。しかし世宗は李禰位を疑ひ、平安道都節制使崔潤徳に下命し、李禰位・林哈刺・沈吒納奴の村落へ出兵せしめた。出兵に先だち世宗十五年四月、政府は明国に奏本を送つた。建州女直が忽刺温の所業と詐稱し人畜を拘留し

（かその中で、

たが、事もし倉卒なれば変に應じ難きため、
 辺將に命じ兵を率いて出發せしめ、宜に従つ
 て設策し、機に及びて處置せしむ、と述べ
 いる。^{明國に}出兵を通告したものと受取れる（曰李
 朝世宗實錄の卷六〇、十五年四月乙酉）。
 崔閏徳は三月十七日、建州攻撃の命を受け、
 自らは二千五百の兵を率ひ鴨緑江を遡行し、
 四月十九日、沈屯納奴寨に到つたが無人であ
 ったので、招諭の榜文を掛けて引揚げた。し
 かし一万教牛に及ぶ他の朝鮮軍は婆猪江流域

この出兵にさいして
 朝鮮国から事前
 に通告がなされた
 のみで、明国から
 出兵の許可が與
 えられていたわけ
 はない。すなわち一冊封
 国は明国に事前
 に通告せずとも他
 國に出兵してさ
 しつかえなれりことか
 らぬ。

の建州衛の村落を襲撃した。四月十九日まで
 の戦いで李滿住は身に九創を負い、彼の妻を
 含む二百五十五名の女真人が死亡した。

世宗は建州出兵の理由と状況とを簡単に記

した。遼東を、同年五月、明國に送った（曰李

朝世宗實錄曰卷六〇、十五年五月乙丑・曰大

明宣宗實錄曰卷一〇二、宣德八年五月辛巳）。

この遼東にもとづき遼東總兵官巫凱は宣德帝

に奏聞し、朝鮮國王を詰問するよう求め、指

圖を仰いでいる。建州女直の住地は遼東都指

揮使司の管轄區域ではないが、この地方での
 外国軍隊の行動は、辺境の治安に深いかかわりがあるの
 指圖を仰いだのであろう。しかるに宣德帝は朝
 鮮國が建州女直を征討したと認めただけではな
 く、「遠表多競、是非未明しすなわち遠表が
五に私闘をなしたと理解し、 二う
 た認識に立つて、勅至、宜解怨讐仇、改過遷
善しといまいめ、巫凱の主張する如き詰問使
は送らなかつた（司大明宣宗実録正卷一〇三
宣德八年六月癸未）。巫凱は恐らく自己の所

管内への外国軍隊の出兵は明国に対し危害を
 加えたことになると主張したかつたのである
 うが、宣徳帝がこの事に言及していないのは、
 朝鮮国の危害が直接明国に加えられたもので
 はない上に、明国には外夷相互間の国境につ
 いても明確な認識がなかつたためであると察
 せられる。以上のこと、ていやるように建州女直は明国の要請に応じ出兵
 の義務を負つていたと察せられるが、建州女
 直が外敵の侵入を受けた際には、明国は援軍
 を送る義務を負わない。冊封体制とは所誼大

7
 国のエゴイズムに出るものであること、これ
 によつて見るニとができる。

第二節補注

① 日大明一統志(天順五年刊)卷二五、

遼東都指揮使司の條に「今領衛二十五、

州一」として定遼中衛以下二十五衛があ

げてある。ニけりの諸衛は遼東遼寧内に

位置してあり、遼外の地域は遼東都司の

管轄外であつた。

第三節 建州衛と朝鮮との和親

如上の第一次出兵で建州女直の百七十四名が朝鮮の捕虜となったが、朝鮮国は李滿任に「誠心帰順しすれば捕虜返還に應ずる意のあること」を傳えた（曰李朝世宗實錄卷六一、十五年八月甲午）。李滿任と沈訥納奴とは折りがえり自らの子弟等を朝鮮王宮に侍衛として送ることを傳えている（曰李朝世宗實錄卷六一、十五年八月丁酉）。子弟を王宮の侍衛とするとは人質とするとの意であって、そ

れは朝鮮国の要求する「誠心帰順」の意を具
 現する為であつたと解される。人質の派遣は
 朝鮮・女真の双方からというのではなく、こ
 の場合は一方から他方にのみ送りぬるのであ
 るから、兩者の關係は対等の善隣友好とい
 うのではなく、建州衛が朝鮮国を目上として服
 属する關係であつたと言えよう。このことは
 冊封を受けた一國が冊封を受けた他國を従屬
 させることも可能であつたことを示している。

李滿住はまた王半車等四人に書を托し、平
 安道都安撫使崔閔徳に送つてゐる。朝鮮国政
 府は安崇善の啓に従い王半車等の入京を許可
 したが、安崇善の啓には「況來者不拒、載在
 聖經。今野人慕義投降、則聽從其言、是聖人
 包容之徳也。矧茲征討之後乎。理宜聽從」と
 記されてゐる（曰李朝世宗實錄正卷六一、十
 五年閏八月己卯）。自己を聖人の立場に置き
 女真人を野人すなわち原始人と稱してゐるの
 は随分ひとい言ひ方であるが、そうした中華

思想がここにもつらぬわれていることに注目
 すべきである。王半卓等は世宗十五年九月に
 来京した。朝鮮国政府では領議政黃喜等が
 中國衛分、不可私通文書しと論じて明國への
 配慮を示したため文書を交付するとは避け
 たが、ただ朝鮮國王の教旨を禮曹に移牒し
 禮曹より建州衛に移牒へ通達しすれば大義名
 分において害なしという孟思誠の議に従い、
 今後の女真人の來朝と入侍とを許可するこ
 ととした(日李朝世宗實錄白卷六一、十五年九

月乙丑)

李滿住は世宗十五年十二月二十一日、指揮

王答兀等を朝鮮国に送り土宜を献し(日李朝

世宗実録 四卷六二、十五年十二月庚午)、十

六年正月にも遣使賀禮し(日李朝世宗実録 四

卷六三、十六年正月己卯朔)、十七年正月に

も遣使朝賀した(日李朝世宗実録 四卷六六、

十六年十一月己亥・十二月己未・卷六七、十

七年正月癸酉朔)。

鮮国との間には独自の外交関係が開かれたが

建州衛

は朝鮮国に毎年

遣使賀禮して

のであるから、その

ありかたは朝貢と

は言えないとして

それに準じたもの

と言えらるゝであらう

かようにして建州衛と朝

女真の

こゝに於ける關係は明國兵部に所屬する衛として、
 は特別のあり方であつて、建州衛として、
 獨朝鮮と外交關係を開くことは好ましくはなかつ
 たであらうが、村落の自衛上已むを得ぬ措置
 であつたと察せられる。明國に所屬する衛所
 に加えられた攻撃は、とりもなおさず明國に
 對する攻撃であるべきはずであるが、實際に
 衛が他國の攻撃を受けた場合に、明國の保
 護は得られないう状態にあつたから、衛として
 外國と独自の外交關係を樹立して國際關係を

調節するほかなかつたと察せられる。

このように建州衛は朝鮮国に通交はしたがい
 しかし臣屬したわけではない。その理由の一
 は沈屯納奴が朝鮮国に送った書に「兩國如一
 國」=家如一、家如兄弟若弟」と記し、対等の立
 場を堅持してゐるからである。曰李朝世宗実
 録 正 卷六一、十五年八月丙午の條に次のよう
 に記される。

平安道都安撫使崔閔德軍官曹茂、廣沈屯納
 奴書以來、其書曰、兩國如一國、二家如一

家、如兄弟^若、交親居生。忽刺温賊槍貴國
 人六十四名回去、吾率軍三百名盡奪以還、
 不知我輩之功、殺掠吾曹、兩國各有異心。
 理由の二は、建州衛が朝鮮國および他の女真諸
 衛との交渉にさいし、明國を仲介者としてい
 ることである。すなわち世宗十五年閏八月十日、明
 國使節孟控可來・崔真等が宣德帝の勅書を捧
 持して朝鮮に來國した。その勅書は李滿任の
 奏聞に依拠して記され、閏延の役の後、朝鮮
 軍が建州衛に出兵し李滿任の妻等が殺された

ことを述べ、建州衛で没収した勅諭・詔命・
 人畜等を返還するよう勸告してある（曰李朝
 世宗實錄凸卷六一、十五年閏八月庚申）。朝
 鮮国は世宗十五年閏八月二十七日までに總計
 百四十九名の女真人を建州衛に送還し（曰李
 朝世宗實錄凸卷六一、十五年閏八月己巳・壬
 申・丁丑）、翌世宗十六年五月にも世宗は撒
 滿答失里の馬の返還を指圖し（曰李朝世宗實
 錄凸卷六四、十六年五月癸巳・乙未）、これ
 によつて財産人畜返還業務の一切が終了した

直接に朝鮮國と交渉するといふことはなく、

李滿位は宣德帝の勅書を通じ、自らの主張を遂げている。

またこの崔真とは別に王欽・王武という者が朝鮮人被擄刷還の使命を明國から與えられ、世宗十五年九月十一月頃、勅書を帯びて忽刺温地方を旅行した。彼等が所持した忽刺温兀狄哈木答兀あての勅書には、頭目木答兀・沙籠加等が閩延への來寇者であると明記され、掠奪人畜を返還するようよびかけられている。(曰李朝世宗實錄正卷六一、十五年九月庚子)。

忽刺温に關する知識は、建州衛人ならでのもの
 ものであるから、この勅書も恐らく建州衛の
 李滿住から明國に奏請したニともつゞりま
 書かれたものであろう。

世宗十六年五月、孟捏哥來・王欽・王武等
 は朝鮮被擄人救出の使命を帯び、再び忽刺温
 地方を旅行したのち、三者同道のうえ、十月十
 二日京城に入った。日李朝世宗實錄四卷六六
 十六年十月乙卯。彼等も宣德帝の勅書を携
 行して来たが、それには建州・毛憐衛都督撒

萬答失里等の奏請にもとづき、村民五十六名、馬牛三百匹の返還が朝鮮に勸告されてゐる（日李朝世宗實錄口卷六、十六年十月乙卯）。

右の建州衛と朝鮮國との外交交渉を見るに、建州衛は朝鮮國に朝貢に準じた礼はおこなうが、諸事直接交渉により解決をはかるといふのではなく、明國を仲介者として自己の主張を述べてゐる。これは恐らく直接交渉しても効果のあからぬことと、朝貢國の私通は禁じられていたのて、宗主國を通じて発言することが本筋と心得ていたからである。

すなわち彼等は明國に臣屬するが朝鮮には臣屬しないという立場であつたと察せられる。

朝鮮の建州出兵にさり、明國は抗議の詰問使は送らなかつたが、一か建州衛の立場を無視したのではなく、その主張を認め、朝鮮國に發言し、調停の勞をとつてゐることは注目すべきである。

第三節補注

① 李滿菴の子弟が實際に朝鮮に送られ侍衛

になつたかどうかは確證がない。後に論
 ずる。李朝初期の女真人侍衛しにおいて
 説いた如く也多好といふ人物がそれら一
 く思えるが証拠はない。世宗十七年正月
 李滿位が朝鮮に送つた使者の中、多陽可
 ・ト古里・童都里夫何は侍衛として京城
 に留任することを願つたが、彼等は李滿
 位との関係は明らかでなく、恐らく自分
 の意志で侍衛を志願したものであつて、
 人質と解すべきではない。

第四節 朝鮮の第二次建州出兵

世宗十七年正月十三日、女真二千七百餘騎が閔延城を囲み、小ぜりあいの後、斃退された。可李朝世宗實錄曰卷六七、十七年正月庚寅。後論「忽刺温兀狄哈の朝鮮貿易」に説いた如く、宣徳七年（一四三二年）、朝鮮世宗十四年頃から海西女直地方にタタールの侵入があり、生活の根柢を奪われた忽刺温人の中には他部族の村落に侵入し強盜的行為をばたらく者も発生してゐた。世宗十七年正月の閔

延來寇者も世宗十四年冬のそれと同じ忽刺温兀狄哈であつたと察せられる。

世宗はこの來寇者を建州衛の李滿位と一ていふが（曰李朝世宗實錄上卷六七、十七年正月辛卯）、その李滿位は來寇者は忽刺温兀狄哈の那列禿であつたと明國皇帝に奏聞して、いふ（曰大明英宗實錄上卷二、宣德十年二月戊申）。那列禿の所屬衛名は不明である。これより先李滿位は朝鮮國に使者を送り、忽刺温兀狄哈千余騎による朝鮮國侵攻を予測し警告して

いた（曰李朝世宗實錄正卷六七、十七年正月丁亥）。彼は警告したためにかえつて疑われただのであろう。

世宗十七年七月十日にも女真人が小蕪豆に侵入し（曰李朝世宗實錄正卷六九、十七年七月乙酉）、また七月十八日、女真人二十余名が閭延郡趙明干に侵入し、朝鮮国人三名を殺した（曰李朝世宗實錄正卷六九、十七年七月甲午）。こうした事件が相継いだため、朝鮮

国政府は世宗十七年九月、明国正統帝に奏文

を送った。それには宣徳八年（世宗十五）閏
 八月十日に受領した勅諭が謄写され、ついで
 勅諭に所記の物件は李滿任に送還し、撫恤を加
 えたにかかわらず、前項の野人等が今年正月
 七月に忽刺温人を誘引し、閭延び人畜を殺傷し
 たと述べてある（曰李朝世宗實錄四卷六九、
 十七年九月己丑）。この朝鮮国王の奏文に封
 する正統帝の勅諭には「此小寇耳。不足煩師
 遠征。王宜自飭兵備、以懼之」と記されてお
 り、兵備をいまいめるにとどまつた（曰大明

英宗實錄 卷一一、宣德十年十一月壬辰、
 正統帝がかように冷淡であつたのは、外表に
 よる侵寇が直接明國に加えられたものではな
 かつたからであらう。

この勅諭は世宗十八年（正統元）正月、京
 城に到着した。文章が『大明實錄』所載のそ
 れと異なる部分があるが、朝鮮に送られたも
 のが正確な謄写であらう。その勅諭で正統帝
 は、李滿住が忽刺温人を誘ひ來寇したとなす
 朝鮮國の奏文を具悉し、蓋此寇禽獸之性、非

可以德化者。須震之以威。勅至、王可嚴勅兵
 備、如其再犯、即勦滅之。庶幾辺民獲安しと
 記されていゝる（曰李朝世宗實錄上卷七一、十
 八年二月癸丑）。「禽獸の性に――徳を以て
 化すべからざる者」と稱していゝようには、朝国は
 眞を朝鮮よりは一段と低い國と見ており、冊
 封國の相互に文化度の差を認め、いたことが
 わかる。また「如其再犯、即勦滅之」の文字
 が見えるが、一冊封國が他の冊封國を討伐す
 ることも明國は是認したことが理解される。

この場合に「勦滅」は自国領内においてのみ
 なさるべきか、或は他国に出兵してもよいか
 の点にツリては、明国は問題としていない。

朝鮮国政府は世宗十八年六月、李薺を平安
 道都節制使に任じた（日李朝世宗実録日卷七
 二、十八年六月乙未）。これは建州出兵を目
 標とした人事移動であったと察せられる。つ
 りで世宗は教旨を發し、東西四品以上の者を
 対象とし、外敵制禦の策を進言せしめた。戦
 術を問うと共に出兵にツリての輿論の喚起を

期待したのであろう。これには九十七人の臣
 下が所信を「実封投進」した（曰李朝世宗実
 録正卷七二、十八年六月乙卯）。この「制寇
 之策」は抄写され「帙」にまとめられ李薺に送
 られてゐる（曰李朝世宗実録正卷七二、六月癸未）。
 この頃李滿住は遼陽草河への移住を明国に
 奏請してゐた（曰大明英宗実録正卷一九、正
 統元年閏六月壬午）。移住は専ら忽剌温兀狄
 哈の侵入に備えたものである①。草河は或は渾
 河の行字ではあるまいか②。李滿住はまた世宗

十八年（正統元）五月および閏八月に使者を朝鮮に遣り、土宜を献じた（曰李朝世宗實錄 正卷七二、十八年五月己丑、閏六月丙寅）。世宗十九年五月には童猛哥帖木兒の祭りの爲に阿木河に來てゐる（曰李朝世宗實錄 正卷七、十九年五月辛丑）。

平安道都節制使李薺の朝鮮軍は、世宗十九年九月七日に三道に分かれ、建州衛諸部落に出兵した。李椿の軍千八百は理山を出て兀刺山南方の紅拖里にむかい、鄭徳成の軍千二百は

兀刺山南方の阿開にむかい、李薺の軍四千七百は江界を出て瓮村・吾自岫・吾弥府に向か
つた（日）李朝世宗實錄 卷七八、十九年九月
辛丑己酉。九月十一日、朝鮮軍は古音閑を攻圍
し、十二日、兀刺山城および阿開を經由し、
十三日黎明、吾彌府に入り空屋二十四戸を焼
き帰還した。女真人による組織的抵抗はな
かつた。

建州衛の李滿位は正統三（世宗二十）年二
月、朝鮮軍の建州出兵を明國に奏達してゐる。

一か一これに對する正統帝の勅諭には「なん
 じが能く睦鄰通好せば、彼は豈無辜を害せん
 や」と記し、角力争強は保境安民の長策に非
 ずと諭し、報復を禁止し法度の遵守を求めた
 へ日大明英宗実録巻三九、正統三年二月戊
 寅）。明國と一ては、自國民へ危害の加え
 らぬ限り、遠夷の争競には干渉せぬ方針で
 あつたと察せられる。右の出兵につりて朝鮮
 國から明國に事後報告のなされた形跡はない。
 明國・朝鮮双方にその記録はないから、報告

はなされなかつたのである。すなわち冊封國が他國に出兵する前に、事前におりとも事後におりとも明國への報告は必要と—なかつたという事になる。

李薊位は正統三(世宗二十)年六月、寧龍突山東南麓の渾河流域に移住した(日大明莫宗實録卷四三、正統三年六月戊辰)。朝鮮との外交關係が悪化し、貿易關係の正常化も期待し得ないので移住を決意したのがあろう。李薊位はこのことを明國に奏達しているから、丁衛との移動には、事後であつても明國の許可を要したものと察せられる。明國は渾河が水草

便利、不近辺城の故に居住を許可してゐるが、辺城から遠いとゆうことが好ましかつたのであろう。

李滿住は世宗二十一年閏二月、使節を朝鮮に送つた（曰李朝世宗實錄 臣卷八四、二十一年閏二月乙卯朔）。これよりさ（き）同年二月、童搭赤、李將家の子、李豆滿といつた建州衛の幹部も朝鮮に來朝した（曰李朝世宗實錄 臣卷八四、二十一年二月乙卯）。以上のよりに明代前期の建州衛にあつては、外国からの圧力

がありながら宗主国である明国の保護は得られず政治的にも外交的にも不安定な立場に立たされており、軍備を増強させつつ一方では隣国と善隣友好の関係を結び安寧をはかるほかなつた。政情不安の状態が続いたので貿易路も途絶えがちであり、馬以外には有力な商品もなく、住民の生活も不安定であつた。

第四節補注

- ① 大明英宗實錄卷一九、正統元年閏六

月壬午の條に「今得建州衛都指揮僉事李
 滿住奏、原奉恩命、在婆猪江住坐。近被
 忽刺温野人侵害、欲移居遼陽草河」と見
 える。この頃忽刺温兀狄哈の侵害があつ
 たといふ李滿住の奏言は信用できぬ。世
 宗二十四年五月、忽刺温兀狄哈の加弄介
 の子亡家が朝鮮に來朝したといふ。他人と
 まちがわれて審問を受けたが、そのとき
 得里トといふ建州女直人の奏言に「得里
 ト曰、愁下沙籠介長子、則先是五年間、

作賊於李滿住処と云々（曰李朝世宗實錄曰卷九六、二十四年六月辛卯）。世宗十九年前後には東州女直と忽刺温兀狄哈との衝突があり、李滿住も移住を餘儀なくされたのであろう。

②

園田一亀「明代遼州女直史研究」一一〇頁では、草河は鳳凰山付近を流れる草河だとしてある。鳳凰山付近は開原・遼陽から遠いので、この地に移住を希望したとも考えらるゝ。草河は恐らく渾河の衍字であらう。